第 13 回東アジア市民社会フォーラム

－ 市民社会組織による子ども支援 －

（2022 年 11 月 18 日開催）

報告書

2023 年 1 月

■ 主催：公益財団法人 公益法人協会

■ 助成：公益財団法人 庭野平和財団

主 催

JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations

韓国側主催団体

KF 한국자원봉사포럼
KOREA FORUM OF VOLUNTEERISM

中国側主催団体

CANGO CHINA ASSOCIATION FOR NGO COOPERATION
中国国际民间组织合作促进会

日本側助成・協力団体

公益財団法人 庭野平和財団
NIWANO PEACE FOUNDATION

JIVRI

Civil Society Initiative Fund 市民社会創造ファンド

JFC 公益財団法人 助成財団センター
The Japan Foundation Center

目　次

司会進行：
白石喜春（Yoshiharu Shiraishi）公益財団法人公益法人協会 調査部主任.....1

１．開会挨拶.....2

雨宮孝子（Takako Amemiya） 公益財団法人公益法人協会（JACO）理事長.....2
南英燦（Young-Chan Nam） 韓国ボランティアフォーラム（KVF）会長.....3
王香奕（Xiangyi Wang） 中国国際民間組織協力促進会（CANGO）副理事長.....4

２．基調講演.....6

２.１ 韓国の市民社会組織による政策と実践を通じた子どもたちの支援.....6
金亨謨（Hyung Mo Kim） 京畿大学社会福祉学科教授

２.２ 中華人民共和国の未成年者保護に関する法律の改正に伴う重要な変更点.....37
佟丽华（Tong Lihua）
北京智城法律事務所所長、北京市青年法律援助研究センター所長

２.３ 貧困家庭の子どもの支援　キッズドアの取組.....45
渡辺由美子（Ymiko Watanabe） 認定特定非営利活動法人キッズドア理事長

３．事例報告.....61

３.１ 市民の会による虐待被害者保護支援事例集.....61
李培根（Bae Geun Lee） 韓国児童虐待予防協会会長

３.２ 市民社会組織による子育て支援　～保護終了児の自立に向けた
＜ビビルアンダック＞の役割～.....72
鄭茂晟（Moo Sung Chung） 崇実大学社会福祉学科教授

３.３ 白衣の天使講師団.....86
白亚琴（Bai Yaqin） 北京市幸福家庭科学教育・公共福祉推進センター理事長

３.４ 子どもの健やかな成長を促し、思いやりのあるふるさとづくりへ
～青神県婦女児童協力発展促進会の「児童のために」プロジェクト概要～.....96
涂梅（Tu Mei） 青神県農村婦女児童協力発展促進会会長

３.５ 地域を変える・子どもが変わる・未来を変える.....104
栗林知絵子（Chieko Kuribayashi）
特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長

３.６ 自立援助ホーム「あらんの家」＆「ミモザの家」 の現場から.....117
浜田　進士（Shinji Hamada）
特定非営利活動法人青少年の自立を支える奈良の会　理事長
自立援助ホーム　あらんの家・ミモザの家　統括施設長

子どもの権利条約総合研究所　関西事務所長

４．レビューセッション.....150

司会・通訳　朴梅花（Piao Meihua）　東アジア環境情報発伝所事務局長
（韓国）　南英燦（Young-Chan NAM）　韓国ボランティアフォーラム会長
（中国）　黄浩明（Huang Haoming）　中国市民社会団体国際協力促進協会
名誉会長、アジア・フィランソロピー研究所所長
（日本）　渡辺由美子（Yumiko Watanabe）　キッズドア理事長

５．閉会挨拶.....155

白石喜春(Yoshiharu Shiraishi) 公益財団法人公益法人協会　調査部主任

６．記念撮影.....157

プログラム

司会・進行：白石喜春（Yoshiharu Shiraishi）　（公財）公益法人協会調査部主任

１．挨拶

（日本）雨宮孝子（Takako Amemiya）　（公財）公益法人協会理事長

（韓国）南英燦（Young-Chan Nam）　韓国ボランティアフォーラム会長

（中国）王香奕（Wang Xiangyi）　中国国際民間組織協力促進会副理事長

２．基調講演

（韓国）金亨謨（Hyung Mo Kim）　京畿大学社会福祉学科教授

（中国）佟丽华（Tong Lihua）　北京智城法律事務所所長

北京市青年法律援助研究センター所長

（日本）渡辺由美子（Yumiko Watanabe）　（認定特活）キッズドア理事長

３．事例報告

（韓国）李培根（Bae Geun Lee）　韓国児童虐待予防協会会長

（韓国）鄭茂晟（Moo Sung Chung）　崇実大学社会福祉学科教授

（中国）白亚琴（Bai Yaqin）　北京市幸福家庭科学教育、公共福祉推進センター理事長

（中国）涂梅（Tu Mei）　青神県農村婦女児童合作発展促進会会長

（日本）栗林知絵子（Chieko Kuribayashi）　（特活）豊島子どもＷＡＫＵＷＡＫＵ

ネットワーク理事長

（日本）浜田進士（Shinji Hamada）　（特活）青少年の自立を支える奈良の会理事長

自立援助ホーム　あらんの家・ミモザの家　統括施設長

子どもの権利条約総合研究所関西事務所長

４．レビューセッション

司会・通訳：朴梅花（Piao Meihua）　東アジア環境情報発伝所事務局長

（韓国）南英燦（Young-Chan NAM）　韓国ボランティアフォーラム（KVF）会長

（中国）黄浩明（Huang Haoming）　中国市民社会団体国際協力促進協会名誉会長

アジア・フィランソロピー研究所所長

（日本）渡辺由美子（Yumiko Watanabe）　（認定特活）キッズドア理事長

５．閉会挨拶

白石喜春(Yoshiharu Shiraishi)　（公財）公益法人協会調査部主任

６．記念撮影

第 13 回東アジア市民社会フォーラム実行委員会（日本）名簿

（五十音順、敬称略）

	委　員	所　属
1	雨宮　孝子	(公財)公益法人協会 理事長
2	伊井野雄二	(特活)赤目の里山を育てる会 代表理事
3	伊藤　道雄	(特活)アジア・コミュニティ・センター21 代表理事
4	楠田　健太	東京藝術大学 准教授、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動国際研究会(JIVRI) 理事
5	白石　喜春	(公財)公益法人協会 調査部主任、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動国際研究会(JIVRI)理事長
6	鈴木　勝治	(公財)公益法人協会 副理事長
7	高谷　忠嗣	(公財)庭野平和財団 専務理事
8	高宮　洋一	城西国際大学講師(前教授)
9	多田　昌弘	(公財)公益法人協会 調査部顧問
10	長沼　良行	(公財)公益法人協会 理事
11	方　真　雅	日本社会事業大学大学院博士課程
12	藤井　　衛	元高齢者福祉・障害者福祉専門員
13	本多　史朗	(公財)助成財団センター プログラム・アソシエイト
14	宮定　　章	(認定特活)まち・コミュニケーション 代表理事
15	山岡　義典	委員長、(特活)市民社会創造ファンド 理事長、 (公財)助成財団センター 会長、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動国際研究会(JIVRI) 理事
16	山田　絵美	(特活)市民社会創造ファンド 事務局長

付　記

本報告書は、フォーラム当日の講演内容を書き起こしたものです。従って、話し言葉中心になっておりますが、一部書き言葉に変更している箇所もありますので、ご了承のほどお願いいたします。

韓国および中国の講演は、現地語→英語→日本語と、二度の翻訳が入っておりますので、お分かりにくいところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたくお願いいたします。



司会・進行：　白石喜春(Yoshiharu Shiraishi)
公益財団法人公益法人協会 調査部主任

皆さん、こんにちは。この国際フォーラムのモデレーターを務めさせていただきます、公益財団法人公益法人協会で調査研究を担当している白石喜春と申します。

韓国、中国、日本の 3 カ国から多くの方々に、第 13 回東アジア市民社会フォーラムにご参加いただき、厚く御礼申し上げます。

今回も、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが収束されていない状況下ということもあり、オンラインによる開催となりました。

第 13 回フォーラムのメインテーマは「市民社会組織による子ども支援」であり、子どもの貧困、児童虐待、子育て問題などを取り上げ、各国の子どもが置かれている状況、子ども・子育て支援制度、市民社会組織やコミュニティーの取り組みなどについて事例共有、ベストプラクティスを含めた意見交換ができることを期待します。

それでは、3 カ国の代表者 3 名から開会のご挨拶をいただきます。

まず、日本からは公益財団法人公益法人協会の雨宮孝子理事長から挨拶をいただきます。

本フォーラムのビデオは、下記ＵＲＬからご視聴いただけます。
https://youtu.be/FcRynSK-XXA

１．開会挨拶



雨宮孝子（Takako AMEMIYA）
公益財団法人公益法人協会（JACO）理事長

皆様こんにちは。ニイハオ、アンニョンハセヨ。

第 13 回東アジア市民社会フォーラムの日本の主催団体である公益財団法人公益法人協会理事長の雨宮孝子です。

東アジア市民社会フォーラムは、歴史も文化も異なる日本、中国、韓国の３か国が、相互理解と融和を通して、東アジア地域の平和と繁栄を目的に組織された国際会議です。私たちの友人である中国国際民間組織協力促進会（CANGO）、韓国ボランティアフォーラム（KFV）と我が国の公益法人協会（JACO）の共催で，このフォーラムは、毎年各国持ち回りで開催しております。本年は日本が主催者となり、テーマは、「市民社会組織による子ども支援」です。我が国では、公益財団法人庭野平和財団の助成を得ながら東アジア市民社会フォーラム実行委員会が実施するという形をとっています。

どの国も子どもは未来の宝物です。にもかかわらず我が国では、国力にもかかわる少子高齢化が社会問題化し、さらにはひとり親の多くの子どもたちの貧困、家庭崩壊の中、子どもの居場所がない、児童虐待などのニュースがたびたび報道されます。そのような中でも地域の中で、子どもの教育支援、子ども食堂の開設など、地域に根差した市民社会組織が大きな成果をあげています。

また少子化対策があまり功を奏していない中、「子育ては家族の責任、特に母親の責任」という考え方がまだ根強い我が国では、仕事と家庭の両立に悩む女性も多く、未来の担い手である子どもを社会全体で支えていくという考え方が浸透しているとは言えませんが、ようやく今年６月「子ども家庭庁」設置法案が国会を通過し、来年の４月には内閣府の外局として「子ども家庭庁」が創設されます。同時に「子ども基本法」も可決されましたが、すでにわが国では子どもをめぐる様々な問題について、地域の市民社会組織が柔軟で、フットワークの良さで、課題解決に取り組んでいる例がたくさんあります。そのうちのいくつかの事例を、本日はご披露できるのではないかと思います。

また中国や韓国でも子どもをめぐる多くの問題は、角度や方向性が違っても共通するところがあるのではないでしょうか。社会情勢が混とんとしている中で、文化や歴史、民族を超えて、我々の将来を担う子どもたちが、等しく、豊かに生存できるよう知恵を出し合うのは重要なことではないでしょうか。本日の日本、中国、韓国の３か国の「子ども」をめぐる様々なご発表が、大きな成果につながりますよう心から望んでおります。ありがとうございます。

（白石）雨宮理事長、どうもありがとうございました。

次に、韓国ボランティアフォーラム（KFV）会長の南英燦さんです。韓国の重要なパートナーである KFV とは、実は 2009 年から各種イベントを共同開催するなど連携を行っており、このフォーラムもその一環でございます。



南英燦（Young-Chan Nam）
韓国ボランティアフォーラム（KVF）会長

おはようございます。韓国ボランティアフォーラム代表の南英燦（ナム・ヨンチャン）です。

Covid-19 の状況の中でも、第 13 回東アジア市民社会・ボランティアウェブフォーラムが開催されることは大変意義深く、嬉しいことです。

今回のフォーラムを主催してくださった公益財団法人公益法人協会の皆様、徹底した準備と連絡をいただき、ありがとうございました。

また、中国 CANGO、韓国 KVF（Korea's Volunteer Forum）の幹部、専門家の方々には、本フォーラムの準備、ご参加をいただき、ありがとうございました。

今回のフォーラムは、「子ども支援における市民社会の参加と非営利支援サービスプログラムの政策と実践」というテーマで行われます。

子どもは国の未来です。彼らを守り、育み、教育することは、未来への投資です。経済が発展し、子どもの保護・支援政策における公的セクターが拡大したとはいえ、市民社会・ＮＰＯがケアすべき部分もあります。その点で、今回のテーマは時宜に非常にあっています。

本セミナーでは、３カ国の市民社会による子ども支援の政策・制度について、専門家によるプレゼンテーションを行い、様々な議論を行います。また、実際のケースについての経験もたくさん共有されます。

このような議論やコミュニケーション、経験の共有を通じて、日本、中国、韓国の 3 カ国の市民社会は、子ども支援の政策と実践をさらに高いレベルに引き上げることができるようになるでしょう。

東アジア市民社会・ボランティアフォーラムは、2009 年に日本の東京で初めて開催されました。それ以来、3 カ国が交代でフォーラムを開催し、議題・テーマを決めて議論し、3 カ国の実際の事例と経験を共有し、市民社会の有意義な変化を導いてきました。

来年の秋には、韓国で第 14 回フォーラムを、対面で開催することができればと思います。

ありがとうございました。

（白石）南英燦さんからご挨拶をいただき大変恐縮しております。ありがとうございました。

次に、同じく我々にとって重要なパートナーである中国の中間支援団体、中国国際民間組織協力促進会（CANGO）副理事長の王香奕さんです。CANGO とは、2004 年から共に国際会議に参加したり、イベントを開催したり、時にはお互いの事務所を訪問して情報交換をしたりしております。



王香奕（Xiangyi Wang）
中国国際民間組織協力促進会（CANGO）副理事長

中国、日本、韓国の尊敬すべきリーダー、専門家、友人の皆様、ごきげんよう。私は、中国ＮＧＯ協力協会専務理事の王香奕（ワン・シャンイー）です。2022 年東アジア市民フォーラムに参加することができ、光栄に思います。

世界的なパンデミックが続いている現状で、日本の公益法人協会がこのフォーラムの開催に臨機応変に対応し、私たちがバーチャルで集う機会を与えてくださったことに感謝いたします。

私は、東アジア市民フォーラムの創設メンバーとして、CANGO を代表して、今年のフォーラムの成功に祝意を表し、また、このフォーラムのために精力的に準備を進めてきた日本の組織委員会に感謝の意を表したいと思います。

中国、日本、韓国は海を隔てた隣国です。また、地理的な特性も似ています。広い分野で利益を共有する我々は、互いに重要な協力パートナーであります。2022 年は中日国交正常化 50 年、中韓国交開始 30 年の節目の年です。

また、2022 年は CANGO 設立 30 周年でもあり、JACO の白石喜春氏、韓国ボランティアフォーラム（KVF）のナム・ヨンチャン氏から、ビデオ通話を通じて祝辞をいただきました。ありがとうございます。お二人の祝福の言葉が、私たちの前進の原動力となっています。

経済社会の発展の中で、中国、日本、韓国は共通の課題に直面しています。例えば、人口のマイナス成長です。2021 年の統計によると、日本は 13 年連続で人口がマイナスになっています。韓国の人口はマイナス成長の兆しを見せており、中国はゼロ成長のステージに突入しています。

この課題は、今回のフォーラムのテーマに直結しています。各ゲストの生の声を聞き、その解決策を議論したいと思います。

東アジア市民フォーラムの設立以来、3 カ国は、防災・減災、ＮＧＯの能力向上とボランティアの仕組み、企業の社会的責任とボランティア精神、高齢化社会における社会団体の役割、社会事業に携わるＮＧＯの政策と実践など、様々なテーマでフォーラムを開催してきました。

三国の市民社会は非常に緊密な関係にあります。私たちは、互いの優れた成果を共有し、学び合うことで、我が国にポスト・パンデミック時代への限りないモチベーションとアイデアを提供しています。

今年のフォーラムは、児童福祉サービスにおけるＮＧＯの役割、その政策と実践をテーマとしています。このフォーラムを通じて、3 カ国のＮＧＯが、児童福祉支援の分野で政策論議と実践経験の交流を深めることができればと思います。

そして、3 カ国のＮＧＯが交流することで、このプラットフォームならではの効果を発揮していきたいと考えています。

CANGO は、東アジア市民フォーラムの開催を支援し、3 カ国のＮＧＯが協力し合えるよう、

力を尽くしていきます。東アジアのＮＧＯ間の交流がもたらすブリッジング効果を活用していきたいと思います。

今年のフォーラムが成功しますように、そして改めて、このフォーラムに尽力された日本の組織委員会のスタッフの皆様に感謝いたします。深く感謝申し上げます。

来年、ソウルで皆さんとお会いできることを楽しみにしています。

ありがとうございました。

（白石）王香奕さん、ご丁寧なメッセージをありがとうございました。

それでは、いよいよ皆様お待ちかねの基調講演です。

最初の基調講演は、京畿大学社会福祉学科教授の金亨謨さんからです。「韓国の市民社会組織による政策と実践を通じた子どもたちの支援」というテーマでお話しいただきます。

２．基調講演

２.１　韓国の市民社会組織による政策と実践を通じた子どもたちの支援



金亨謨（Hyung Mo Kim）
京畿大学社会福祉学科 教授

（動画）「ボランティアとは？」

VOLO（意志）：

自発的・自己責任・自由意志による活動。

「ボランティアの特徴は」

自発性・無報酬性・公益性・継続性：

地域や国家、人間社会のために、個人や組織が自発的に時間や労力を無償で提供する行為。

「ボランティアの心構えは」

勤勉、無邪気、責任感、模範的：

あなたの行動が誰かに力を与える。

「分かち合い・思いやりとは」

温かい心と愛：

希望を与え、生きがいを与える誠実な行動。

私は京畿大学の金亨謨（キム・ヒョンモ）です。韓国の市民社会組織による児童支援について発表します。私のプレゼンテーションは 5 つの章に分かれています。（スライド２）

まず、私の発表の概要について述べたいと思います。第二に、市民社会団体によるチャイルドサポートの歴史についてお話します。第三に、児童福祉の発展の過程で、市民社会組織による児童支援活動がどのように行われたかということに移ります。四つ目は、現在韓国で市民団体によるチャイルドサポートがどのように進んでいるかということをお話しします。最後に、韓国における市民団体による児童支援の今後の方向性について見ていきます。

まず今日のテーマとつながっているので、社会福祉の歴史を見てみましょう。（スライド３）

韓国で、近代的な意味での社会福祉が導入され始めたのは、1980 年代以降のことです。ここでは、市民団体と市民活動に焦点をあててみます。これらの活動は、まず民間レベルで始まり、貧しい人たちの救済活動を行いました。また、韓国の市民団体による子ども支援の発展には、宗教界が大きな影響を及ぼしてきました。

近代的なフィランソロピーという概念が新たに確立されたのは、1910 年の日本による強制併合以降のことであります。（スライド４）

民間と宗教界が連携していました。また、団体だけでなく、個人の参加も一緒になされたことも重要なポイントです。女性や子どものための活動は、アメリカではプロテスタントが中心でした。

そして、近代的な意味での社会福祉は、1945 年の解放後、そしてもう一つの大きな出来事として 1950 年から 1953 年の朝鮮戦争後、さまざまな困難を解決するために始まりました。（スライド５）

重要なのは、外国政府ではなく、外国の援助機関が韓国に来て、さまざまな活動を行ったことが出発点になっていることです。これが韓国における社会福祉の導入期です。

キリスト教やカトリックなどの外国のボランティア団体が大きな影響を及ぼしました。そして、外国のボランティア団体は、社会福祉施設を作りました。孤児院や児童養護施設をつくり、さまざまな活動を行いました。（スライド６）

第２章は歴史についてです。韓国の市民社会団体による児童支援の歴史です。（スライド７）

外国の任意団体が韓国の市民社会団体として子ども支援に貢献したことを語るとき、彼らがどのように韓国に土着していったかを見る必要があります。

第一は、キリスト教児童基金です。ここに外国のボランティア団体が参加して、子どもたちのためにいろいろな活動をしました。ある意味、これが子ども支援の歴史の始まりです。今、この制度は「緑の傘子ども基金」と名前を変えています。あとは、配布資料をご覧ください。

もう一つは韓国スンミョンフェ、これはワールドビジョンコリアのことです。（スライド９）

ワールドビジョンが韓国に来て、いろいろな活動を行いました。

特徴的なのは、最初はワールドビジョンの力を借りて、民間で子どもたちを支援していましたが、韓国が経済的に成長するにつれて、韓国ソンミョンフェが外国を支援する団体に発展していったことです。市民社会団体が外国を支援するために発展してきたのです。

３つ目は、ホルト夫人がつくった養子縁組機関「ホルト・チルドレンズ・サービス株式会社」です。この機関は、国内の養子縁組と海外の養子縁組を支援しました。（スライド 11）

今日は 3、4 回言いますが、1950 年の朝鮮戦争以来、数多くの戦争孤児や迷子が生まれました。彼らを支援する方法の一つが養子縁組であり、多くの養子縁組機関がつくられました。そのひとつがホルト・チルドレンズ・サービス社です。

４つ目は、子ども支援の歴史では有名な「セーブ・ザ・チルドレン」です。子どもを救う外国の団体が韓国でつくられ、いろいろな活動をしました。韓国で子どもの支援や相談を行った外国の任意団体の例で、現在も海外や国内の養子縁組など、子どものためのさまざまな支援事業を行っています。（スライド 13）

５番目はちょっと聞きなれないかもしれませんが、カナダのユニテリアン奉仕委員会です。彼らは当初、全国的にはあまり知られていませんでしたが、地方を中心に子どもたちの支援活動を行っていました。また、専門的な訓練を受けたソーシャルワーカーを採用し、ソーシャルワークに特化した最初の施設であったことも重要なポイントです。これは、子どもたちの支援だけでなく、社会福祉にも活動の幅を広げた例といえるでしょう。（スライド 15）

６番目はメノナイト中央委員会で、米国農務省の援助を受けて韓国にやってきて、食料などの経済援助を行いました。重要なことは、孤児を訓練したことです。大邱、慶北を中心にいろいろな活動を行いました。これは 5 番目の団体と同じように、外国の任意団体が大邱と慶北に根付いて、韓国の社会福祉の発展に貢献した例です。（スライド 17）

いずれも朝鮮戦争後、孤児を支援するために来韓し、韓国の社会福祉の発展に貢献した団体です。それが、これらの団体の共通点です。（スライド 18）

７つ目は「里親計画」、これは一言で言えば養育です。この機関は、一定期間子どもを預かり育てる代理家族を中心に多くの活動を行ってきました。（スライド 20）

これからお話しするのは、その本題です。第４章、韓国の市民団体による児童福祉の現状です。（スライド 36）

子どもに関する事業、子どもに関する問題というと、まずスポンサーシップサービスがあります。経済的に困っている子どもたちとスポンサーをつなぐサービスです。これも民間団体が行っていました。

現在でも、先ほど説明した福祉財団が政府から委託を受けて行っています。つまり、民間が担っているのです。

２つ目は、児童扶養手当の歴史の中で最も大きな部分を占める「子どもの貧困」です。（スライド 37）

貧困家庭の子どもたちに対して、民間企業もさまざまな活動を行っています。ひとつは教育福祉重点支援事業です。これは、経済的に困っている子ども、ひとり親家庭の子ども、多文化家庭の子どもに対して、ソーシャルワーカーが学校へ出向いて支援するプロジェクトです。

現在は文部科学省が行っています。しかし、もともとは市民団体である NGO が、地方自治体の支援を受けて、ソーシャルワーカーを学校に派遣したのが始まりです。経済的に困っている生徒、ひとり親家庭、多文化家庭のための活動を学校でやっていたのです。それを行政が引き継ぎ、教育福祉重点支援事業に発展させたのです。

２つ目は、ドリームスタートです。イギリスでは Sure Start、アメリカでは Head Start と呼ばれています。（スライド 41）

これは、経済的に困難な家庭の子どもは、学校でのスタートラインが他の子どもとは違うので、平等にしようというプログラムです。これも、市民社会団体が始めたものです。

子ども支援に力を入れている NGO が、初めて We Start 運動を行いました。それを厚生省が引き継ぎ、ドリームスタートに発展させました。

当初はヒーマンスタートという名前でしたが、今はドリームスタートです。しかし、スタートは We Start で、市民団体が主体となって行いました。

３つ目は、児童福祉法に基づき、経済的に困難な状況にある子どもたちのために運営されている地域の児童館です。児童福祉法に基づき運営されています。（スライド 43）

この施設も、市民団体がルーツとなっています。小さな教会で、経済的に困っている生徒たちに自習室と食事を提供したのが出発点でした。それがうまくいったので、厚生省が地域の児童相談所にして、貧しい家庭の子どもたちを支援するようになったのです。

３つ目は、児童虐待ですが、簡単にお話しします。（スライド 45）

韓国政府がこの問題に注目し始めたのは 2000 年のことです。しかし、1979 年にはすでに民間の社会福祉施設・機関を会員とする「韓国社会福祉協議会」という団体が認知していました。

そして、グッドネーバーズが児童虐待に関するさまざまな活動を行うことで、認知度が高まっていったのです。2000 年には、国が児童福祉法に児童虐待の規定を導入しました。また、それに関する特別法も制定しました。

重要なのは、それが完全に市民団体によって始められたという点です。（スライド 46）

４つ目は、里親と養子縁組です。（スライド 50）

里親に関して言えば、現在、里親支援センターが都市と地方に 17 カ所あります。予算は中央政府から出ます。ただし、NGO が委託を受けて運営しています。予算全体の３分の１、４分の１は民間機関が負担しています。里親のケースごとに、75%は政府からの支援、25%は市

民社会の支援による民間からの支援です。

養子縁組も同様です。韓国では国内外に多くの養子がいますが、そのほとんどを民間機関が預かっています。委託料は少額にして運営することにより発展させ、それに、政府は数年前に関連法を作って連携しているそうです。

要保護児童とは、国が保護しなければならない児童を指します。（スライド 55）

ご存知のように、子どもは家庭で育つものですが、親が虐待や貧困で守れなくなったとき、国が保護するのが児童扶養手当の本質なのです。冒頭で申し上げたように、200 を超える施設が要保護児童を預かっています。安い人件費と運営費で、スポンサーシップによる社会的な活動を多く行っているのです。

次に、保育についてです。教育の広報を強化するために、中央政府や市や省が、公務員を雇って保育所を運営しています。しかし、それは全体の 1 割にも満たない状況です。9 割は個人か市民団体が運営しています。子育て支援は、まだまだ民間が担っているのです。（スライド 57）

3～4 分ほど、韓国の児童福祉を 20 年以上研究してきた研究者として、その方向性をお話しします。（スライド 59）

私は、韓国では児童扶養手当を行うべきだと思います。詳しくは、配布資料をご覧ください。

１つ目は、UNCRC（UN Convention on the Right of the Child）の実施です。韓国も締約国であり、すでに市民団体も非常に活発に活動しています。UNCRC は、子どもが包括的な権利の主体であることを強調した最初の国際条約で、子どもの人権の普遍的な基準となっています。

また、市民社会団体の子どもに関する活動の基準となっていることも重要なポイントです。子どもの権利委員会は、一貫して市民社会団体の活動を重視しています。

２つ目は、新たな子どもの問題へのアプローチです。先ほどの市民社会団体による子ども支援の歴史ともつながっています。国が動く前に、市民社会団体、個人、宗教団体、海外のボランティア団体、NGO、NPO などが、貧困家庭の子ども、児童虐待、要保護児童など、新しい問題を発見しているのです。市民社会組織は、子どもの問題にアプローチし、これまでの活動を止めることなく、継続していくことを提案します。（スライド 66）

民間で「児童福祉実践 SEUM」という団体があり、少ない予算で受刑者の子どもたちにアプローチしています。最近では、海外からの移住者の子どもたちにもアプローチしているそうで、今後も新しい取り組みを期待し、私も参加することを約束します。

３つ目は、「子どもに関する枠組み法」の制定です。韓国の中央政府は、早ければ今年の後半、遅くとも来年の初めには制定する予定です。（スライド 69）

児童福祉法はありますが、UNCRC の内容を盛り込むには十分ではありません。市民団体も「子どもに関する骨格法」に取り組んでおり、私自身はその調査を担当しています。これを通じて、政府の法案と市民団体の提案を反映させ、良い「子どもに関する枠組み法」が制定されるよう、一緒に考えていくことを提案しています。

最後に、韓国で最も強力で重要な法律は、「大韓民国憲法」です。これが正しいかどうか二度、三度確認しましたが、その中に「子ども」という言葉は出てきません。第 10 条には、すべての国民は人間としての尊厳を有するとありますが、一般に国民とは大人のことを指します。（スライド 71）

配布資料にあるように、34 条には「女性」「高齢者」「青少年」という言葉があり、すでに市民団体が連携して守っています。（スライド 72）

結論として、その 4 項を、高齢者、子ども、青少年のために「国は、福祉政策を実施する義務を負う」と変更することを提案します。ということで、憲法に「子ども」という言葉を入れることを一緒に考えていけたらと思います

今日は、市民団体による子ども支援の歴史、児童福祉の発展過程、いくつかの団体や課題を中心とした子ども支援の現状についてお話しました。（スライド 73）

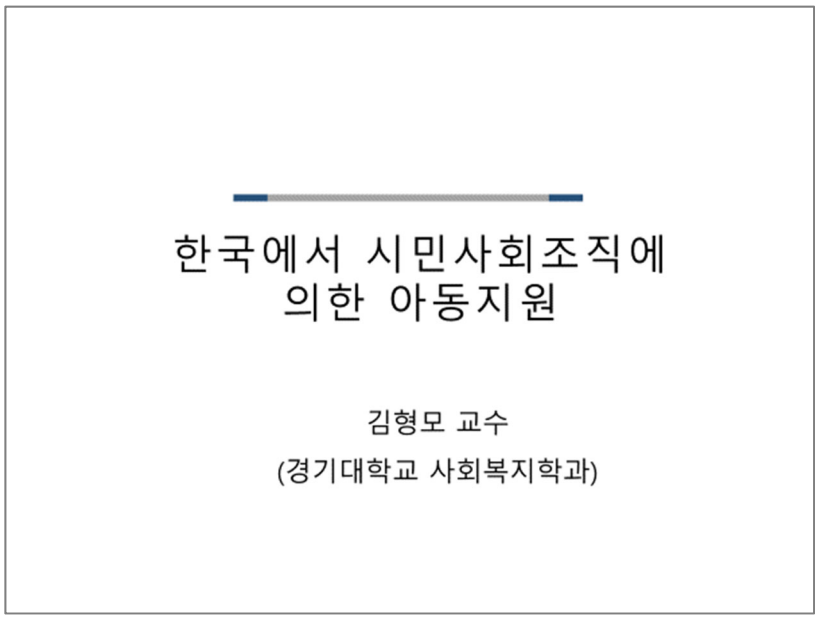
韓国の子どもたちが健やかに成長できるよう、これからも市民社会団体が協力していくことを願っています。

私の発表は以上です。

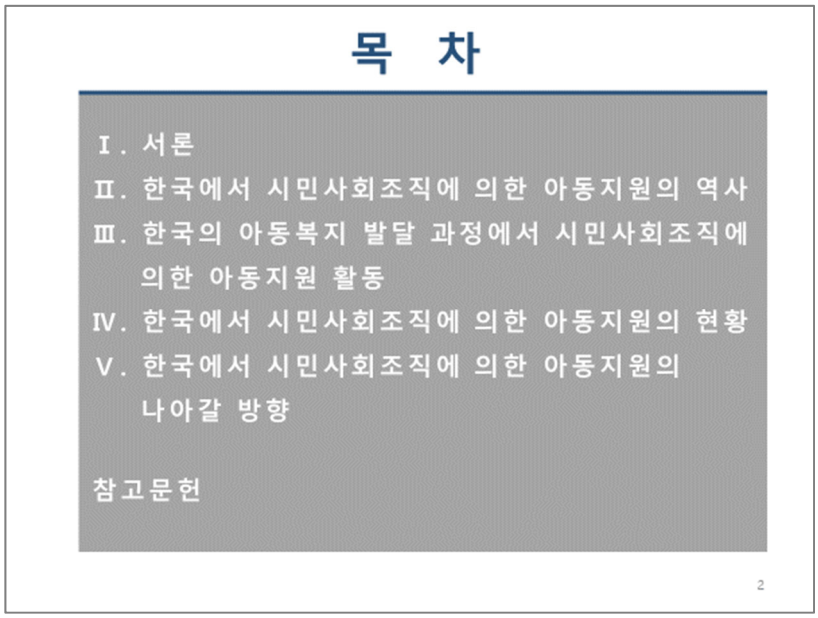
（白石）金亨謨さん、どうもありがとうございました。

チャイルドサポートの歴史から市民社会組織による児童支援の活動状況、児童支援の今後の方向性など、韓国におけるチャイルドサポートの全貌について簡潔にご説明くださりました。

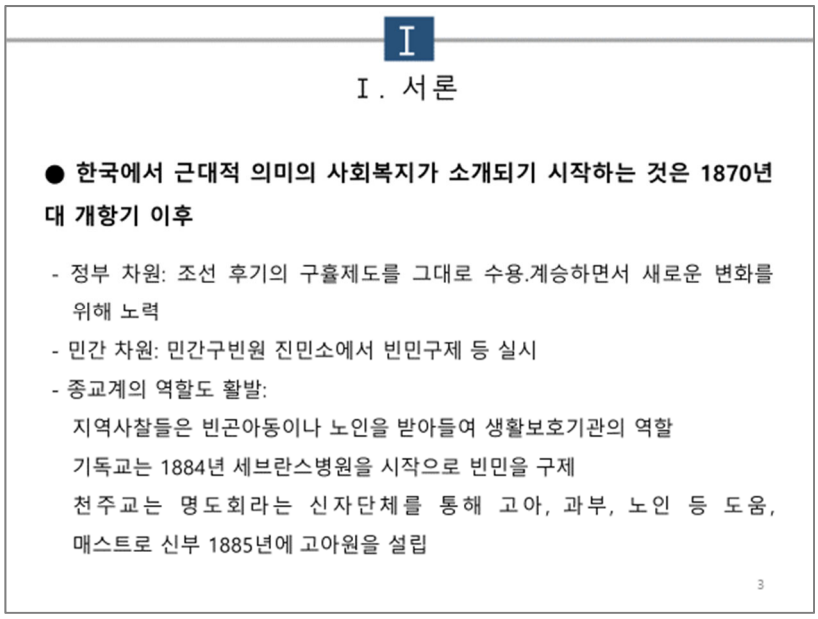
次の基調講演は、北京智城法律事務所所長、北京青年法律援助研究センター所長の佟丽华さんからです。「中華人民共和国の未成年者保護に関する法律の改正に伴う重要な変更点」というテーマでお話しいただきます。



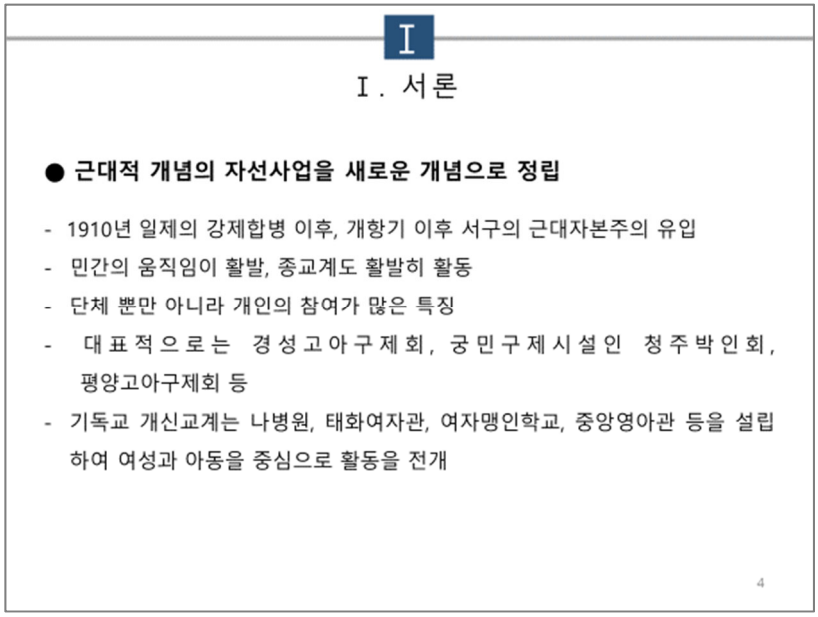
(スライド1)



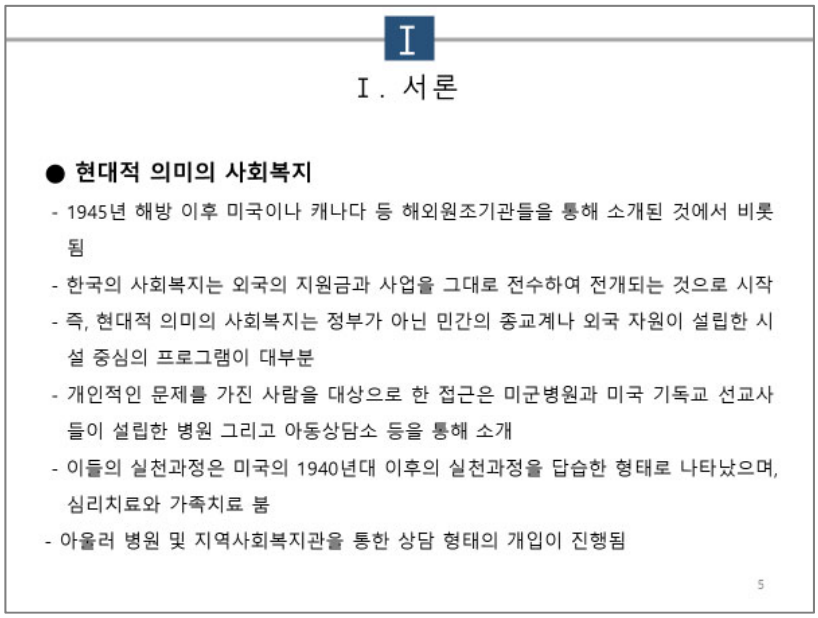
(スライド2)



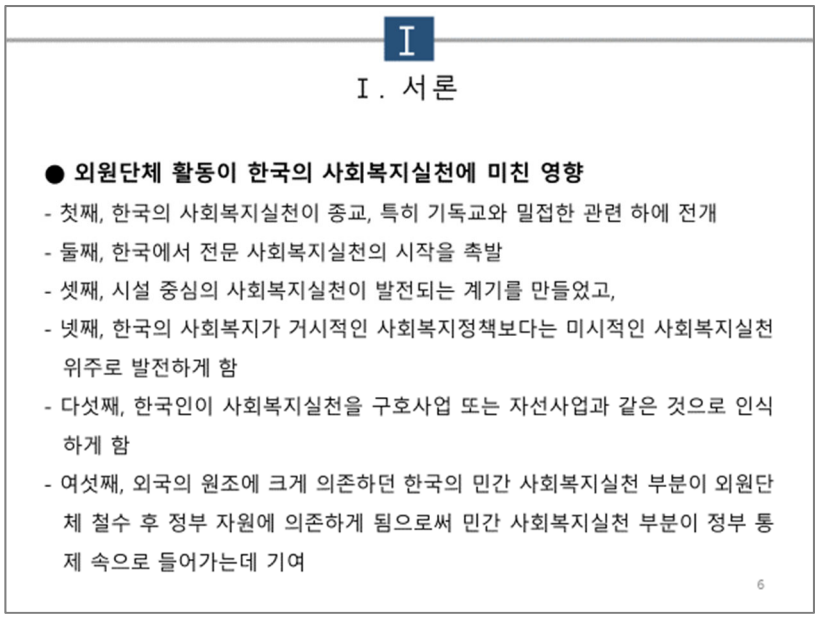
(スライド3)



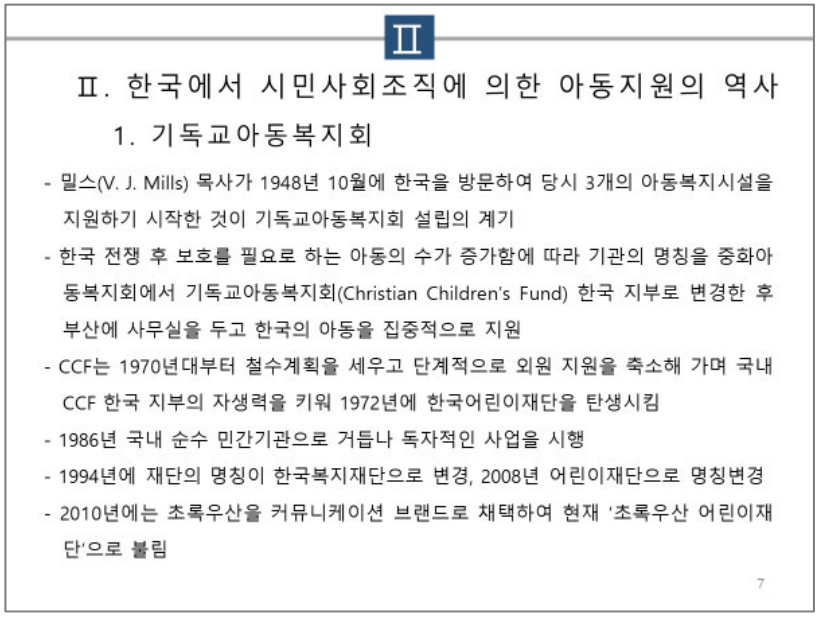
(スライド4)



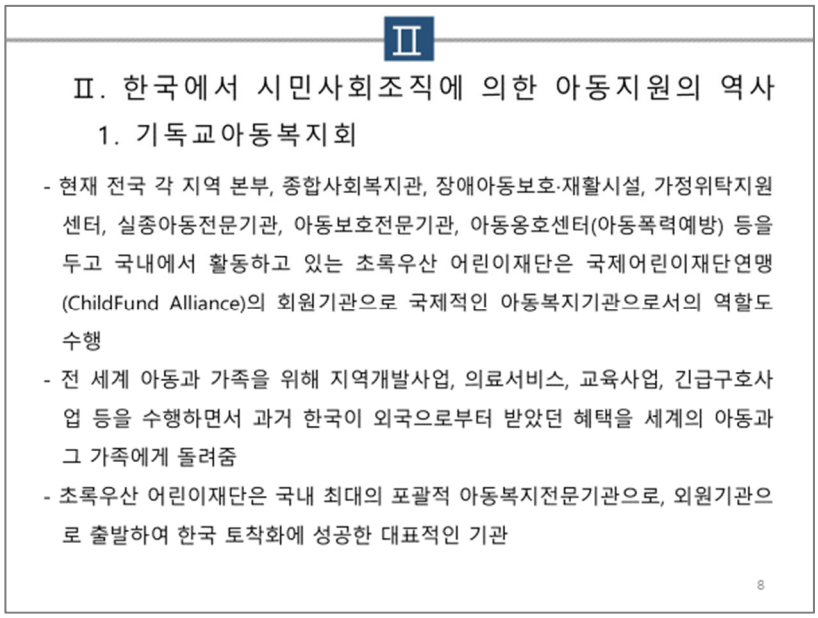
(スライド5)



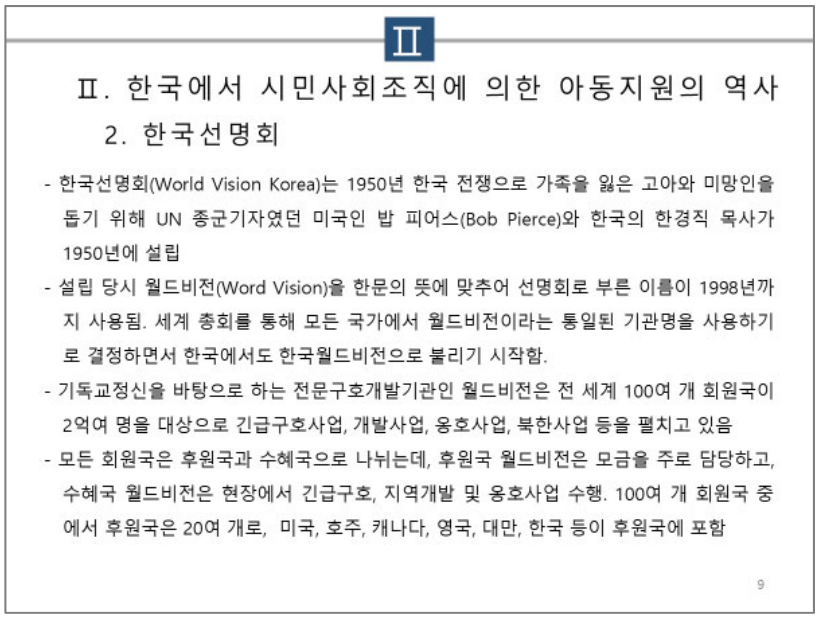
(スライド6)



(スライド7)



(スライド8)



(スライド9)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

2. 한국선명회

- 한국월드비전은 1991년 수혜국 지위에서 후원국 지위로 역사적 전환을 하였는데, 한국은 월드비전의 모든 회원국 중에서 수혜국에서 후원국으로 전환한 유일한 국가임
- 국제적으로 아동과 마을의 자립을 돕는 지역개발사업, 재난 당한 사람을 위한 구호사업 등을 수행
- 한국에서는 위기아동지원사업, 방과후 교육사업, 아동권리 옹호사업, 사랑의 도시락 사업 등을 수행. 전국 각지에 종합사회복지관, 가정개발센터, 사랑의도시락나눔의집, 꿈꾸는아이들사업단, 공부방 등을 운영
- 북한 관련 사업으로는 농업교육사업, 식량구호사업, 농장지도사업 등을 펼침
- 국제사업을 위해 한국월드비전은 아프리카, 중동, 동유럽, 아시아, 중남미 등 전 세계 33개국 131개 사업장을 두고 있음

10

(スライド10)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

3. 홀트아동복지회

- 1950년 한국 전쟁이 끝난 후인 1955년 6월 목재사업을 하던 미국인 해리 홀트(Harry Holt)가 한국의 전쟁고아와 혼혈아동을 도울 수 있는 방법을 모색하기 위해 한국을 방문하였고, 1955년 10월 한국 고아 8명에게 새로운 가정을 찾아주는 입양을 하였는데 이것이 홀트아동복지회의 출발이 됨
- 1956년 해리 홀트는 국내에 홀트해외양자회를 설립하고, 미국에는 홀트입양회(Holt Adoption Program)를 설립하여 해외 입양을 시작
- 1957년부터는 국내 입양 시작
- 1960년에 재단법인 홀트양자회가 설립

11

(スライド11)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

3. 홀트아동복지회

- 1967년 한경직 목사가 이사장으로 취임하면서 한국인 이사장이 뒤를 이음. 1972년 법인 명칭을 사회복지법인 홀트아동복지회(Holt Children's Services)로 바꿔 현재에 이름
- 홀트아동복지회는 한국의 대표적인 입양기관으로 국내외의 후원자와 자원봉사자의 도움으로 입양사업뿐만 아니라, 아동.청소년, 미혼한부모와 장애인, 지역사회와 다문화가정 등 한국의 소외된 이웃을 지원하는 전문적인 복지사업을 실시
- 아울러 해외 빈곤아동 권리 향상을 위한 활동을 펼치고 있음
- 홀트아동복지회는 전국에 어린이집, 종합사회복지관, 장애인복지관, 요양원, 입양가정지원센터, 아동보호전문기관 등을 운영하면서 한국의 주요 사회복지기관으로 자리매김하고 있음

12

(スライド12)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

4. 세이브더칠드런

- 1953년 세이브더칠드런(Save the Children: SCF) 영국, 캐나다, 스웨덴, 미국 등이 한국 전쟁 이후 아동과 미망인을 지원하기 위해 한국에 와 서울, 부산, 마산 등지에서 활동을 시작함. 또한 지역사회 개발을 위해 병원을 설립하여 보건 및 의료서비스를 제공
- 아울러 빈곤아동을 위해 교육훈련과 영양공급을 제공하였으며, 거리의 아동을 위해 그룹홈을 만들고 아동을 보살핌
- 1950년대에 아동과 미망인을 위한 의료 및 교육, 교육, 보호, 훈련, 지원 사업 등에 치중
- 1960년부터 1990년대 말까지는 전국의 농어촌 지역을 중심으로 새마을 운동사업 등 지역사회개발사업에 주력함
- 외국의 세이브더칠드런이 철수하자 한국에서 활동해 온 미국 세이브더칠드런이 1980년에 국내에서 활동하던 타국 세이브더칠드런 한국 지부를 통합하여 사단법인 한국지역사회복리회를 설립

13

(スライド13)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

4. 세이브더칠드런

- 1981년에는 동양에서는 첫 번째로 국제 세이브더칠드런연맹의 회원국이 됨
- 1991년에 사단법인 한국지역사회복리회가 사회복지법인으로 전환됨. 1998년부터는 한국의 독자 운영능력이 인정되어 미국의 재정적인 지원이 종결됨. 2002년에는 사회복지법인 한국세이브더칠드런으로 법인 명칭이 변경됨
- 그 후 2004년 사회복지법인 한국어린이보호재단과 합병하여 사회복지법인 세이브더칠드런코리아로 법인명이 바뀌면서 전 세계 회원국이 사용하는 세이브더칠드런이라는 명칭과 로고 뿐만 아니라 미션, 비전 및 목적을 공유
- 세이브더칠드런은 전 세계 120여 개 국가에서 활동하는 국제구호개발 비정부기구(NGO). 한국에서는 아동권리 조사, 아동 관련 연구 및 개발사업, 심장병·희귀질환·미숙아 아동지원 등 의료사업, 아동학대예방·치료사업, 가정위탁지원사업, 지역사회중심 아동복지 및 지역복지사업, 유아 아동개발사업(어린이집 운영) 등을 실시

14

(スライド14)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

5. 캐나다 유니테리언 봉사회

- 캐나다 유니테리언 봉사회(Unitarian Service Committee of Canada: USCC)는 1945년 조직된 외원기관으로서 UN의 초청으로 1952년 한국에 들어와 전쟁고아, 미망인, 결식아동의 구호를 위하여 활동. 이들은 식료품 등의 구호물품과 미망인의 직업재활을 위한 재봉틀, 편물기 등을 주로 UN을 통하여 원조하기 시작
- 이후 긴급구호사업, 육아원 원조사업, 보건.의료사업 등으로 사업 범위를 넓힘. 1956년부터는 시설아동과의 결연을 통해 후원활동을 전개했고, 1962년부터는 목포, 인천, 이천, 마포 등 4개 지역에서 사회복지관사업을 시작. 1965년부터는 시설아동 중 경제적인 이유로 가정복귀가 어려운 아동을 대상으로 경제적 지원과 상담을 실시해 궁극적으로 아동이 자신의 가정으로 돌아가 그곳에서 생활할 수 있도록 거택구호사업을 추진
- 1958년에는 한국에서 처음으로 전문교육을 받은 전문사회사업가를 채용하여 사회복지사업을 전문화하는 데 공헌

15

(スライド15)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

5. 캐나다 유니테리언 봉사회

- 아울러 한국캐나다장학위원회를 창설하여 불우한 학생 중 성적 우수자에게 장학금을 제공하는 장학사업을 시행하였으며, 결핵 아동을 위한 의료사업, 극빈 가정을 위한 가정복지사업, 직원 자질 향상을 위한 직원훈련사업 등을 전개함
- 캐나다 유니테리언 봉사회는 1977년 그 명칭을 사회복지법인 한국봉사회로 바꾸고 6개 사회복지관을 운영하면서 국내결연사업을 본격적으로 전개. 1979년에 외국원조는 완전히 중단되고 독자적으로 여러 가지 사업을 전개하면서 오늘에 이르고 있음
- 현재 종합사회복지관과 어린이집을 비롯하여 결식어르신 무료급식사업, 다문화가정 지원사업, 자활사업과 같은 다양한 사회복지 프로그램을 개발·운영하고 있는 한국봉사회는 외원단체를 통해 한국 토착화에 성공한 대표적인 사회복지기관 중 하나라고 할 수 있음

16

(スライド16)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

6. 매노나이트 중앙재단

- 매노나이트 중앙재단(Mennonite Central Committee: MCC)은 한국 전쟁이 끝난 1953년 이후 한국의 연료와 식량 부족, 대량 실업, 해체된 가정에 대해 관심을 갖기 시작하다가 1962년 대구에 MCC 한국 지부를 설립함
- 당시 MCC는 미국 농무부(US Department of Agriculture: USDA)로부터 백만 달러 상당의 식량을 지원받아 7,000여 명의 한국인에게 급식을 제공하고, 재활 프로그램의 일환으로 200여 명의 고아에게는 직업학교 프로그램을 실시하고, 미망인에게는 양복재단 및 재봉 프로젝트를 실시
- 1962년에는 아동을 고아원보다는 가정에서 양육할 수 있도록 돕는 가족아동지원사업(Family Child Assistance: FCA)을 본격화함

17

(スライド17)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

6. 매노나이트 중앙재단

- 1964년에는 지역 기반의 구체적인 사회복지사업 전개를 위해 대구 지역 최초로 동구 신천동에 지역회관(Community Center)을 설립하는 등 지역복지조직체로서의 면모를 갖추어 나감
- 1970년에는 대구에 다른 사회복지기관이 없는 점을 고려하여 한국인만으로 구성된 위원회를 조직하여 사단법인 대구가정복지회(Family Welfare Association: FWA) 설립을 지원함
- 1981년 대구가정복지회는 사단법인에서 사회복지법인으로 전환되었고, 2000년에는 사회복지법인 가정복지회로 법인 명칭이 변경됨. 가정복지회는 그 사업지역을 넓혀 대구 지역을 벗어나 울산 지역회와 사무소를 설치하였고, 2001년에는 기존의 대구 구미 사무소를 경북 지역 본부로 승격함

18

(スライド18)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

6. 매노나이트 중앙재단

- 또한 경북 김천사무소와 경북 칠곡 아이꿈터(일시보호 위탁가정) 등을 설치하여 지역복지를 위한 사업장을 확보 운영하면서 전문복지 프로그램을 개발·보급하기 위한 노력을 함
- 현재는 여러 개의 종합사회복지관을 운영하면서 전문사회복지서비스를 제공하고 있음. 가정복지회는 외원단체를 통해 대구 경북 지역에 뿌리를 내린 전문사회복지기관이라 할 수 있음

19

(スライド19)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

7. 양친회

- 양친회(Foster Parent's Plan: FPP)는 1937년 스페인 내란 때부터 시작하여 제2차 세계대전을 거치면서 전쟁으로 인해 고통받는 아동과 그 가족에게 물질적·정신적 지원을 제공해 온 비정치적·비종파적·초인종적·인도주의적 순수 민간 원조단체로서 한국에서는 1953년에 사업을 시작함
- 양친회는 1974년에 사회복지법인 양친사회복지회로 그 명칭을 바꾸고 의료사업, 장애인재활사업, 노인복지사업을 전개해 왔음. 양친회는 한국 내 사업을 완전 종결하기에 앞서 1977년에 어린이집과 무료급식소를 운영하며 500여 세대의 극빈 가정에 도움을 제공하는 장소인 경기도 성남시 금광동에 양친회병원(1992년 성남중앙병원으로 명칭 변경)을 설립함

20

(スライド20)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

7. 양친회

- 1979년 6월 외원단체인 양친회는 그간 사용하던 재산을 국내에 남기고 한국에서 철수함. 1984년부터 양친사회복지회는 장애아동 재활사업을 위해 소망재활원을 개원하여 운영하고 있으며, 1997년에는 노인을 위해 정선노인의집을 설립하여 운영하고 있음
- 양친사회복지회는 중소 도시에서 외원단체 사업의 한국 토착화에 성공한 대표적인 기관이라 할 수 있음

21

(スライド21)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

8. 태화복지재단

- 태화복지재단은 외국 선교기관의 지원으로 시작된 한국 최초의 사회복지관인 태화여자관에 그 뿌리를 두고 있다. 태화여자관은 초대 관장 마의수(Mamie D. Myers) 선교사의 노력으로 미국 남감리교회 여선교부의 지원을 받아 1921년 4월 옛 순화궁 자리(현재 종로구 대화빌딩 자리)에서 문을 열고 주로 여성과 아동을 위한 사회복지사업을 시작함
- 1933년 그 체제가 보다 다양한 사회복지사업 중심으로 개편되면서 태화여자관은 그 명칭을 태화사회관으로 바꿈. 이후 1963년 최초의 한국인 관장인 문인숙 관장 체제가 들어서면서 태화사회관은 기존의 선교 재정에 바탕을 둔 운영체제에서 벗어나 수익사업과 목적사업을 동시에 진행하는 등 기독교 정신에 입각하여 다양한 사회복지사업을 수행함

22

(スライド22)

Ⅱ

Ⅱ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 역사

8. 태화복지재단

- 1981년 태화사회관은 그 명칭을 태화기독교사회복지관으로 바꾸었으며, 1995년 이후 서울시 강남구 수서 지역에 새로운 건물을 세우고 그 지역사회의 주민을 위해 다양한 사회복지서비스를 제공함
- 부속기관으로 가출 청소년의 일시·단기보호시설인 강남구 청소년쉼터, 성인 정신장애인 사회복귀시설인 태화해뜨는샘, 강남구 발달장애인평생교육센터, 태화어린이집 등을 두고 있음

23

(スライド23)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

1. 전통사회와 근대사회의 아동복지

- 한국 전통사회에서 아동문제에 대한 개입은 삼국시대부터 고아와 자연재해로 인한 기아, 부모의 보호를 받지 못하고 떠돌아다니는 걸식아동을 대상으로 하여 이루어짐. 고아는 홀아비, 과부, 독거노인과 함께 네 부류의 빈궁한 백성으로서 구제의 대상이었으며, 국가는 친족이 부양하지 못하는 고아에 대한 구제를 시행함
- 또한 민간 차원에서도 고아가 노비나 양자로 수양되는 것이 허용됨. 민간이 고아를 자식, 노비로 수양할 때에 관청에서는 수양증빙문서를 만들어 주거나 수양인이 가난하여 충분히 어려운 경우 식량을 보조함

24

(スライド24)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

1. 전통사회와 근대사회의 아동복지

- 근대적 의미의 아동보호는 조선시대 말에 서구로부터 도입. 수용시설에 의한 아동보호의 방법이 서양 선교사에 의하여 전해짐. 파리외방선교회가 설립한 조선영해회는 1884년에 고아원을 설립하였으며, 1888년에는 종로의 수녀원 부속 건물에 고아원을 설립하여 아동을 양육함
- 이러한 개신교 선교사에 의한 고아원의 설립은 아동에 대한 교육사업과 관련됨. 1886년 미국북장로교 선교사 언더우드는 고아를 모아 예수학당과 구세학당을 시작하였고, 1892년 영국성공회 선교사 랜디스는 인천에 고아학원을 설립하였으며, 1923년에 구세군은 서대문 밖에 고아원을 설립함. 서양 선교사에 의하여 처음 도입된 시설보호는 이후 한국 아동복지 발달에서 수용시설 중심의 아동복지 발전에 큰 영향을 미친 것으로 평가됨

25

(スライド25)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

2. 현대사회의 아동복지

● 1945년 해방 이후 현대사회의 아동복지 발달은 사회적 이념과 복지의 특성을 기준으로

- 사회구호 단계(1945년 해방 이후부터 1960년),
- 선별주의 아동보호 단계(1960년대부터 1980년),
- 보편주의 아동복지 단계(1980년대 이후부터 현재)로 구분할 수 있음

26

(スライド26)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

2. 현대사회의 아동복지

1) 사회구호 단계(1945~1960년)

- 1945년 해방 이후 1950~1953년의 한국전쟁은 수많은 전쟁고아와 기아, 미아의 문제를 발생시켰고, 이러한 사회적 조건과 절대빈곤의 상황에서 아동복지는 응급구호적 차원에서 이루어졌으며, 더욱이 아동보호에 관한 국가의 개입과 입법 근거가 미비하였음
- 이러한 가운데 많은 민간 외국원조기관이 국내에 들어와 활동함. 앞에서 서술한 기독교아동복리회, 양친회, 선명회 등 외원단체들은 외원에 의한 아동보호사업을 전개하였으며, 외원기관이 철수한 이후에도 한국 아동복지사업의 중심에서 전문적 사회복지 지식과 기술의 도입에 기여함

27

(スライド27)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

2. 현대사회의 아동복지

1) 사회구호 단계(1945~1960년)

- 한국전쟁 이후 전쟁고아를 수용하기 위해 민간의 독지가와 외국원조기관들이 지원하여 설립된 수용시설 중심의 아동보호사업은 1950년대에 급속하게 증가하였고, 1960년에 아동복지시설은 472개로서 전체 사회복지시설 592개의 80%에 달하였으며, 현재까지 아동복지사업의 중심을 차지하고 있음
- 따라서 사회구호 단계의 아동복지는 국가책임의 원칙이나 전문화된 아동서비스의 제공을 기할 수 없었으며, 민간자원과 해외원조에 의존하여 빈곤계층과 보호대상 아동을 중심으로 하는 사회구호적인 형태로 운영됨. 또한 한국전쟁 이후부터 고아의 해외입양이 시작되었으며, 많은 아동이 미국과 유럽의 각국으로 해외입양됨

28

(スライド28)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

2. 현대사회의 아동복지

2) 선별주의 아동보호 단계(1961~1980년)

- 1961년 생활보호법과 아동복리법이 제정되어 보호대상 아동문제에 대한 국가책임의 원칙이 처음으로 제도화됨. 생활보호법과 아동복리법은 가족책임의 원칙 위에서 가족이 붕괴되거나 부양능력이 없는 가정이나 아동에 대해서만 국가가 지원을 하는 선별주의 원칙을 확립
- 아동복지시설의 수와 수용아동의 수는 1960년대에도 계속 증가하였지만, 1967년 568개 시설의 수용아동 65,212명으로부터 1970년대 이후에는 점차 감소하는 추세를 보임. 그러나 시설수용보호사업은 여전히 아동복지의 주류를 이루었음
- 1970년대 외원단체가 철수하면서 아동복지시설의 운영이 국가의 책임 하에 이루어졌으며, 아동복지시설의 운영은 1950~1960년대의 외원 중심의 운영에서 탈피하여 국가 중심의 운영체제로 전환됨

29

(スライド29)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

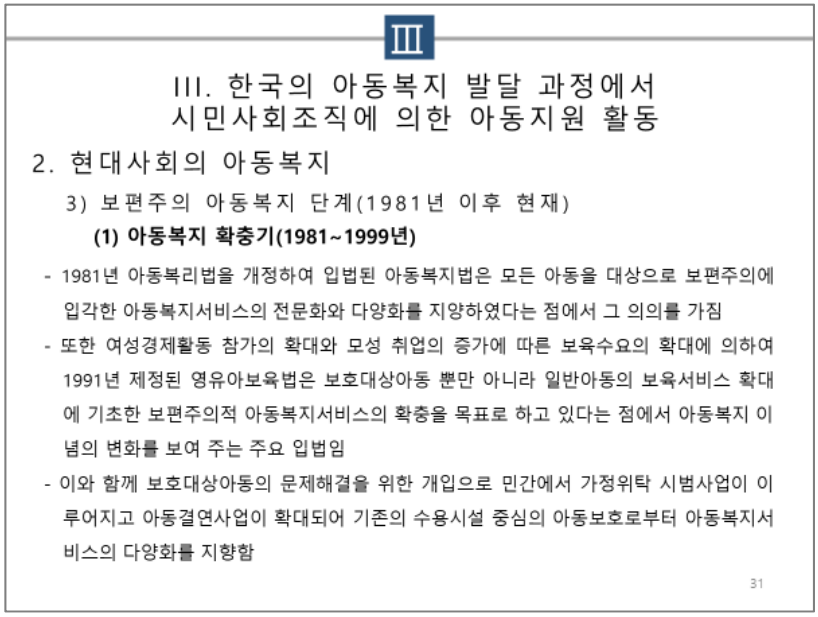
2. 현대사회의 아동복지

2) 선별주의 아동보호 단계(1961~1980년)

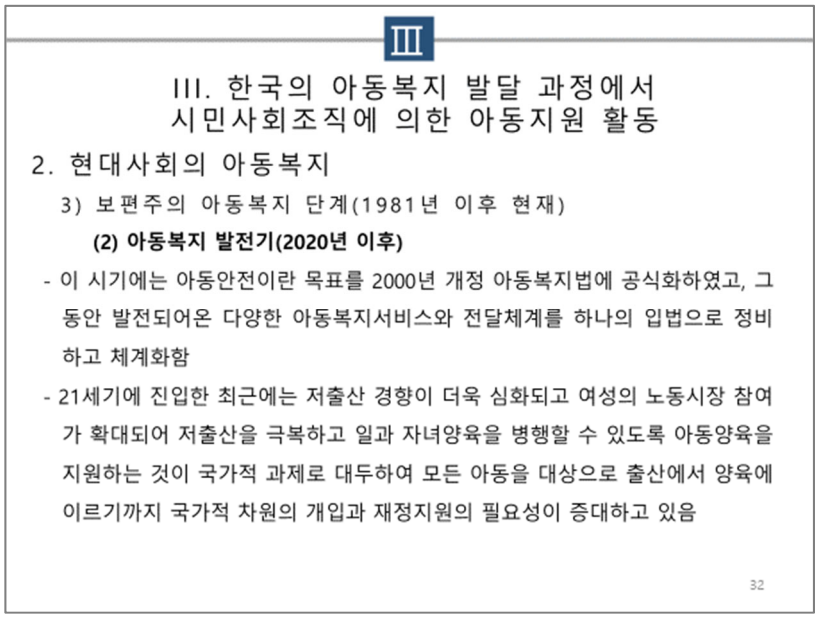
- 그러나 1970년대까지 국가개입을 최소화하는 선별주의적 복지정책이 지속되었으나, 외원기관의 철수와 사업축소로 아동보호에 대한 국가개입이 불가피하게 된 환경의 변화는 한국 아동복지의 새로운 정책전환을 가져오는 계기가 됨
- 재정적인 측면에서 1960년대까지 외원이 여전히 아동복지시설 운영재원 구성의 50%를 넘고 있었으나, 1970년대부터 외원단체의 점진적인 철수에 따라 상대적으로 국가재정보조가 증가하기 시작함
- 그리고 입양과 가정위탁보호, 보육서비스의 확대가 정책적으로 장려됨. 1970년대 산업화와 경제성장으로 인한 여성취업인구의 증가에 따라 보육시설과 서비스가 증가함. 국내 및 해외 입양사업이 확대되었으나, 국내입양의 어려움으로 국내입양 아동의 증가는 정체된 반면, 해외입양 아동은 계속 증가함

30

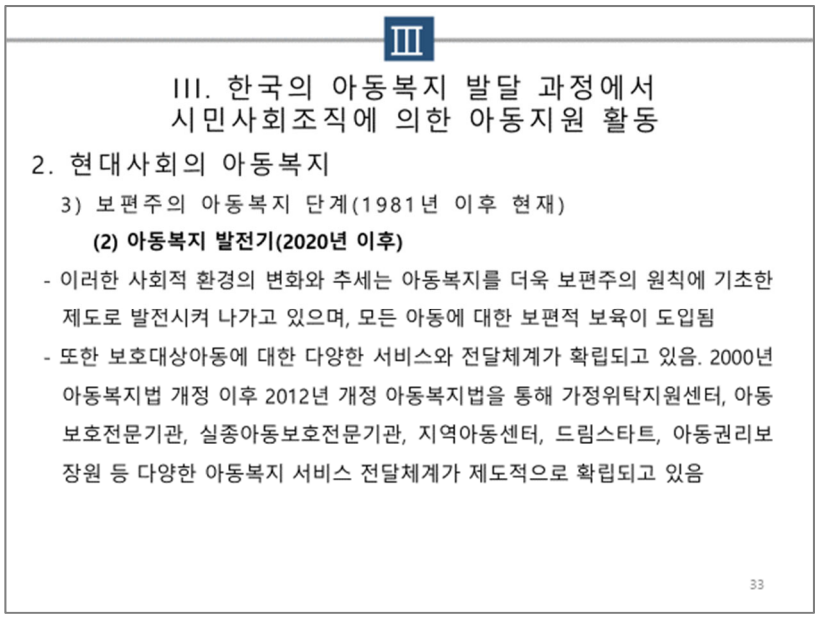
(スライド30)



(スライド31)



(スライド32)



(スライド33)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

3. 시사점

- 한국의 아동복지 발달 과정에서 한국의 아동복지는 시설수용보호, 입양, 영유아보육, 아동결연, 가정위탁, 지역사회아동보호 등의 서비스로 그 형태가 형성됨. 이와 함께 과거 아동복지의 주류를 형성하였던 시설수용보호의 중요성은 점차 퇴조하고 가정과 지역사회 중심의 가족지원서비스, 국내입양, 가정위탁, 방과후 보호 등 지역사회 내의 다양한 아동복지서비스의 의의와 중요성이 강조됨
- 또한 사회변동과정에서 아동학대, 장애아동의 발생, 학교부적응, 학교폭력과 청소년 비행, 컴퓨터와 스마트폰 중독, 미혼모와 아동의 문제, 가정해체와 결손가정의 증가 등 사회문제가 대두함. 이에 따라 학대피해아동에 대한 강제보호서비스, 장애아동서비스, 학교사회복지서비스, 방과후 아동보호, 결식아동보호, 지역사회 아동통합서비스 등도 새롭게 부각되고 있는 아동복지의 분야가 됨

34

(スライド34)

Ⅲ

Ⅲ. 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직에 의한 아동지원 활동

3. 시사점

- 이와 같은 한국의 아동복지는 1945년 해방 이후 현재까지 사회구호단계에서 선별주의 아동보호 단계를 거쳐 보편주의 아동복지 단계로 발달하여 왔으며, 보호대상아동의 보편화, 서비스의 다양화와 전문화의 방향으로 발전하고 왔고, 이와 같은 한국의 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직은 위에서 서술한 바와 같이 중요한 역할을 수행함

35

(スライド35)

Ⅳ

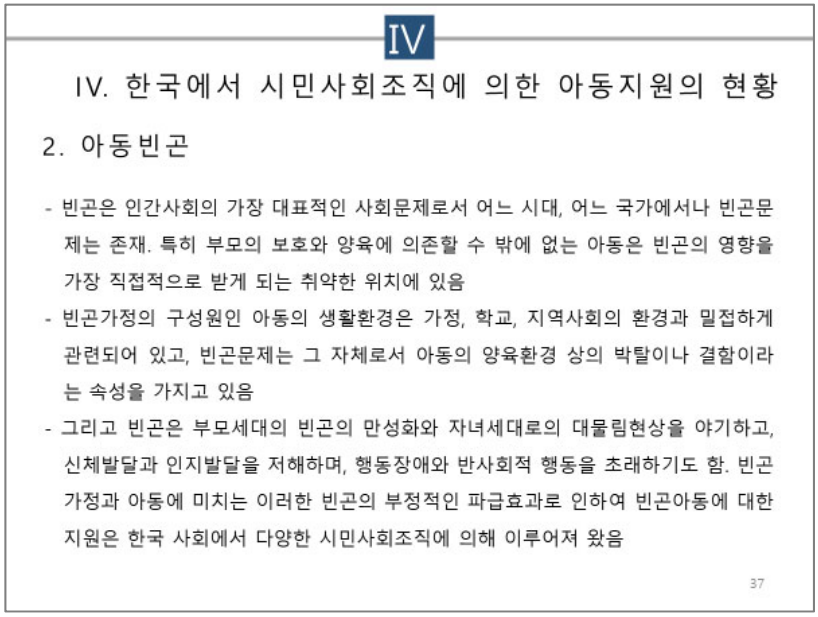
Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

1. 결연사업

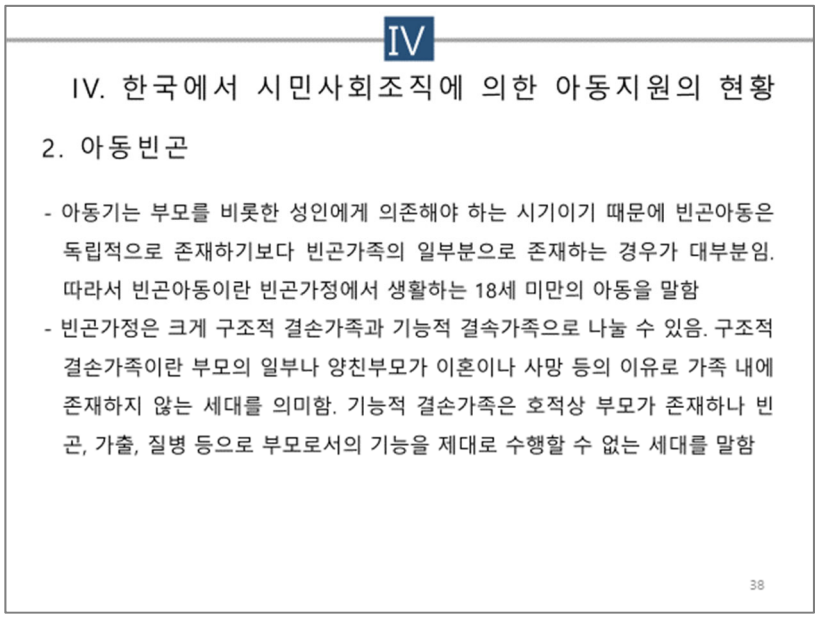
- 결연사업의 목적은 시설보호아동, 가정위탁세대 아동, 소년소녀가정 등의 아동과 지역사회 이웃과의 결연으로 물질적·정서적 지원을 하여, 이웃사랑의 사회기풍을 조성하고 아동의 건전한 육성을 도모하는 것임.
- 결연사업은 1976년 9월 정부에서 '불우아동 건전육성대책'을 수립하고, 1977년 정부주도로 사회인사와 시설보호아동과의 결연사업을 실시함. 1981년 10월부터 민간주도로 전환하여 사회복지법인 한국복지재단(현 초록우산 어린이재단)에 위탁 실시하고 있으며, 1992년 3월 불우이웃 결연사업으로 대상을 확대하였고, 2004년 지방 이양됨
- 결연사업의 지원대상은 시설보호아동, 가정위탁보호아동, 소년소녀가정 아동, 기타 빈곤세대 아동 등이고, 후원금은 결연후원자가 결연대상자에게 제공한 후원금임

36

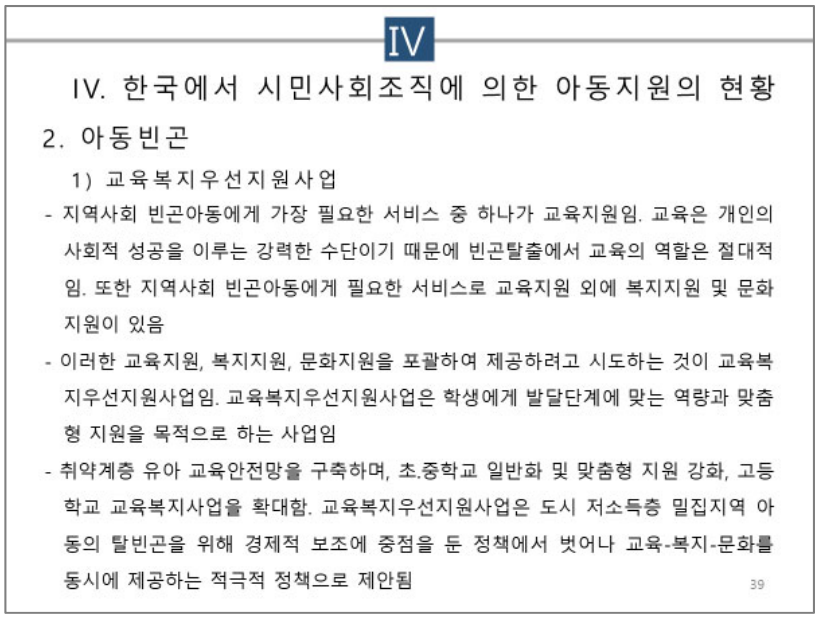
(スライド36)



(スライド37)



(スライド38)



(スライド39)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

2. 아동빈곤

1) 교육복지우선지원사업

- 2004년 교육부에서 교육복지우선지원사업을 시작하기 이전에, 이미 민간을 중심으로 학교사회복지가 실시되고 있었음. 민간단체인 한국학교사회복지사협회에서 민간자격증인 학교사회복지사 자격증을 발급하고, 초중등고등학교에서는 지자체의 지원을 받아 학교사회복지사를 채용하여 학교사회복지를 실천함. 이후 2018년 11월 사회복지사업법 개정으로 학교사회복지사는 국가자격이 됨

40

(スライド40)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

2. 아동빈곤

2) 드림스타트

- 중앙정부와 지방정부가 실시하고 있는 드림스타트의 전신은 민간에서 시작된 'WE Start 운동'. 2004년 5월에 시작된 'WE Start 운동'은 사회 모두(WE)가 함께 빈곤층 아동의 삶의 공정한 출발(Start)을 도움으로써 가난의 대물림을 끊어 주자는 취지의 시민사회운동
- WE Start 운동은 단순한 시범사업에서 그치지 않고 효과성과 효율성을 입증하여 국가정책으로 발전한 것으로, 중앙정부가 민간에서 진행해 온 WE Start 운영을 국책사업으로 채택하여 2007년부터 보건복지부 주관으로 16개 지역에서 희망스타트(현 드림스타트) 사업을 시작하게 됨
- 드림스타트는 빈곤가정 아동에 대한 사후대처적 접근이 아니라, 지역사회(시·군·구) 내 보건 및 복지자원을 연계하여 빈곤가정 아동 개개인에게 맞춤형 통합서비스를 제공하여 궁극적으로 빈곤에서 탈출할 수 있는 아동의 잠재적 능력을 키워주는 사전예방적 접근

41

(スライド41)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

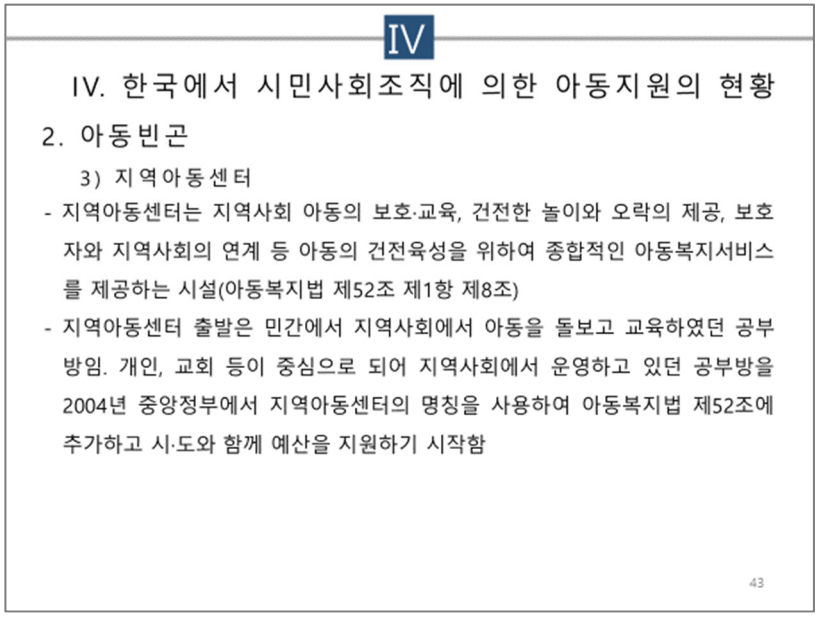
2. 아동빈곤

2) 드림스타트

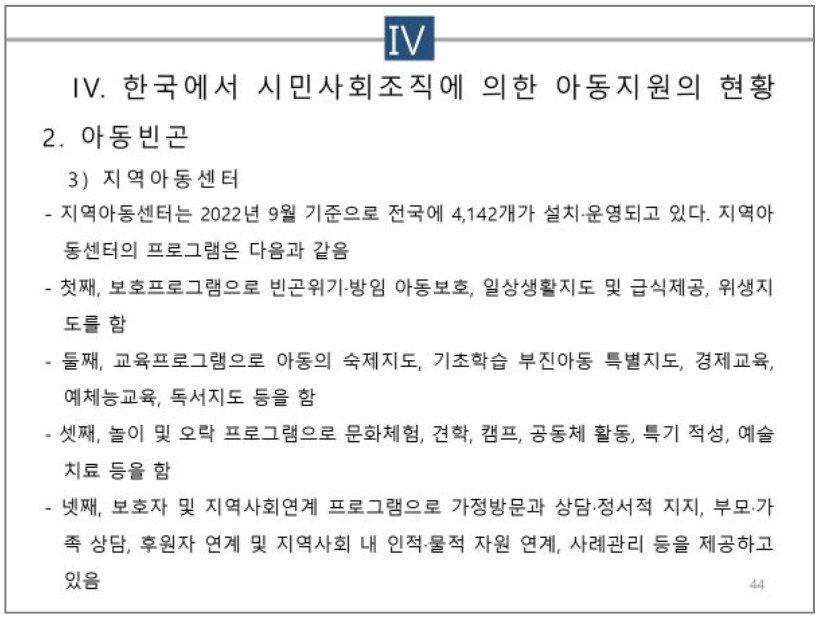
- 드림스타트는 국가가 취약지역 아동에게 영유아기부터 집중투자하여 공정한 출발을 보장하는 것이고, 이는 영국의 슈어스타트(Sure Start), 미국의 헤드스타트(Head Start)와 같은 성격의 프로그램
- 드림스타트는 아동이 행복한 마을 만들기 사업임. '한 아이를 키우기 위해서는 온 마을이 필요하다'라는 아프리카 속담처럼, 드림스타트는 지역사회를 조직하여 건강한 마을을 만드는 것임
- 드림스타트의 수행인력에 있어서 민간과 공공(아동통합사회관리사, 시·군·구청 팀장과 공무원)의 협력, 간호·보육·교육·복지전문가의 다학제적 접근을 강조함

42

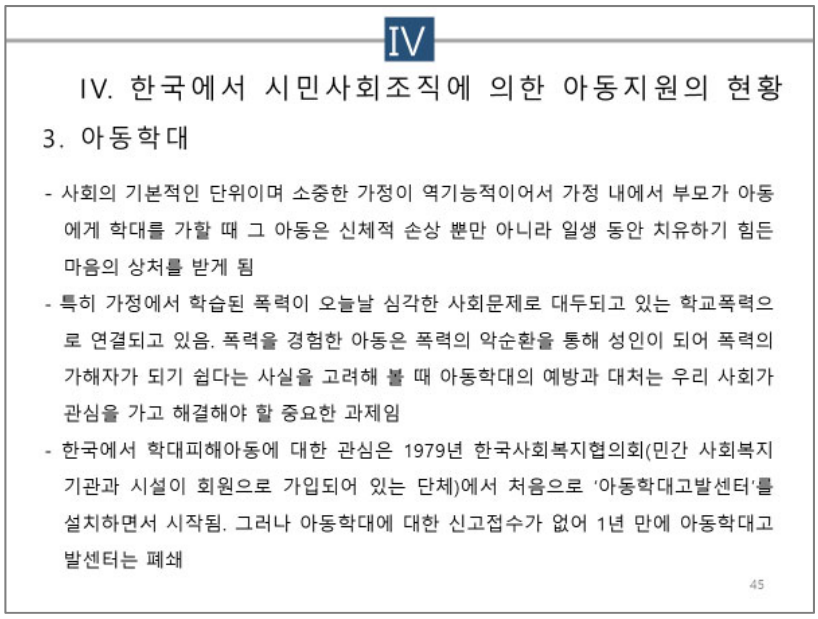
(スライド42)



(スライド43)



(スライド44)



(スライド45)

(スライド46)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

3. 아동학대

- 그 후 1983년 한국어린이보호회에서 아동을 위한 상담전화를 개설하면서 학대에 대한 아동의 상담을 받기 시작하였다. 공립기관으로는 1984년 최초로 서울시립아동상담소에서 '아동권익보호신고소'를 개설하였으나 홍보 부족으로 학대 신고 실적이 매우 부진함.이 당시는 아동학대를 예방하고 치료할 수 있는 구체적인 법률 조항이 없었음
- 그러나 아동학대를 심각하게 생각하는 민간의 아동복지기관, 정신과 의사들이 주축이 되어 한국아동예방협회를 1989년 설립. 그 이후 한국복지재단(현 초록우산 어린이재단)과 한국이웃사랑회(현 굿네이버스)가 아동학대예방센터를 운영하기 시작하였지만 아동학대를 발견하여도 개입할 수 있는 구체적인 법률조항이 없어 개입하는 데 많은 제한이 있었음

46

(スライド47)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

3. 아동학대

- 1998년 영훈이 남매 사건(신체학대 사건)과 1999년 신애 사건(의료적 방임 사건) 등 부모의 학대로 인한 아동의 사망 사건이 사회적인 이슈로 신문, 방송 등에 보도되면서 2000년에 아동복지법이 전면 개정되었고, 이를 통해 아동학대에 대한 보호체계가 아동복지법 상에 구체적으로 포함됨. 아동복지법이 개정되면서 정부의 지원으로 2002년 중앙 1개소와 지방(시·도) 17개소의 아동학대예방센터(아동보호전문기관)가 설립됨
- 아동복지법 제45조(아동보호전문기관의 설치 등) 제2항에서 지방자치단체는 학대받은 아동의 치료, 아동학대의 재발 방지 등 사례관리 및 아동학대예방을 담당하는 아동보호전문기관을 시·도 및 시·군·구에 1개소 이상 두어야 한다고 규정하고, 다만 시·도지사는 관할 구역의 아동 수 및 지리적 요건을 고려하여 조례에 정하는 바에 따라 둘 이상의 시·군·구를 통합하여 하나의 아동보호전문기관을 설치·운영할 수 있음

47

(スライド48)

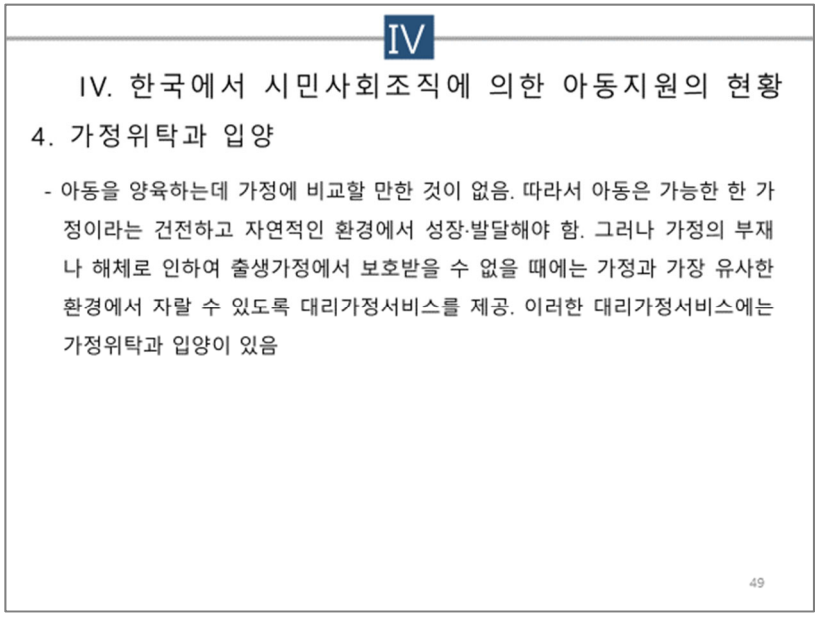
Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

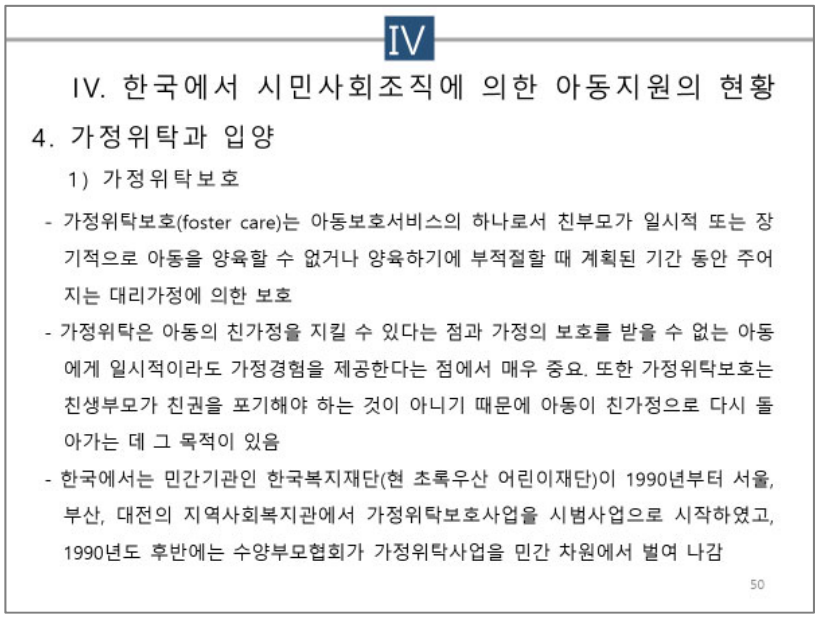
3. 아동학대

- 아울러 아동복지법 제45조 제4항에서 시·도지사 및 시장·군수·구청장은 아동학대예방사업을 목적으로 하는 비영리법인을 지정하여 아동보호전문기관의 운영을 위탁할 수 있음
- 그 결과 2022년 9월 현재 설치·운영되고 있는 총 73개 아동보호전문기관의 대부분을 민간의 비영리법인이 위탁 받아 운영하고 있으며, 위탁 받은 비영리법인에서는 법인자부담의 형식으로 많은 예산을 아동보호전문기관에 지원함

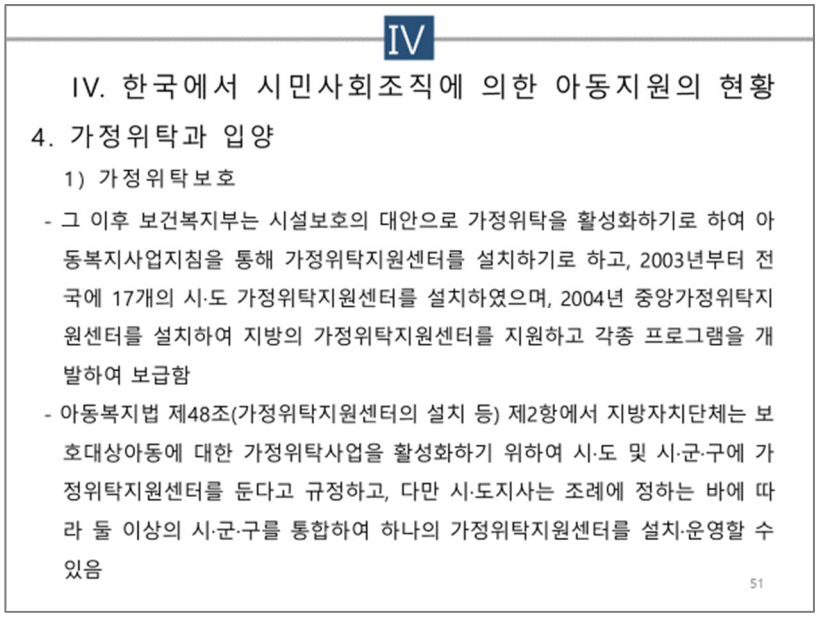
48



(スライド49)



(スライド50)



(スライド51)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

4. 가정위탁과 입양

1) 가정위탁보호

- 아울러 아동복지법 제48조 제4항에서 시·도지사 및 시장·군수·구청장은 가정위탁지원을 목적으로 하는 비영리법인을 지정하여 가정위탁지원센터의 운영을 위탁할 수 있음
- 그 결과 2022년 9월 현재 설치·운영되고 있는 총 18개 가정위탁지원센터 모두를 민간의 비영리법인이 위탁 받아 운영하고 있으며, 위탁 받은 비영리법인에서는 법인자부담의 형식으로 많은 예산을 가정위탁지원센터에 지원하고 있음

52

(スライド52)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

4. 가정위탁과 입양

2) 입양

- 성인에게 입양이란 다른 친생부모에 의해 태어난 아동을 법적 절차를 밟아서 본인의 자녀로 삼는 것을 의미하며, 입양되는 아동에게 입양이란 법적으로 입양부모와 친자의 관계를 맺는 것을 의미
- 즉 입양이란 생물학적 과정이 아닌 법적인 그리고 사회적인 과정을 통하여 친권관계를 만들어 내는 행위를 말한다. 친생부모가 아동을 돌볼 수 없거나 원치 않을 때 또는 친권상실의 선고 등 법적으로 친권관계가 해소되었을 때, 그 아동을 위한 영구적인 대리보호를 마련해 주는 것을 입양이라고 함
- 입양이 될 때는 아동의 친생부모가 지닌 현재나 미래의 권리와 의무가 종료되며, 아동과 혈연관계를 갖지 않는 부부에게 이러한 권리와 의무가 행정적·법적으로 이전하게 됨

53

(スライド53)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

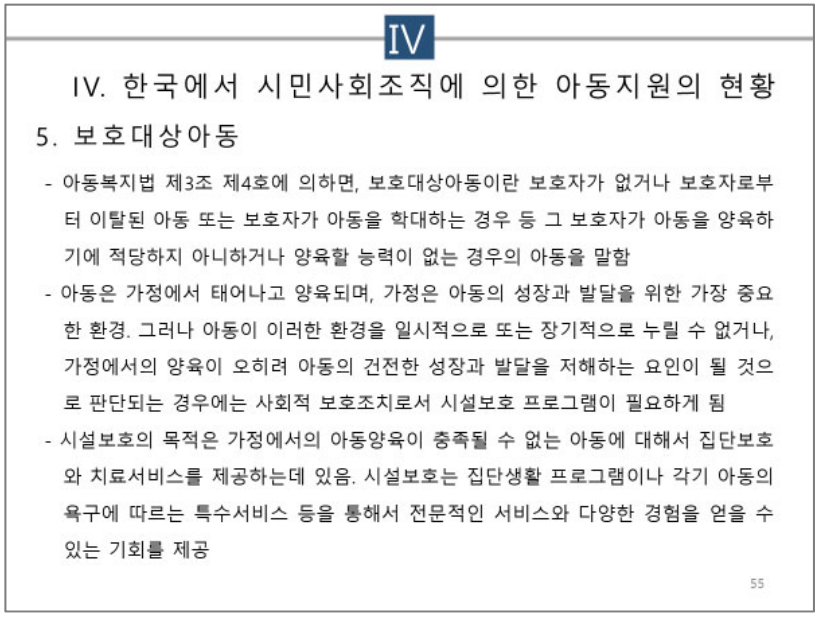
4. 가정위탁과 입양

2) 입양

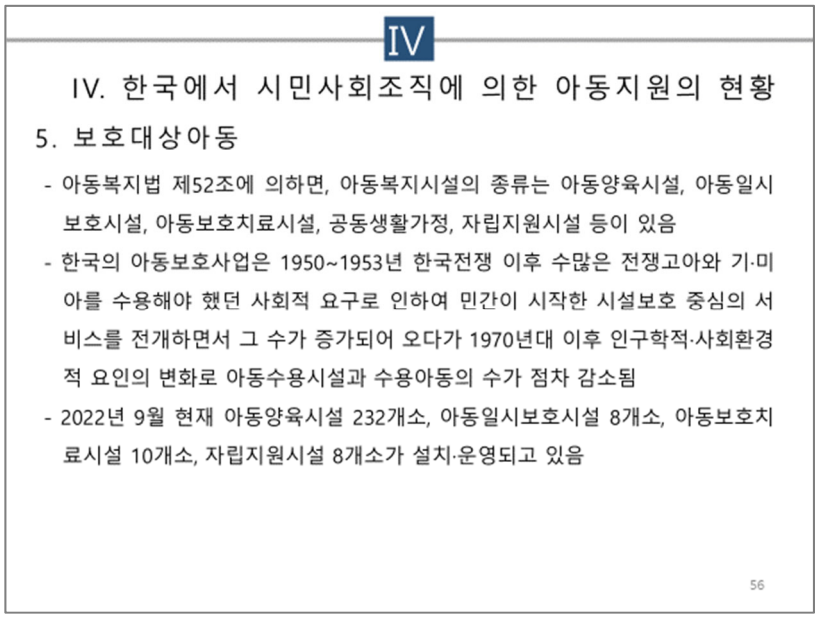
- 한국의 전통적인 입양은 친척입양으로 가계계승을 목적으로 한 것임. 그러나 1950~1953년 한국전쟁으로 부모를 잃은 고아가 급증하면서 국외입양이 시작됨
- 전쟁에 참여하였던 군인들이나 선교사들이 고국으로 돌아가면서 전쟁고아를 입양하여 시작된 국외입양은 지금도 부모가 양육할 수 없는 아동들에게 새로운 가정을 찾아 주는 방법으로 이용되고 있음. 과거와 달리 지금은 대부분의 입양아동이 미혼모가 출산한 아동으로서 한국에서 입양부모를 찾을 수가 없어서 외국에 입양되고 있음
- 한국의 국외입양은 민간 NGO기관인 동방사회복지회, 홀트아동복지회, 대한사회복지회 등에서 정부의 지원 없이 수많은 아동을 해외로 입양을 시킴. 또한 현재 운영되고 있는 총 24개 국내·국내입양기관의 대부분은 정부의 지원 없이 국내 및 국외입양을 수행하고 있음

54

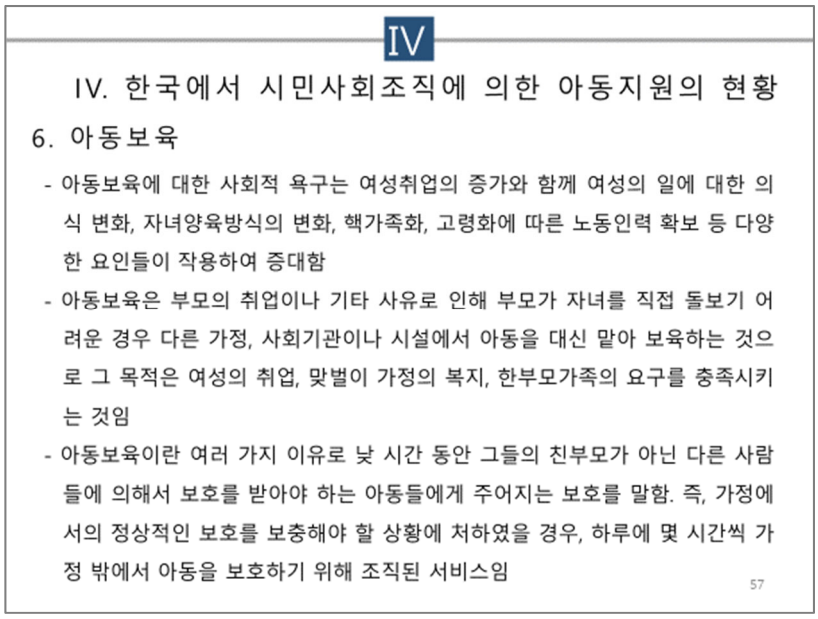
(スライド54)



(スライド55)



(スライド56)



(スライド57)

(スライド58)

Ⅳ

Ⅳ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황

6. 아동보육

- 한국에서 아동보육은 주로 저소득층을 위한 사회적 서비스 차원에서 전개됨. 특히 설치·운영되고 있은 어린이집의 대부분은 민간어린이집임. 즉 공공이 아닌 민간에서 어린이집을 운영하면서 영유아보육이 시작되고 확대됨
- 이후 정부에서는 만 5세아 보육 및 교육에 대한 국가책임을 강화하기 2013년 만 0~5세아 전 계층으로 확대함

58

(スライド59)

Ⅴ

Ⅴ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

1. 유엔아동권리협약의 이행

- 유엔아동권리협약(UN Convention on the Right of the Child: UNCRC)은 1989년 10월 유엔총회의 승인과 20개 국가들의 비준을 받아 1990년 9월 2일 효력이 발생하게 됨. 한국은 이 협약에 서명하고 1991년 11월 20일에 비준서를 유엔에 기탁함으로써 1991년 12월 20일부터 유엔아동권리협약의 당사국이 됨
- 현재 한국은 유엔의 회원국으로서 모든 아동의 인권보장을 위한 국제협약에 호응하여 법적·제도적·행정적 조치를 취하고 국제적인 차원의 아동권리와 복지증진 노력에 보조를 맞추고 있음
- 유엔아동권리협약은 아동이 포괄적 권리의 주체자임을 강조한 최초의 국제협약으로, 아동인권에 대한 국제사회의 보편적 기준을 제시하고, 아동 관련 시민사회조직의 활동준거로 기능하고 있음

59

(スライド60)

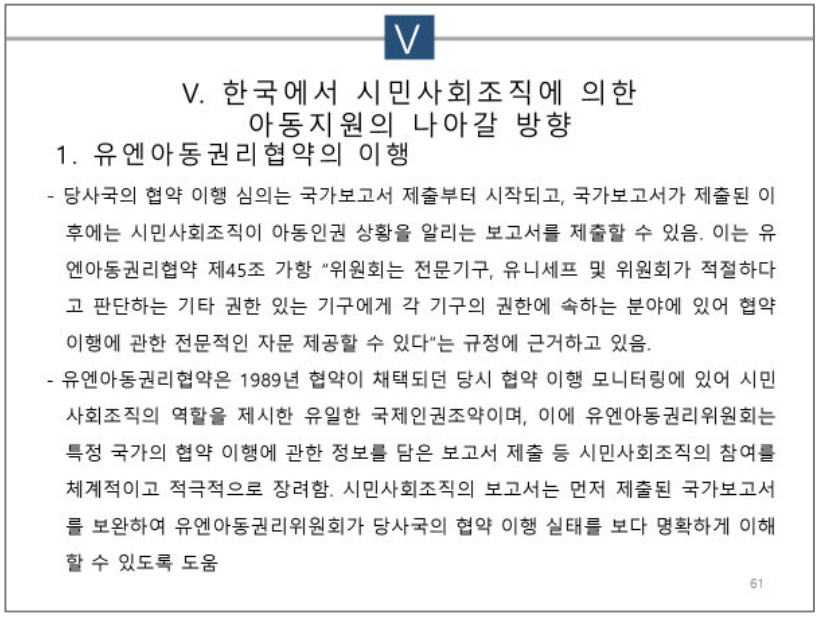
Ⅴ

Ⅴ. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

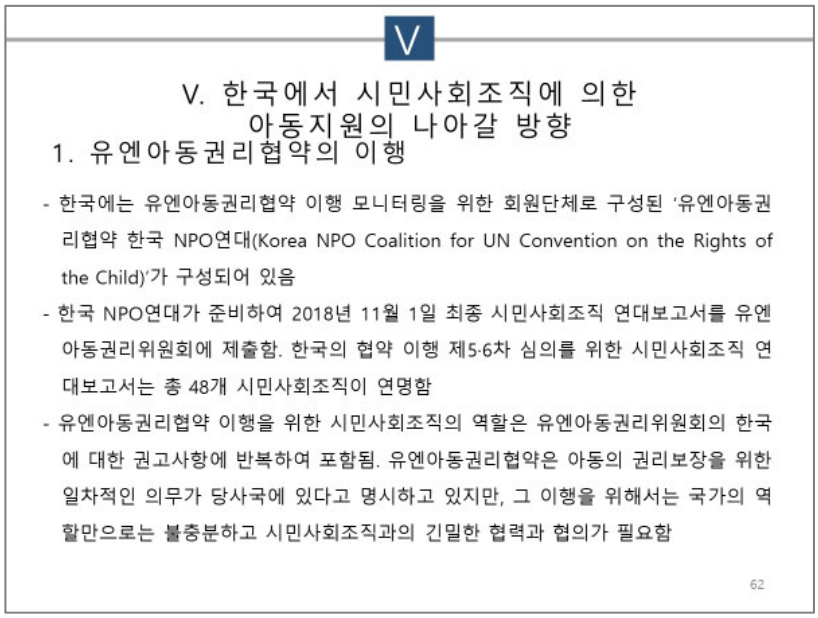
1. 유엔아동권리협약의 이행

- 특히 이 협약은 당사국의 협약 이행 보고과정에 시민사회조직의 참여를 최초로 명시한 국제협약이며, 유엔아동권리위원회는 시민사회조직의 의견청취를 통해 당사국에 대한 심의를 준비함
- 아동을 위해 아동과 함께 활동을 하고 있는 시민사회조직은 현장의 다양한 어려움을 확인하고 사회적 담론을 제시하며, 이를 통해 중앙정부와 지방정부의 변화를 위한 개선방안을 제시할 수 있기 때문임(김희진, 2019)
- 유엔아동권리위원회는 협약 제44조에 따라 협약을 비준한 당사국의 이행 상황을 심사함.당사국은 협약이 발효된 후 2년 이내에 최초의 보고서를 제출해야 하고, 이후의 정기보고서는 5년을 주기로 제출해야 함

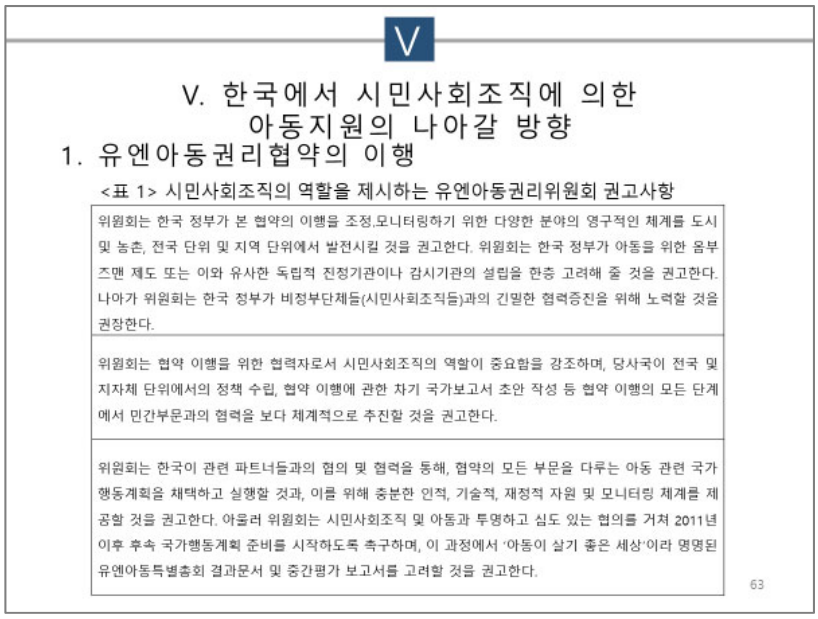
60



(スライド61)



(スライド62)



(スライド63)

V

V. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

1. 유엔아동권리협약의 이행

- 유엔아동권리위원회가 권고하고 있듯이, 한국에서 아동을 위해 아동과 함께 직·간접적인 활동을 진행하고 있는 시민사회조직은 현장에서 아동과 가족의 다양한 어려움을 직접 확인하고 있음
- 아울러 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 현황에서 살펴보았듯이, 그동안 한국에서 아동복지 발달 과정에서 시민사회조직이 아동결연, 아동빈곤, 아동학대, 가정위탁과 입양, 보호대상아동, 아동보육 등에서 사회적 담론을 제시하고 이를 통해 정부의 변화를 위한 실질적인 개선방안을 도출해 왔음

64

(スライド64)

V

V. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

1. 유엔아동권리협약의 이행

- 한국의 유엔아동권리협약 이행과 관련된 시민사회조직 연대보고서 작성과 사전심의 준비·참여를 통해 형성된 아동 관련 시민사회조직의 연대는 한국의 아동인권 증진을 위한 새로운 시민사회조직 활동 모델로 발전할 수 있을 것임
- 유엔아동권리협약을 통해 한국에서 활동해 온 수많은 아동 관련 시민사회조직이 서로의 존재를 알고, 유엔아동권리협약을 바탕으로 서로의 활동을 모니터링하는 관계로 발전할 수 있을 것임. 한국에서 단 한 명의 아동도 소외되지 않기 위해서 아동인권 옹호를 위한 시민사회조직의 연대와 협력은 매우 중요함

65

(スライド65)

V

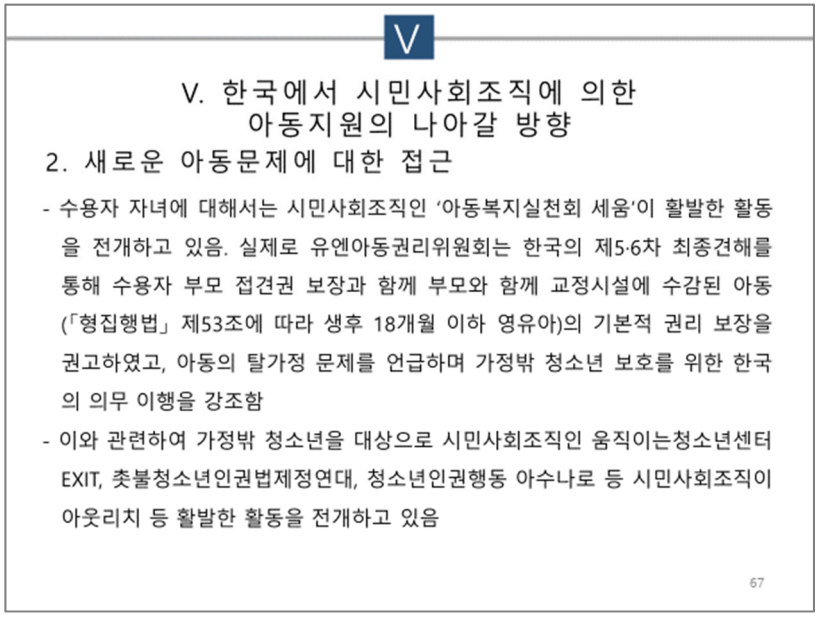
V. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

2. 새로운 아동문제에 대한 접근

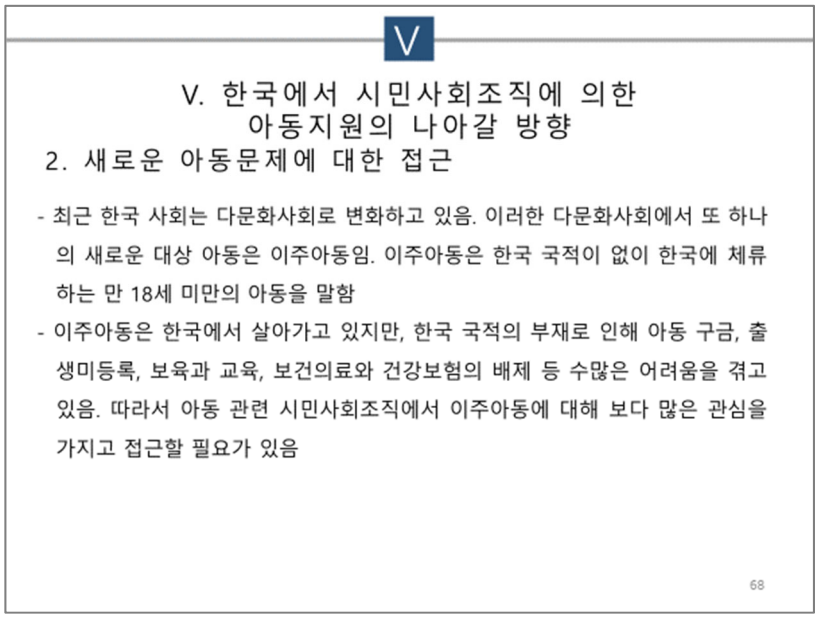
- 시민사회조직의 중요한 역할은 정부가 법률이나 정책으로 접근하고 있지 않은 아동문제에 초점을 둔 사업을 실시하고, 이를 통해 추후 정부가 관련 법률이나 정책으로 만들어 그 아동문제에 대처하도록 하는 것임
- 그동안 한국에서 수많은 시민사회조직은 아동빈곤에 대한 공부방(추후 정부의 지역아동센터), 아동학대에 대한 인식 개선(추후 정부의 아동보호전문기관), 보호대상아동을 위한 아동생활시설의 설치.운영(추후 정부가 예산을 지원), 민간어린이집 운영(추후 정부의 보육료 지원) 등의 다양한 아동 관련 사업, 시설, 정책의 마중물 역할을 수행함
- 최근 한국의 시민사회조직이 활동하고 있는 새로운 아동문제는 수용자 자녀, 가정밖 청소년, 이주아동 등이 있음

66

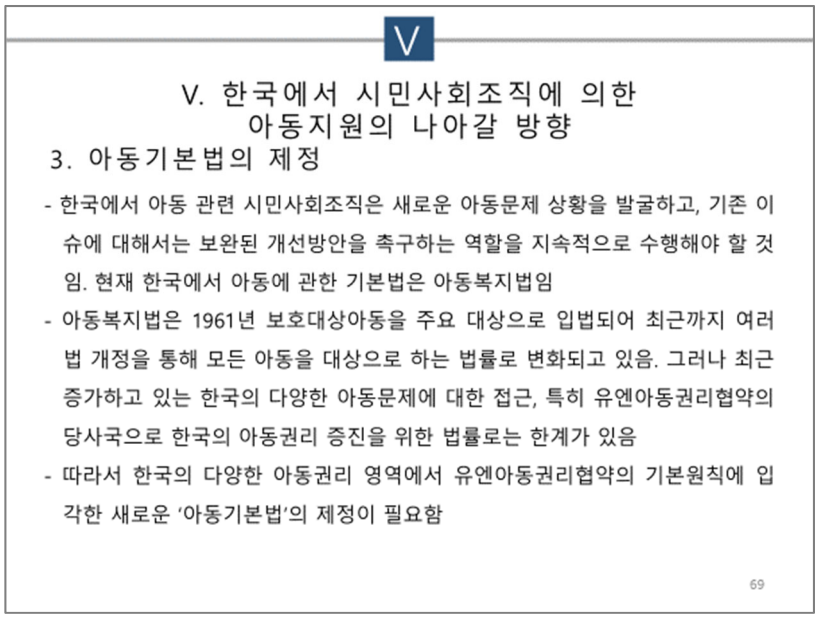
(スライド66)



(スライド67)



(スライド68)



(スライド69)

V

V. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

3. 아동기본법의 제정

- 이를 위해 정부에서는 2023년 제정을 목표로 아동기본법 관련 연구용역을 수행하고 있고, 시민사회조직인 한국아동단체협의회를 중심으로 한국에서 활동하는 여러 시민사회조직이 민간 차원의 아동기본법 연구를 수행하고 있음
- 아동기본법에는 유엔아동권리위원회 제5·6차 최종견해를 중심으로 이주배경 아동, 장애아동, 경제적으로 취약한 아동 등 특별한 보호가 필요한 아동에 대한 권리 조항이 포함되어야 할 것임
- 아울러 아동기본법은 유엔아동권리협약의 이행을 위해서 중앙정부와 지방정부뿐만 아니라 당사자인 아동을 포함하여 부모 및 성인, 아동 관련 시민사회조직, 기업, 언론 등 한국 사회의 모든 분야의 구성원에게 아동권리 이행의 의무가 있음을 밝히고, 이들 토대로 아동 중심적인 법률로 제정되어야 할 것임

70

(スライド70)

V

V. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

4.「대한민국헌법」에서의 아동기본권 보장을 위한 활동

- 매우 안타깝게도「대한민국헌법」에 '아동'에 관한 언급이 전혀 없음.「대한민국헌법」 제10조에서 '모든 국민은 인간으로서의 존엄과 가치를 가지며, 행복을 추구할 권리를 가진다. 국가는 개인이 가지는 불가침의 기본적 인권을 확인하고 이를 보장할 의무를 진다'로 규정되어 있음. 아울러「대한민국헌법」 제34조는 제10조에 따른 구체적인 대상을 명시하고 있음

71

(スライド71)

V

V. 한국에서 시민사회조직에 의한 아동지원의 나아갈 방향

4.「대한민국헌법」에서의 아동기본권 보장을 위한 활동

대한민국헌법 제34조

① 모든 국민은 인간다운 생활을 할 권리를 가진다.

② 국가는 사회보장.사회복지의 증진에 노력할 의무를 진다.

③ 국가는 여자의 복지와 권익의 향상을 위하여 노력하여야 한다.

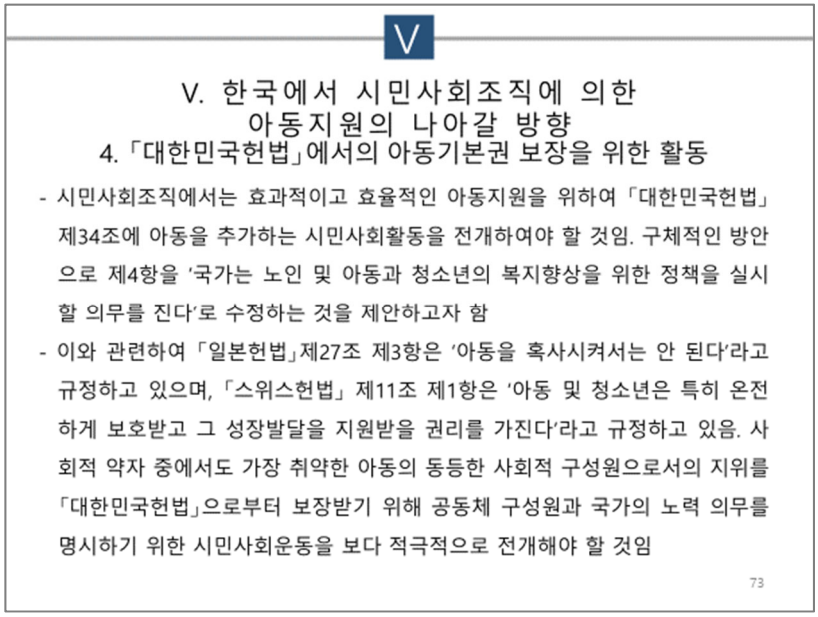
④ 국가는 노인과 청소년의 복지향상을 위한 정책을 실시할 의무를 진다.

⑤ 신체장애자 및 질병.노령 기타의 사유로 생활능력이 없는 국민은 법률이 정하는 바에 의하여 국가의 보호를 받는다.

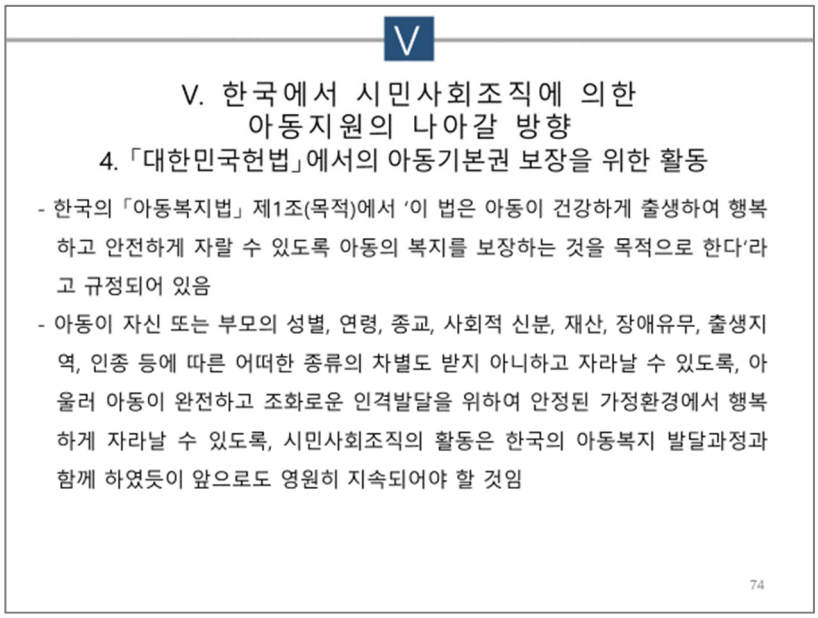
⑥ 국가는 재해를 예방하고 그 위험으로부터 국민을 보호하기 위하여 노력하여야 한다.

72

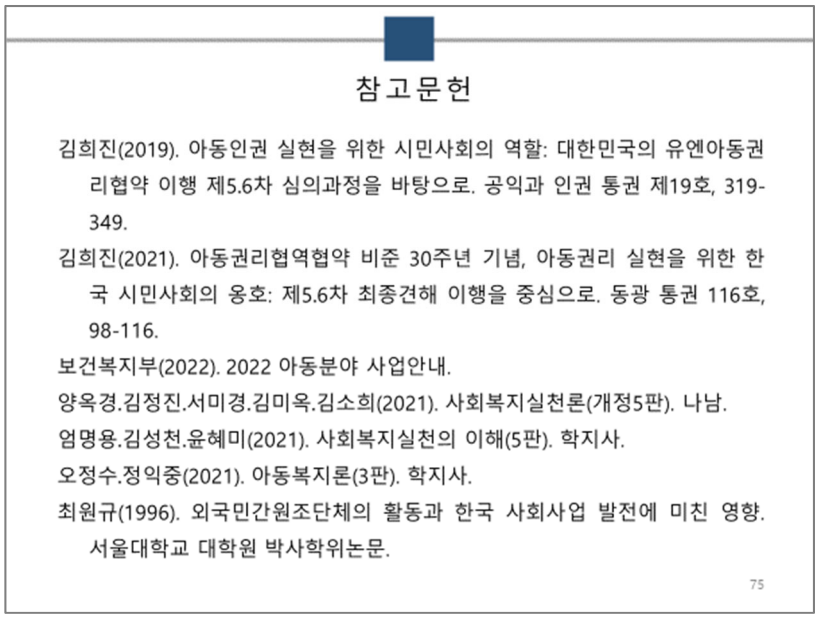
(スライド72)



(スライド73)



(スライド74)



(スライド75)



（スライド76）

２.２　中華人民共和国の未成年者保護に関する法律の改正に伴う重要な変更点



佟丽华（Tong Lihua）
北京智城法律事務所所長
北京市青年法律援助研究センター所長

中国における児童保護法の政策展開の現状について、皆様にご紹介できることを嬉しく思います。

まず、私の自己紹介と、私が就いている役職を紹介します。　（スライド２）

私は北京少年法律扶助研究センターの所長をしている佟丽华と申します。このセンターは1999 年に設立され、中国で初めて未成年者保護に関する法律に携わることになった市民社会組織です。権利を侵害された子どもたちに直接法的支援を行うだけでなく、関連する法政策の研究を行い、法律制定や政策転換のプロセスにも直接関与しています。

今日お話しするのは、中国の児童保護に関する重要な法律である「未成年者保護法」についてです。

まず強調したいのは、ここでいう未成年者は、国連の「児童の権利に関する条約」で議論されている児童と概念的に同じだということです。18 歳未満を指しています。ですから、私はよく「中国の未成年者保護法は、本来、国連条約の要件を満たすために制定された重要な法律である」とコメントします。

この法律は 1991 年に初めて制定され、中国社会では未成年者を保護するためのミニ憲法と呼ばれています。1991 年に制定された当時は、56 の条文と 4,000 字を少し超える文字数しかありませんでした。

2004 年から全国人民代表大会がこの法律の改正に着手し、私もその作業に加わりました。私は、未成年者保護法改正のための専門家意見書の草案を作成する仕事を任されました。2006 年、全国人民代表大会は改正法を可決し、16 項が追加され、合計 72 項、6,000 字余りになりました。

ここ数年の変化を考えると、この法律の範囲は十分とは言い難く、社会の発展による要求に対応できないことを実感しました。そこで 2018 年、全国人民代表大会は、再びこの法律の改正作業を開始しました。私は再び、専門家の意見を聞くための草案を提供するよう要請されました。

2020 年 10 月、全国人民代表大会常務委員会は、新たに改正された未成年者保護法を正式に可決しました。そして、新しく改正された法律には、132 の条文があり、16,000 字以上の文字になりました。

法律業務に携わる者は皆、法律がより詳細に、より多くの文字を含むほど、関連する立法がより完全なものになることを知っています。したがって、今回の改正は、一度きりの徹底したものでなければなりません。

中国の児童保護に関する法制度は、「未成年者保護法」に基づいて大規模な改正が行われたと言えます。この改正法は 2021 年６月１日に施行されました。私は、この法律の２回の改正プロセスに主体的に参加し、改正の発展過程を直接見て、この法律の周辺状況を理解している一人であると言えます。

今日は、この法律の改正の全体的な状況について、皆さんと共有できることを大変うれしく思っています。このテーマを３つの側面から紹介します。（スライド３）

第一に、この法律の構造です。前回の改正前、中国の未成年者保護法は主に６つ、つまり４つの保護から構成されていました。（スライド４）

第一に家族の保護、第二に学校の保護、第三に社会の保護、そして第四に法律の保護です。つまり、この法律は、児童の権利の保護過程において、家庭、学校、社会、法的機関が担うべき責任を明確に定めているのです。

2004 年から 2006 年にかけての改正過程では、私たち専門家の多くが、政府保護の確立、つまり、政府内の関係部局が子どもの保護に果たすべき責任を法律に明記することを要望しました。しかし、この提案は多くの議論を呼び、最終的に成立した法律には採用されませんでした。

今回の改正では、２つの条文が追加されました。ひとつは政府の保護、もうひとつはインターネットにおける保護です。

つまり、今回の改正法では、６つの主な保護が追加されました。この新しく追加された２つの条文は、子どもの保護において大きな重要性を持っています。

例えば、政府による保護の条文です。先ほどの第一次改正過程の説明でも触れましたが、一部の人から問題提起され、全国人民代表大会でもその重要性が認識されていたにもかかわらず、結局そのような条文は作られませんでした。

そこで、今回新たに追加された政府保護の条文では、教育、保健、人事、民政など、関連するすべての政府機関の詳細な責任を明確に規定しています。特に、親を亡くした子ども、あるいは一時的に親が見つからず、保護者の役割を果たす人がいない子どもたちのために、「保護者の役割」を明記しました。

この条文では、政府の民政部門がどのような場合に一時的な保護者業務を引き受ける必要があり、どのような場合に長期的な保護者業務を引き受けるべきかを明確に定めています。関係する政府機関の具体的な任務が明記されたことで、各機関の積極的な取り組みが促されるようになりました。

もう一つの追加項目は、インターネット保護に関する条文です。これは、この時代の進展に伴うものです。2004 年から 2006 年にかけての改正作業では、インターネット保護に関する条文を構成する必要性を考える人は一人もいませんでした。

しかし、2018 年、全国人民代表大会常務委員会で再び「未成年者保護法」の改正が議論された際、我々はインターネット保護の条文を設ける必要性を提示し、誰もが「これは非常に重要なことだ」と同意したのです。

この 10 年、インターネットが未成年者の成長に与える影響はますます大きくなっています。例えば、未成年者がオンラインゲームに夢中になる問題、ネット上でのいじめの問題、児童への性的暴行など、インターネットの進展がもたらす児童へのリスクについて、社会は強い関心を寄せています。これらの問題に対して、社会は強い関心を寄せているのです。

インターネット時代、子どもたちの権利を守るにはどうしたらいいのでしょうか。今回、「未成年者保護法」にインターネット保護に特化した条文が追加されました。この条文に基づき、中華人民共和国国務院は未制定のインターネット保護条文も制定する予定で、その目的は常に

インターネット時代の未成年者の保護を強化することにあります。

今回の改正で、中国の「未成年者保護法」は 6 つの保護項目からなる法律となったわけです。中国的な要素を取り入れた未成年者保護法制といえるでしょう。これが私が紹介したい第一の点です。

第二に、今回の改正で追加された新しい立法を紹介したいと思います。今回の未成年者保護法の改正では、60 条が追加され、合計 132 条となりました。そして、元の条文も改正を経ています。

このように、多くの新しい法律が追加されたわけですが、そのすべてをここで皆さんに説明することはできません。ここでは、3 つの主な法案を紹介いたします。

一つは、ホテルなどの宿泊施設の所有者の照会義務について定めた法律です。

司法の場では、大人たちに連れられてホテルに行き、性的暴行を受けた子どもたちがいます。その際、ホテルはどのような機能を果たすべきでしょうか。（スライド 7）

新少年保護法では、このような犯罪を未然に防ぐため、ホテルなどの宿泊施設の所有者は、未成年者がホテルにチェックインする際、または未成年者と成人が一緒にチェックインする際、関係者の状況を照会しなければならないと定めています。未成年者が単独でチェックインする場合は、保護者の連絡先を聞きます。未成年者が大人と一緒にチェックインする場合は、二人の関係を尋ねます。

その際、例えば、大人が未成年者を連れてチェックインし、その関係性を明確に言えない場合に、ホテルの従業員が聞き取りを行い、違法行為の疑いがあると気づいた場合、ホテルなどの宿泊施設の所有者のスタッフ、あるいはホテルの従業員が公安機関に通報し、同時に未成年者の保護者に連絡しなければなりません。これは重要な法律です。

また、中国では今後、大人が子どもとホテルに宿泊する場合、ホテル従業員にその関係を明らかにしなければならず、ホテル従業員は照会、通報の義務まで負うことになります。この目的は、ホテルでの未成年者の暴行事件を防ぐためです。これは重要な法律です。

次に、皆さんにご紹介するのは、通報義務制度です。（スライド 5）

これは主に、学校や病院、児童福祉施設など、未成年者と密接に接する機関が、児童が虐待の被害者であることを知った場合、適切な部署に報告する義務があるというもので、諸外国でも多くの国で義務報告制度が設けられています。

今回の改正法で定められた通報義務制度では、まず、義務対象が広範囲である必要があると規定されています。中国の新改正法では、未成年者と密接に接触する役所、町内会、村内会、この三者が報告義務制度の義務を負うと規定されています。立法府、司法府、政府部門を含む政府機関、これらはすべて中国の政府機関とみなされると明確に規定しています。また、自治組織である町内会、村内会も、もちろん未成年者と密接に接触する組織とみなされます。

これらの行政機関や職員は、職務上、未成年者が身体的・精神的虐待を受けている、あるいは虐待を受けている疑いがあると気づいた場合、例えば、未成年者の身体に傷がある（疑いがある）、あるいは情緒が極端に不安定である、これらは怪我の疑いがある、あるいはその他の何らかの危険に直面していることを意味する場合、公安、民政、教育などの関連部署に報告しなければならないのです。これが 2 つ目の報告義務制度です。これは中国の立法府における新しい、重要な法律です。

第三に、情報照会と就業禁止に関する法律が制定されました。この法律では、性的虐待、人身売買、身体的虐待、その他の犯罪行為について、国家がデータベースを作成しなければならないと明記しています。（スライド 6）

学校、幼稚園、教育訓練施設、児童福祉施設、病院など、未成年者と密接に接する機関は、採用の際にデータベースを参照し、チェックしなければならないのです。もし、採用しようとしている人が、上記のような犯罪歴があることがわかったら、その人は採用できないのです。

また、これらの機関は、毎年、自分たちの従業員について、上記のような犯罪歴があるかどうかを調査しなければなりません。その結果、犯罪歴があることが判明した場合は、その職を解かなければならないのです。

これは、学校や幼稚園など未成年者と接する機関が、性的虐待や人身売買、身体的虐待などの犯罪を犯した人物を把握し、子どもたちが安心して成長できる環境を提供するためのものです。これは極めて重要な法律です。

他にも似たような新法案がありますが、ここでは詳細は割愛します。これら３つの法案だけにしておきます。

今回の中国未成年者保護法の改正では、この３つの立法を通じて、多くの新しい法制度が規定され、それらは現実に存在する問題に照準を合わせており、未成年者が安全で健全に成長する空間を提供できることを期待していることを皆さんに理解していただきたいと思います。これが今日お話ししたい 2 つ目の点です。

３つ目は、今回改正された「未成年者保護法」の法的責任について紹介したいと思います。

元の法律では、未成年者の保護について多くの規定がありましたが、法的責任はあまり厳しくなく、その結果、未成年者保護法に違反した者はあまり厳しい処分を受けませんでした。今回の改正では、具体的かつ詳細な法的責任が多数規定されました。

一例を挙げましょう。今回の改正では、インターネットの保護に関する特別章が追加されました。（スライド８）

このインターネット保護に関する特別章は全部で 17 条あります。その中に法的責任に関する条文が１つあり、基本的にはインターネット企業の未成年者保護に関する特別な義務について規定されています。現在、多くのオンラインプラットフォーム企業が存在します。そして、これらの企業も、未成年者の権利保護という点で、責任を負う必要があります。

では、その責任を果たさない場合はどうなるのでしょうか。もし責任を果たさなければ、軽い罰金を受けることになります。違法所得がない場合、罰金は 1 万元から 100 万元です。100 万元以上の違法所得がある場合は、その 1 倍から 10 倍の罰金になります。

特に状況が深刻な場合、違反を繰り返した場合には、許可を取り消したり、営業許可を取り消したりして、事業を停止させることができるようになっています。つまり、インターネット事業者の未成年者保護責任と、それに違反した場合の法的措置が規定されているのです。

このように、中国の児童保護の分野では、現行の「中国未成年者保護法」は非常に厳しい法律であり、親や学校、企業、政府でさえ、法律を破れば法的責任を負うとよく言われます。

私はこの 20 数年間、中国の「未成年者保護法」の立法革命の過程に立ち会い、関与してきました。新たに改正された「未成年者保護法」の施行により、中国の未成年者保護に関する法制度はますます完全なものとなりつつあります。

もちろん、これらの法律をより良いやり方で施行するする方法など、いくつかの新しい問題にも直面しています。例えば、インターネットの進歩はあまりに急速で、未成年者にとっては諸刃の剣と化しています。一方では教育の面で、多くの新しい機会をもたらしますが、他方では依存症など多くのセキュリティ・リスクをもたらします。

ですから、この新しい時代に、どうすれば子どもの権利をよりよく守れるか、既存の法的ルールをどう実行するか。これらはまだ私たちが直面している実際の課題です。

私たちは将来、各国の友人と交流し、経験を共有し、議論し、共にこれらの問題に立ち向かい、子どもの保護活動の発展を促進することができるよう望んでいます。

それでは、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

（白石）佟丽华さん、どうもありがとうございました。

1991 年に制定された中国の未成年者保護法の内容とその効果についてご報告下さりました。

最後の基調講演は、キッズドア代表の渡辺由美子さんに「貧困家庭の子ども支援～キッズドアの取り組み」と題してお話しいただきます。

《中华人民共和国未成年人保护法》

佟丽华

北京青少年法律援助与研究中心

（スライド1）

- 北京青少年法律援助与研究中心（以下简称青少年中心）**成立于1999年**，是中国第一家专门从事未成年人法律保护的公益机构。2003年5月，正式登记注册为“北京青少年法律援助与研究中心”。
- 青少年中心创建了包括**为未成年人提供法律服务、开展未成年人法学研究、推动和参与立法等方面的未成年人保护综合模式。**
- 2011年，青少年中心**获得联合国特别谘商地位。**

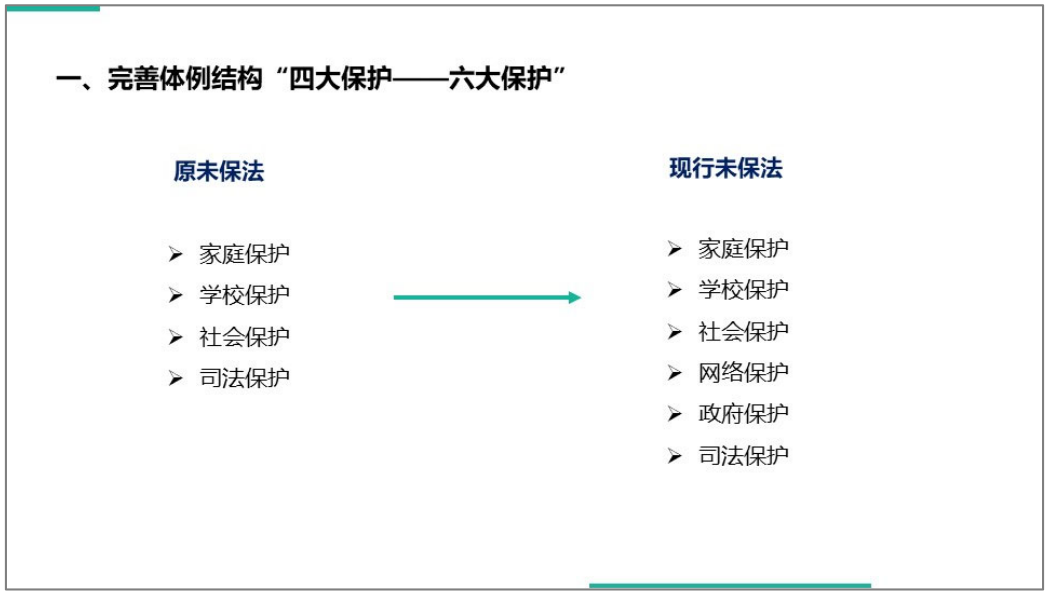
北京青少年法律援助与研究中心
Beijing Children's Legal Aid and Research Center

（スライド2）

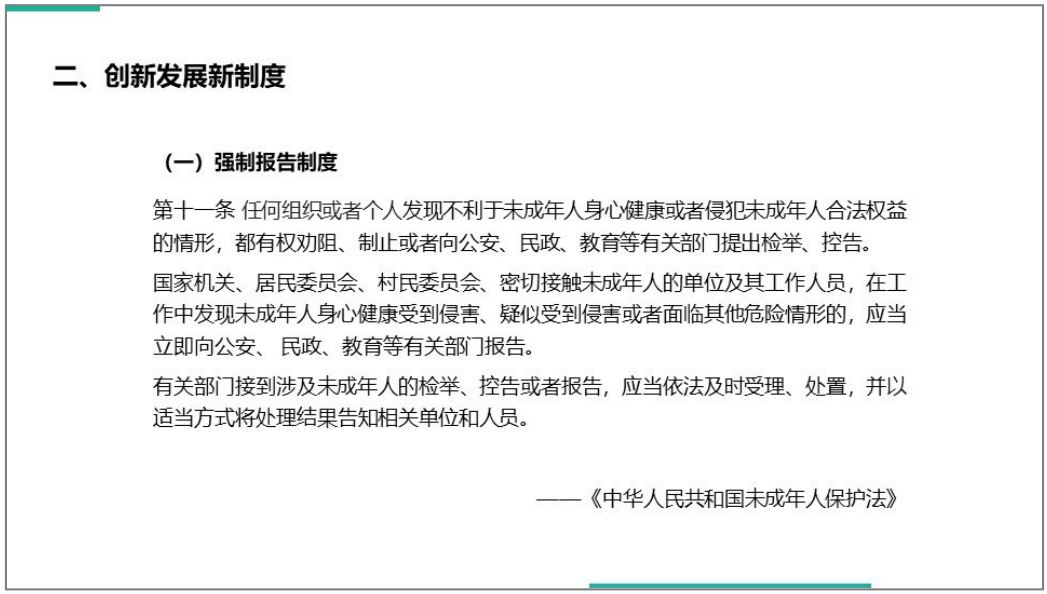


1. **完善体例结构“四大保护——六大保护”**
2. **创新发展新制度**
3. **强化法律责任**

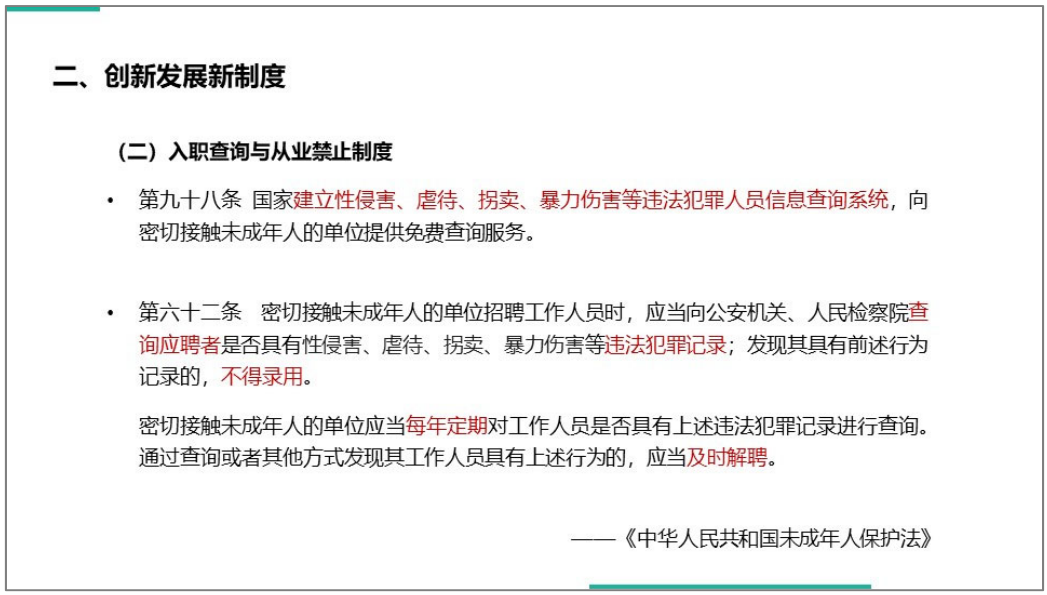
（スライド3）



（スライド4）



（スライド5）



（スライド6）

二、创新发展新制度

（三）酒店查询制度

第五十七条　旅馆、宾馆、酒店等住宿经营者接待未成年人入住，或者接待未成年人和成年人共同入住时，应当询问父母或者其他监护人的联系方式、入住人员的身份关系等有关情况；发现有违法犯罪嫌疑的，应当立即向公安机关报告，并及时联系未成年人的父母或者其他监护人。

——《中华人民共和国未成年人保护法》



- ✓ **询问义务**
- ✓ **强制报告义务**

（スライド7）

三、强化法律责任



- **以信息处理者、网络产品和服务提供者的法律责任为例**

第一百二十七条　信息处理者违反本法第七十二条规定，或者网络产品和服务提供者违反本法第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十条规定的，由公安、网信、电信、新闻出版、广播电视、文化和旅游等有关部门按照职责分工责令改正，给予警告，没收违法所得，违法所得一百万元以上的，并处违法所得一倍以上十倍以下罚款，没有违法所得或者违法所得不足一百万元的，并处十万元以上一百万元以下罚款，对直接负责的主管人员和其他责任人员处一万元以上十万元以下罚款；拒不改正或者情节严重的，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销营业执照或者吊销相关许可证。

——《中华人民共和国未成年人保护法》

（スライド8）



谢谢聆听

（スライド9）

２.３　貧困家庭の子どもの支援　キッズドアの取組



渡辺由美子（Ymiko Watanabe）
認定特定非営利活動法人キッズドア理事長

皆さま、こんにちは。認定 NPO 法人キッズドア理事長の渡辺です。私のほうから、貧困家庭の子どもの支援ということで、お話をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。（スライド１）

まず、本日は皆さまに、日本の子どもの貧困についてお話をさせていただきたいと思っております。日本の子どもの貧困、相対的貧困といいまして、先進国の中で所得を使って測るのですが、その状況でいきますと、13.5%、およそ７人に１人の子どもが貧困です。これは OECD 加盟 34 カ国中でも上から９番目ということで、実は、日本というのは、子どもの貧困率が非常に高い国だということが分かります。（スライド５）

また、ひとり親家庭の貧困率は、48.1%ということで、OECD 加盟 34 カ国中でも一番高いというのが日本の状況です。また日本では、子どもの貧困率が初めて正式に出されたのは 2009 年でした。実は、非常に貧困ということに対して新しい課題があると感じております。

では、日本の貧困というのは、どれぐらいなのかということをお話しいたしますと、相対的貧困ラインで２人世帯、例えば、母子世帯と子ども１人で暮らしていると、173 万円未満の所得でおられる方を貧困といっております。3 人世帯だったら 212 万円未満です。（スライド６）

この収入の中で、多くの方は住居を借りる、アパートなどを借りて、さらに子どもにごはんを食べさせたり、教育をしたり、水道・光熱費を払ったりということで、大変厳しいラインです。

また、相対的貧困ラインというのが、トップでございますので、貧困層にいる方というのは、皆さんそれ未満です。私たちが学習支援で教えているようなご家庭では、どれぐらいの収入でやられているのですかとお聞きすると、いろいろ頑張ってるのですが、やっぱり手取りになると、10 万円ちょっとぐらいしかなくてというところで、そこにいろんな手当てを付けてなんとか頑張っていらっしゃるというような状況です。

その中で、日本の大きな特徴としては、ひとり親世帯の貧困率ということがございましたが、実は、日本のひとり親は、ほとんどの方が働いていらっしゃいます。（スライド７）

ひとり親世帯の就業率というのは、実は先進国の中で１位です。これダントツの１位でございます。それなのに、貧困率は１位ですね、ということで、世界一働いているのに、世界一貧困なのが日本のひとり親、つまり世界一のワーキングプアです。

日本の貧困の特徴として、このワーキングプア、働いているのに、収入が低くて貧困になってしまうというふうなことが非常に大きな問題だと思っています。特に、子育て家庭では、一

生懸命働いて、さらに子育てをするという中で貧困の連鎖が起こっていくという状況になっています。

なぜ、日本のひとり親の貧困率が高いのか。これでいきますと、例えば日本では、長らく続いてきた就業構造と男女の賃金格差ということで、どうしても女性の賃金が低くなってしまう。日本では、母子家庭が非常に多うございますので、女性が主生計となったときに十分な収入が得られないということがございます。（スライド８）

また２つ目、養育費の受け取り率が低いということで、せっかく養育費の取り決めをしても、実際受け取っていらっしゃる方は４分の１程度というふうなことです。こういう中でどうしても所得が少なくなってしまう。

また３つ目に、税の再分配が弱すぎるということで、これが日本の特徴で、非常に子育てとか、教育だとかそういったところに税金が使われていないということがございます。

こういった中で、実は、多くの国は税の再分配が入ることで、子どもの貧困率が改善されるのに日本だけは逆に悪化するとか、あまり変わらないという状況がございます。

お伝えしたいのは、日本の子どもの貧困は自己責任ではないということです。ほとんどの方が一生懸命働いているけれども、さまざまな事情で十分な収入が得られない中で、どうしても収入が低くなってしまい、その中で子どもたちが困っているということになります。

少し、日本の国の子どもの貧困への取り組みということをお伝えしたいと思います。（スライド９）

先ほど申し上げたように 2009 年に初めて厚生労働省が相対的貧困率を把握したということで、その前はほとんど貧困に対する対策というものがございませんでした。子どもの貧困についても全くなかったことから、これは大変だということで、今さまざまな取り組みがようやく軌道に乗り始めたという状況です。

2013 年に子どもの貧困対策に関する法律ができ、2014 年にその先の大綱が出来、2017 年に内閣府子どもの貧困対策に関する有識者会議が設置されました。私もこの委員にしていただいております。そんな中で今は、多くの指標、39 の指標を作ってモニタリングしながら、子どもの貧困に取り組んでいるという状況です。

貧困の改善に向けた重点施策として、国が考えていることでは教育の支援、次に、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援、経済的支援、この４つがあります。（スライド 10）

教育の支援では、幼児教育・保育の無償化や大学進学に対する教育機会の均等。また生活の安定に資するための支援ということでは、保護者の生活支援や子どもの生活支援、就労支援。また、保護者の就業生活ということでは、ひとり親世帯に対する就労支援ですとか、ひとり親を含む困窮世帯への就労支援が行われています。最後、経済支援としては、児童手当とか、児童扶養手当というような、困窮な方への現金給付ですとか、高校無償化のような教育費負担の軽減というふうなことが行われています。

そんな中で、日本の子どもの貧困対策、ようやく進んできたのですが、そこに襲ってきたのが新型コロナウイルス感染症です。今これが非常に日本の子育て世帯に対して大きな影響を及ぼしておりますので、今日は少し、コロナウイルス禍の子どもの状況についてもお伝えしたいと思っております。（スライド 11）

まず、コロナの経済的被害の特徴というものがございます。日本では多くの自然災害、例えば震災ですとか、天候、台風ですとか、水害ですとかそういうことがございますが、それに代わって、コロナということは非常に経済的被害の特徴がございます。（スライド 12）

まず、１つ目が仕事をしている現役世代に経済被害が集中しているということです。要は、社会は回そうと思えば回るのだけれども、回らない中で仕事をしないことで、収入が下がっていくということです。

それから２つ目は、震災や自然災害と違って、被害が見た目では非常に分かりづらいのです。私どもが支援しているような困窮子育て家庭は、例えば夏休みには、本当に子どもに食べさせるごはんがないと。お米がなくて、子どもにごはんを食べさせられない。お金がなくて肉や魚を食べさせることが難しいというような状況でございますが、そういったことが見た目では分かりづらいと。家がなくなってしまったとか、そういうふうな状況ではないので、そういう中で、なかなか困っている人たちに支援を集中的に届けるということが出来ていません。

３つ目、これは子育て世帯の特徴として、コロナの中で仕事に行けないリスクが他の世帯に対して非常に高いです。例えば、子どもが保育園に行って、保育園が休園になると仕事に行けないだとか、学校で子どもが濃厚接触になると、自分が仕事に行けないだとか、同居の祖父母は感染するなどで行けない、という状況です。

こういうときに、日本の子育て世帯、ひとり親家庭は非正規の方が多いので、仕事に行けないと収入がなくなってしまうということです。２週間仕事に行けないと、翌月の給料が半分になる。それでなくても少ない 12 万とかの給料が６万になって、家賃も払えない状況になる、そういうふうなことが起こっています。

一番重要なのは、平時から子どもや教育への公的支援が少ない、そういう中で、ぎりぎりの収入でなんとか暮らしていた方たちが、今、コロナの中で仕事ができなくなってしまったら、大変な状況になっているということでございます。

例えば、経済的状況ですが、こちらは昨年の 11 月に私どもが困窮子育て家庭、本当に困っていらっしゃる相対的貧困の中にあるようなご家庭に今の状況を聞いたところ、衣類が買えなかったという方は 64%、食料が買えなかったという方は 48%、約半数です。公共料金が支払えなかったという方も３分の１ほどいます。（スライド 13）

学校や、学校の給食や学費の積み立てが払えないという方もいらっしゃいます。そういう中で、非常に経済的影響が大きいということです。例えば、これが今では子どもの食事の質に大きく影響しています。（スライド 14）

「2021 年の 11 月に比べて、１月どうですか」と、年を越した後の状況を聞いても、要は、食事のおかずをより安いおかずにするとか、食事の質が悪くなるという、質の改善だけではなくて、もう食事のボリュームが減ったとのこと。子どもにごはんをおかわりさせてあげられないとか、主食におかずを付けることが難しい。肉や魚は買えないですと・・。卵とか、納豆だとか、そういったものでしのいでいますということですとか・・。

あと、食事の回数が減った、14%の方は子どもに３食食べさせられない、夏休みに給食がなくなるので、家で３食用意しなきゃいけないのだけれども、それが難しいので、子どもには朝ごはんを我慢してもらって、１日２食にしてもらっていると・・。そういうふうなことが起こっています。

そういう中で、子どもへの影響も非常に出てきています。これは今年の７月、最近取った調査ですけれども、お子さんに対しての影響を訊くと、学力が落ちてしまったという方が 32%、授業に付いていくのが大変ですとか、学校に行くのを嫌がるようになったというお子さんも２割ほどいます。（スライド 15）

特に影響がなかったという方は 29%しかいなくて、７割のお子さんは、子どもに影響が起きているという状況でございます。

そして、一番の問題は、その影響が長期化しているということです。（スライド 16）

2020 年の１月からコロナの緊急事態が始まりまして、そこからもう３年目に入っておりますが、保護者の方に世帯全体の就労収入はどうですかということを７月に聞いた時に、収入が減ってしまって、その状態が続いているという方が半数です。２割の方は、収入が今回復途上にあるということですが、元の水準に戻ったという方は５％しかいらっしゃいません。本当に多くの方が、収入が減ってしまって、まだ困っているということです。

また、子どもへの影響ということでも、以前は悪い影響があったが改善されたという方が３割いる一方、37%の方は、まだ悪い影響が続いてしまっているということで、子どもたちに非常に悪い影響が続いているとのことです。こういったことに、私たちはこれから向き合っていかなきゃいけないというふうに思っています。（スライド 17）

では、ここでは少し、私どもキッズドアがやっている教育格差への取り組みと、キッズドアの活動にいついてお話ししたいと思います。（スライド 18）

日本の子どもの貧困の大きな特徴は教育格差です。親の所得が高いと子どもの学力も高くなり、親の所得が低いと子どもの学力は低くなってしまうという状況です。（スライド 19）

これはとてもおかしなことで、お金持ちの家にばっかりＩＱが高い子が生まれるわけではないので、本当は紐付いてしまってはいけないのですけれども、こういう状況が起こっています。そういう中で、子どもは、学力が低いと、どうしても進学や就職が不利になり、将来にも大きな影響があります。

なぜこういうことが起こってしまうのかというと、単にじゃあ、所得の低いお子さんたちは、家で勉強していないのではないかとか、努力が足りないのではないかというふうなことを思われがちですが、実は、そうではありません。貧困ゆえに起こってしまう生活環境が大きく影響しいています。（スライド 20）

例えば、家が非常に狭い。限られた収入で借りられる家というのは少ないので、自分の勉強部屋がないのはもちろん、自分の勉強机がないというお子さんも実は多くいらっしゃいます。家では落ち着いて勉強するスペースがないと・・。他の家族、弟や妹がテレビやゲームをしている中で受験勉強をするのは、なかなか難しいということです。

また、時間の貧困ということで、保護者がワーキングプアであるということで、子どもの勉強を見てあげる時間がつくれません。非常に安い賃金の労働を２つも、３つも掛け持ちをすると。例えば、子どもを学校にやった後で、朝１番目の仕事に行って、夕方帰って来て、子どもにごはんを食べさせたら、次に２つ目の仕事として、本当にコロナの前でしたら飲食店に行って、居酒屋に行って働くとか、今でしたらコンビニで働くとか、スーパーでもう一回夜、レジを打ちに行くとか、そういうふうなことをしているので、子どもの勉強を見てあげたり、宿題を一緒にやったり、学校の道具をそろえてあげたりとか、そういうふうなことができない中で、子どもは分からない勉強があればそこで止まってしまうという中で、どうしても学力が高くならないということです。

また、３つ目として、非常に教育投資が難しいのです。本当にごはんも食べさせられないような状況ですので、子どもが家で勉強するための問題集や参考書を買うのも大変ですし、受験生であれば、塾には行かせられなくても、模試ぐらい受けたほうがいいのですけれども、それがやっぱり 4,000 円、5,000 円するので、なかなか受けられません。状況が本当に厳しい家庭で、必要な文房具を買えないと・・。キッズドアでは今、文具の支援も行っているのですが、ノートや消しゴムや鉛筆などを送ると、「買えなかったのでとても助かります」ということが起こっています。最低限必要な教育投資というものができない中で、子どもが勉強できない状

況が続いているということです。

そういう中で、日本で起こっているのは貧困の連鎖ということです。（スライド 21）

親の収入が少ないと、十分な教育が受けられずに、子どもたちも進学や就職で不利になってしまって、収入の高い職に就けない、どうしても貧困になってしまうということです。親を選んで生まれることはできないのに、自分がたまたま収入の低いひとり親のお家の子どもになってしまうと、その子どもにも負の影響が続いていくというようなことは、非常によくないことですので、これをなんとか断ち切らなければいけないと思っています。

そこでキッズドアがやっているのは、十分な教育が受けられないということに無償で教育を届ける。これは勉強を教えるということももちろんですが、付随して、教育の環境を整えたり、さまざまな体験活動を伝えるということです。要は、子どもの成長を支えるサポートを行っています。

また、子どもの貧困ということで考えると、国が対策をすることは、非常にコストがかかると考えられがちですが、子どもの貧困というのは、福祉ではなく、投資です。今子どもたちを支えることが将来の日本を支えることになります。（スライド 22）

例えば、収入が非常に低くて、自分でなかなか勉強ができないお子さんたち、高校に進んでも中退をしてしまうと、その先でしっかりと働くことが難しくなります。最終的には、生活保護を受給したり、そういうふうな福祉の受け手になる可能性が非常に大きいのですが、子どもの時に十分な支援を行って、その子が高校を卒業して働いたり、大学へ行って働いたりすると、賃金を稼いで自分が自立するのはもちろんですが、納税もしてくれるわけですね。そういったことで、実は子ども 1 人でも 1 億円ぐらいの効果があるのではないかといわれています。

日本財団の試算では、現在 15 歳の 1 学年だけでも、経済的損失は 2.9 兆円、社会福祉費の増加は 1.1 兆円、合計 4 兆円の効果がある事業なので、しっかりとやっていこうというふうに考えられています。

また、子どもの学習支援では経済的資本、どうしてもお金がないからということで、塾の代わりに塾代を出すとか、居場所をつくるだとか、そういったことが考えられがちですが、それだけではなくて、文化的資本、これはさまざまな体験をするだとか、本に触れるだとか、教育が大事だということを伝えてもらうという、文化的資本や社会関係資本、本当に社会のいいネットワーク、人的ネットワークに埋め込まれるということが大事で、この 3 つをそろえていくことで、子どもがしっかりと学力形成をされ、貧困から抜け出していけるというふうになっています。（スライド 23）

例えば、私どもがやっている一番象徴的な事業では、物件を借り上げて貧困地区に居場所をつくって、そこに毎日子どもが来て、勉強はもちろんですけれども、安心・安全な居場所でいろいろなボランティアさんやスタッフと触れる、また、その中で体験活動を行っていく、さらに食の支援も行っていくというような複合的な支援を行っています。こういうことを行うことが、非常に子どもたちの成長につながっていきます。（スライド 24）

また、学習支援というと、塾のようなものを思われる方も多いと思いますが、重要なのは楽しい場所であること、子どもが心理的安全性を感じられるかどうかです。例えばこれは、高校生の支援で、後ろを向いているのは高校生の女の子で、前を向いているのが勉強を教える大学生のボランティアです。（スライド 25）

本当に楽しいのですけれども、なぜかというと、そもそも学力が低い子どもたちは、勉強したいという意欲がないんですね。勉強を教えてあげるからおいでといっても、そこが厳しく勉強を教える場所、または学校のような一方的に勉強を教えてくれる場所だと、なかなかそこに

価値を見いだしてきません。いくら無料でも来ないのです。

そういう中では、そういう子どもたちがアクセスしやすい場所をつくるということが非常に重要です。勉強の他にも、パソコンを使うような体験を提供する、どこか旅行に連れて行くというふうなことが非常に重要です。（スライド 26）

または調理体験ですとか、外国の方と触れ合うとか、普段できないことを私たちが支えてあげると、そういうふうなことを行っています。（スライド 27）

一番重要なのは、社会全体で子どもを育てる、教育するということだと思っています。一昔前は、子どものことは学校がやることだということで、職域経験も、体験活動も、学力も、なんでもということでしたが、今多様な世界で子どもが身に付けなければいけない力もたくさんある中で、学校だけではやりきれません。（スライド 28）

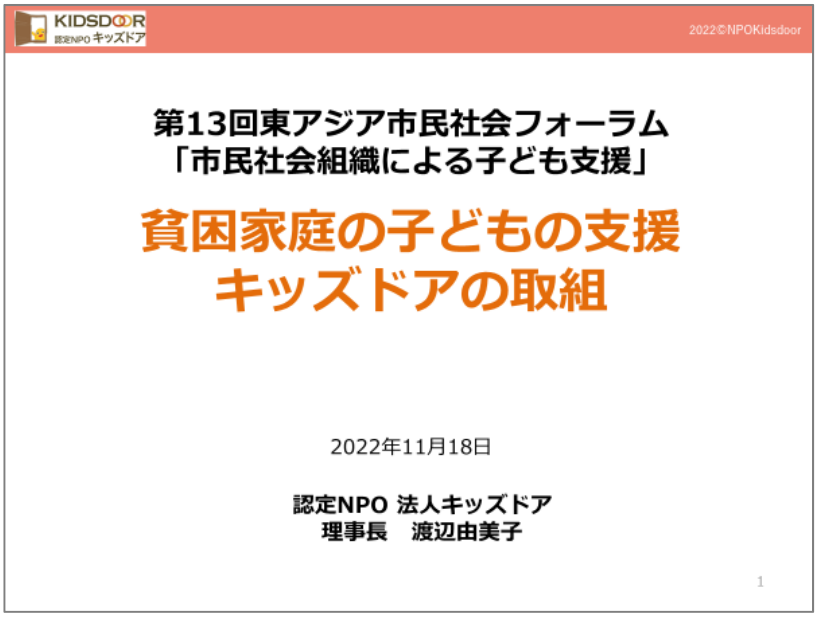
地域、ＮＰＯ、企業、学童、子ども食堂など、いろいろなところがしっかりと連携して、子どもたちを支えていくと、そういうことが大事だと思っています。

子どもの貧困は放置しておくと、本当に子どもたちの将来にも、国のためにもよくないことです。また、これを国だけがやる、行政だけがやる、学校だけがやるというふうなことは、非常に難しいです。やはり、社会全体で取り組む、全ての人たちが子どもたちの健やかな成長を支えるために、力を出していく。そういう中で、貧困な子どもたちも十分な教育を受けて、次の支え手になるようにしていくということが非常に重要だと思っています。

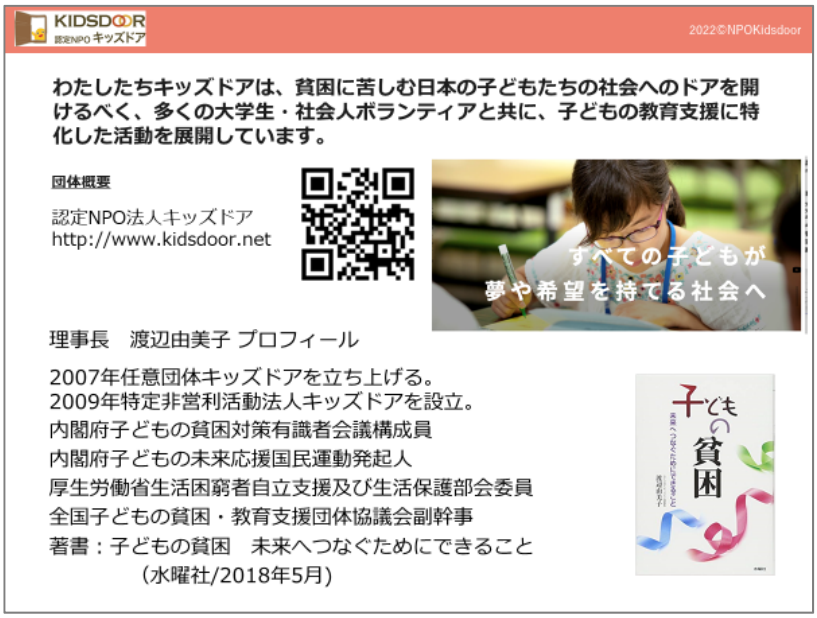
ぜひ、皆さまと一緒に子どもの貧困に取り組んでいくようになればいいなと思っています。私の話は以上です。どうもありがとうございました。

（白石）渡辺由美子さんからは、日本の子どもの貧困の現状と国の取り組み、新型コロナウイルス感染症禍での困窮子育て家庭の状況、経済格差と教育格差の課題に取り組むキッズドアの活動等についてご紹介下さりました。ありがとうございました。

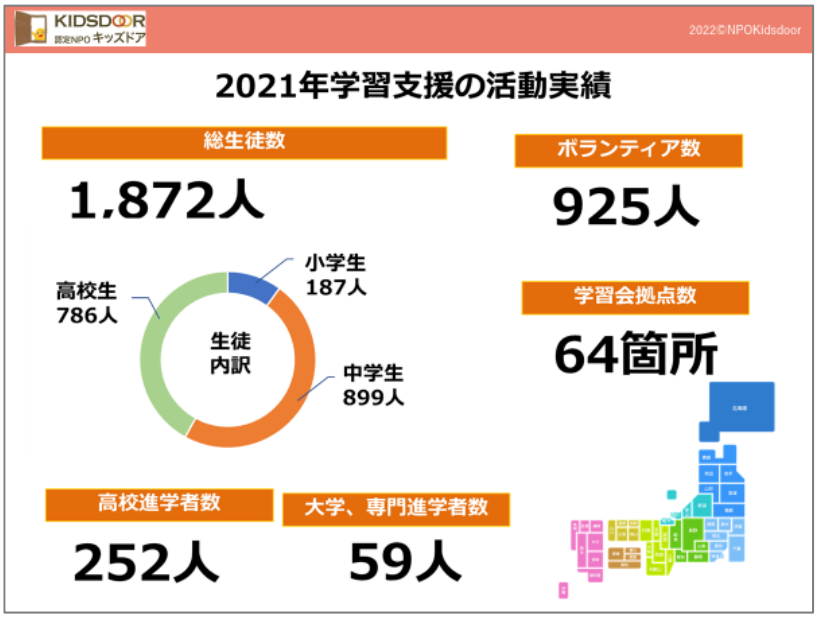
また、中国、韓国からのお二人のプレゼンターの方々にも、貴重なご講演をいただきました。ありがとうございました。これからコーヒーブレイクに入りますが、5 分後にはお戻りくださいますようお願いいたします。



（スライド1）



（スライド2）



（スライド3）

（スライド4）

KIDSDOOR 認定NPO キッズドア　2022©NPOKidsdoor

日本の子どもの貧困の現状と

国の取組について

4

（スライド5）

KIDSDOOR 認定NPO キッズドア　2022©NPOKidsdoor

2009年に初めて貧困率を公表 → 新しい社会課題

日本の子どもの相対的貧困率は、先進国の中で上位
日本にも満足にご飯が食べられない子どもがいます。



13.5%
(2019年国民基礎調査)
子どもの**7人に1人**が貧困

OECD加盟34カ国中9番目
OECD平均　11.6%（2014）



48.1%
ひとり親家庭の貧困率は、
OECD加盟34カ国中1番

二人親でも**10.7%**が貧困

5

（スライド6）

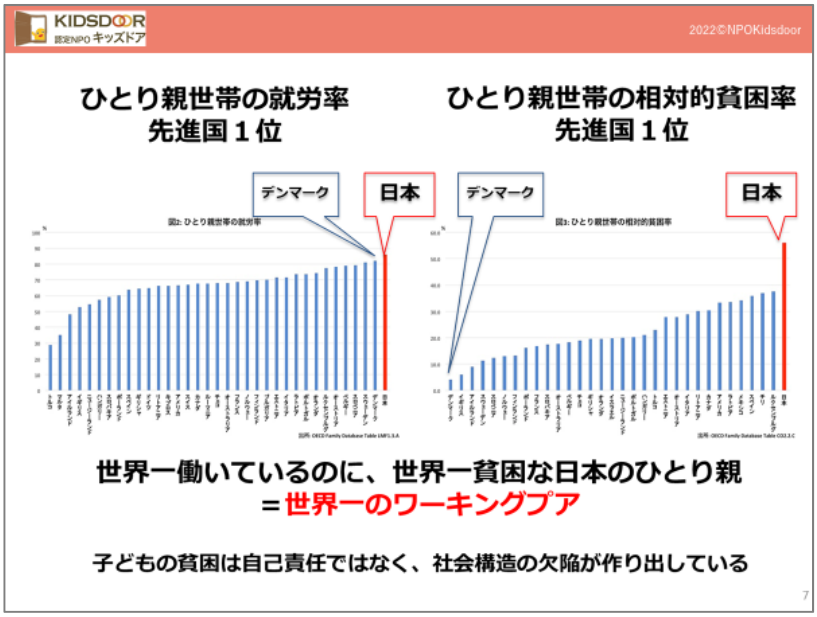
KIDSDOOR 認定NPO キッズドア　2022©NPOKidsdoor

相対的貧困ライン

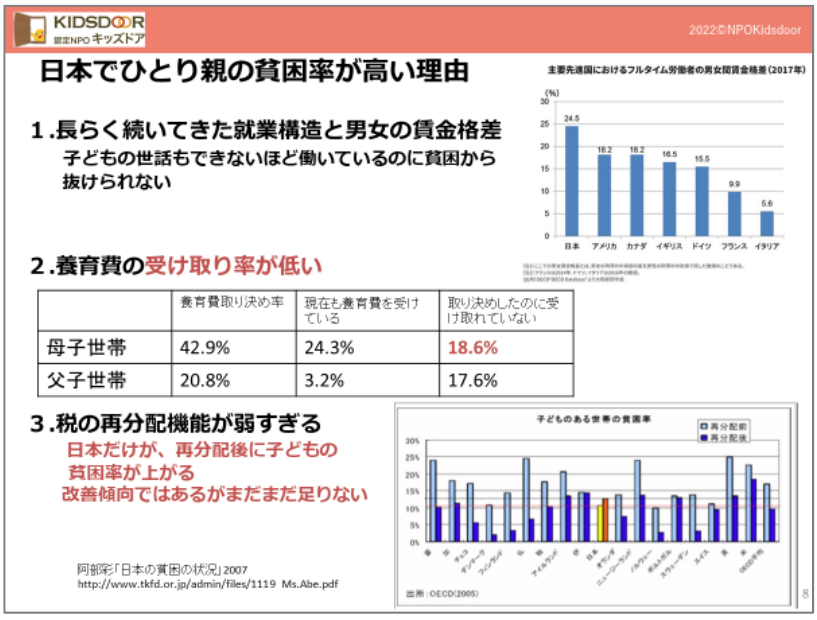
	相対的貧困線	中央値
１人世帯	122万円	２４４万円
２人世帯	１７３万円	３４５万円
３人世帯	２１２万円	４２３万円
４人世帯	２４４万円	４８８万円

今日食べる物も寝る所も無い状況とまではいかないが、社会の標準的な所得の半分以下の所得しかなく、**「周りの人は当たり前にできている生活が、お金がないためにできない」**という状態。

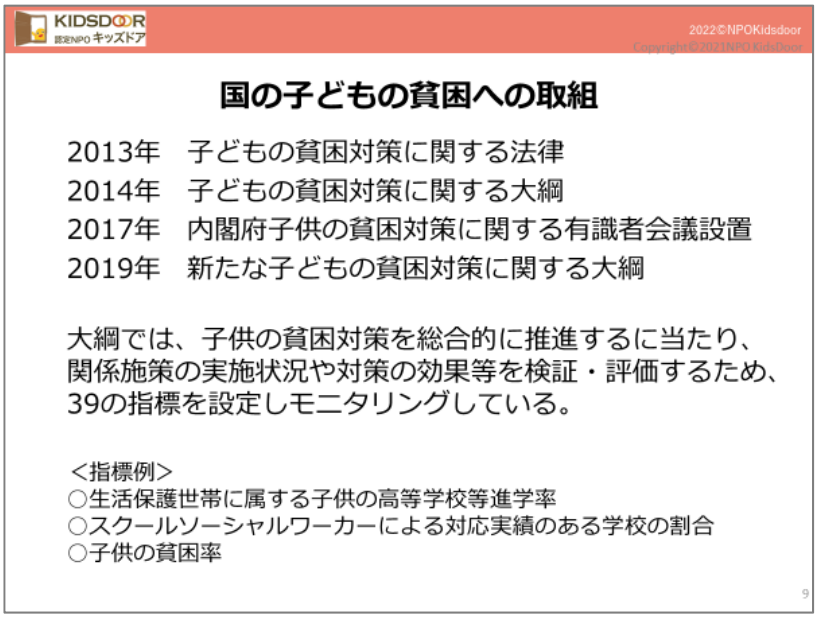
6



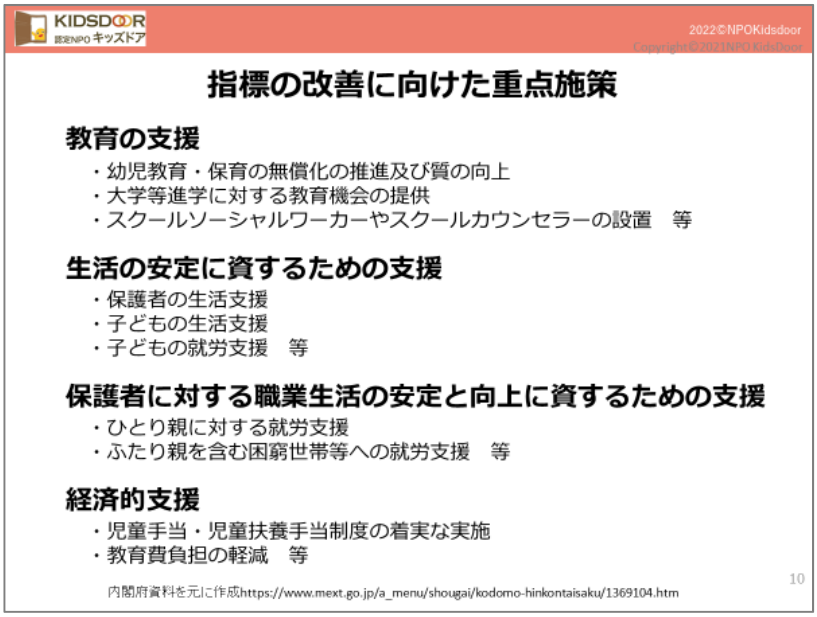
（スライド7）



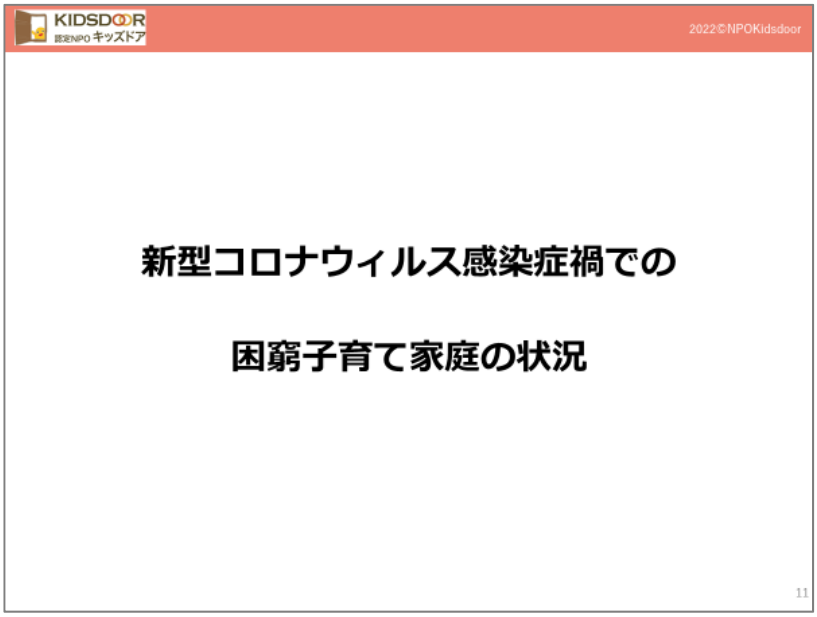
（スライド8）



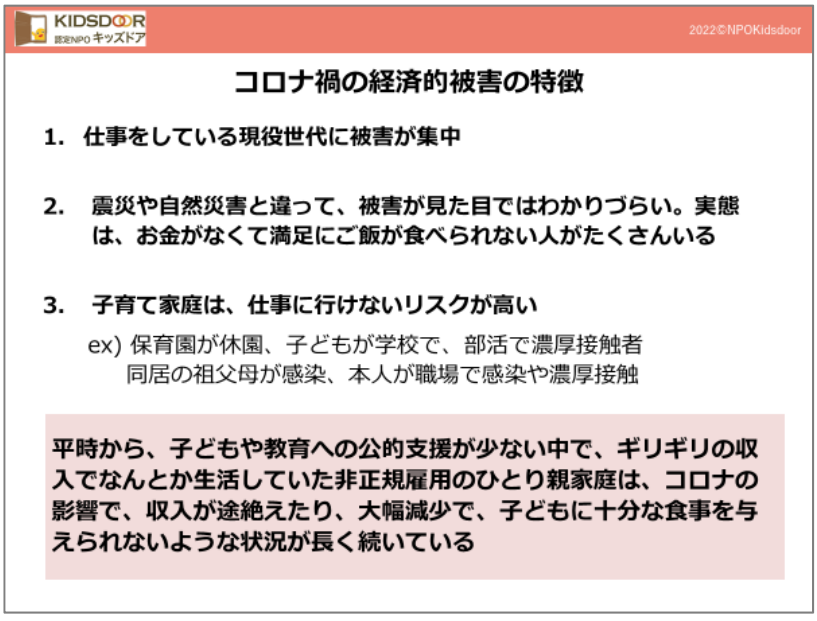
（スライド9）



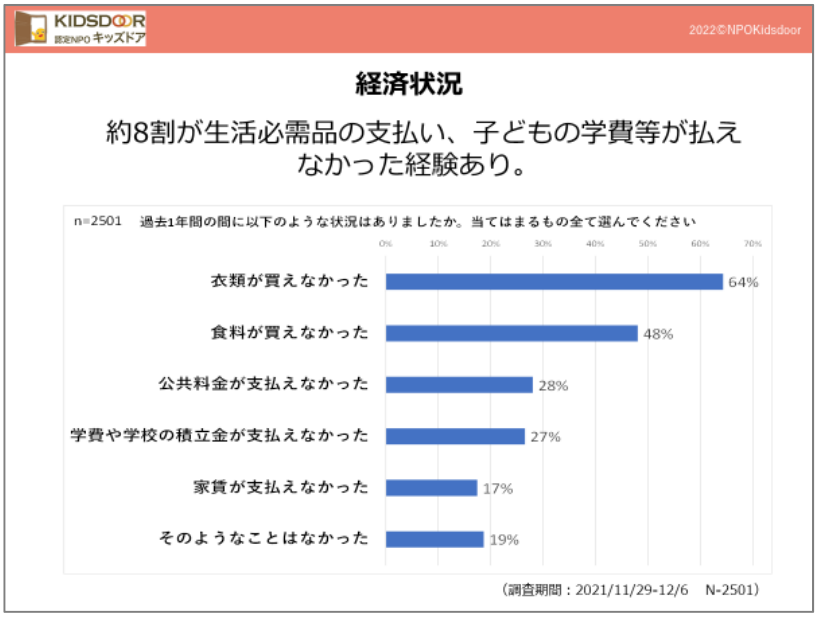
（スライド10）



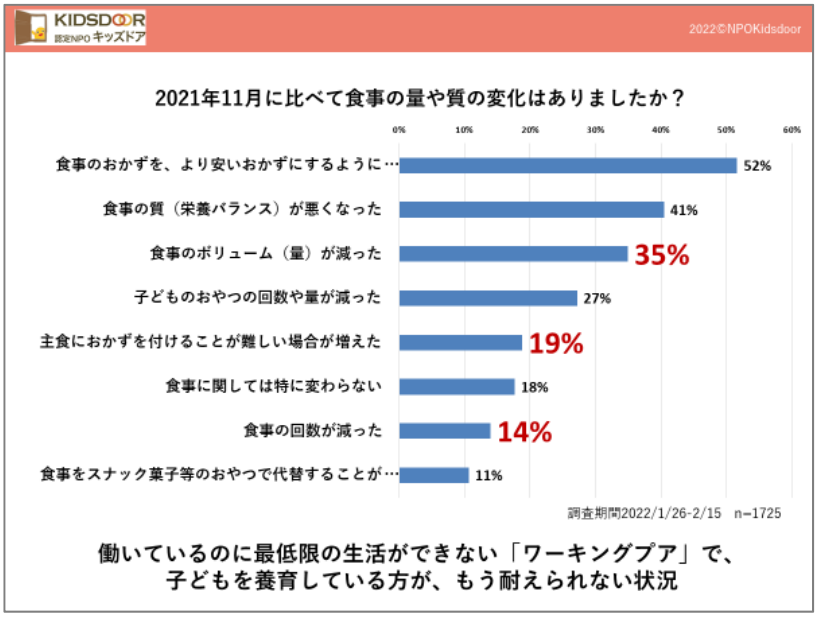
（スライド11）



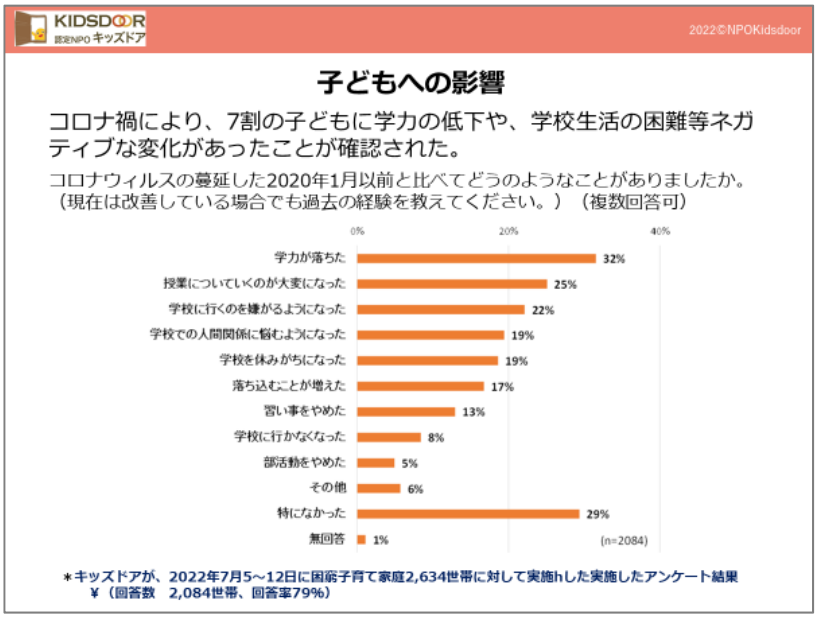
（スライド12）



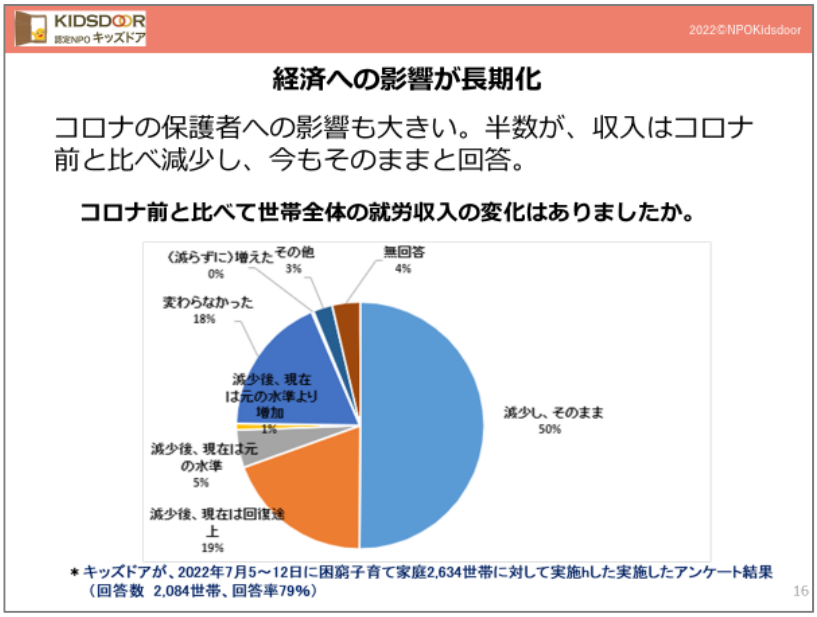
（スライド13）



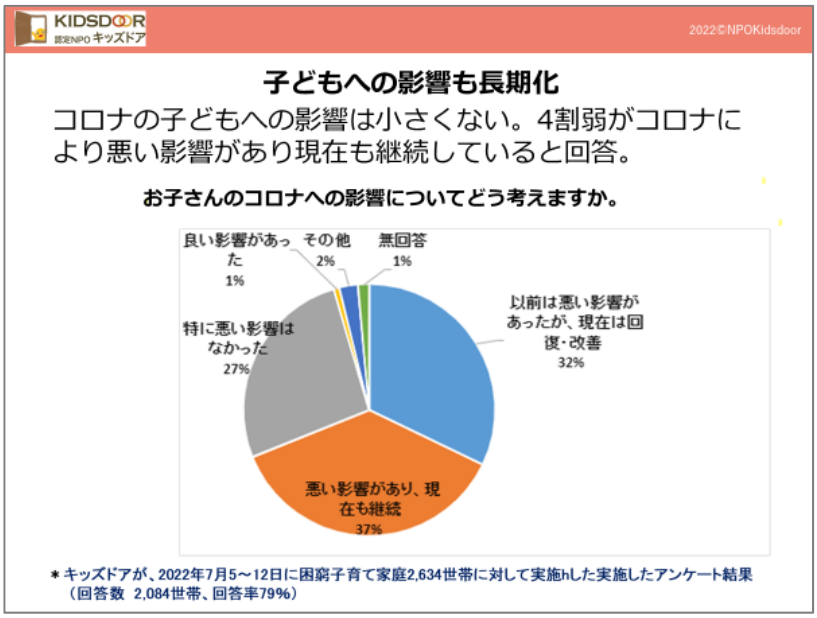
（スライド14）



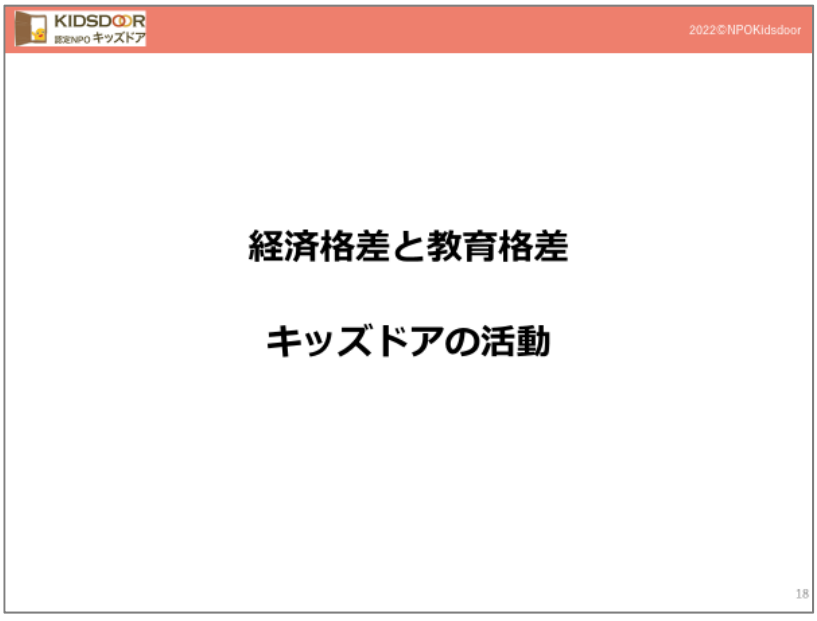
（スライド15）



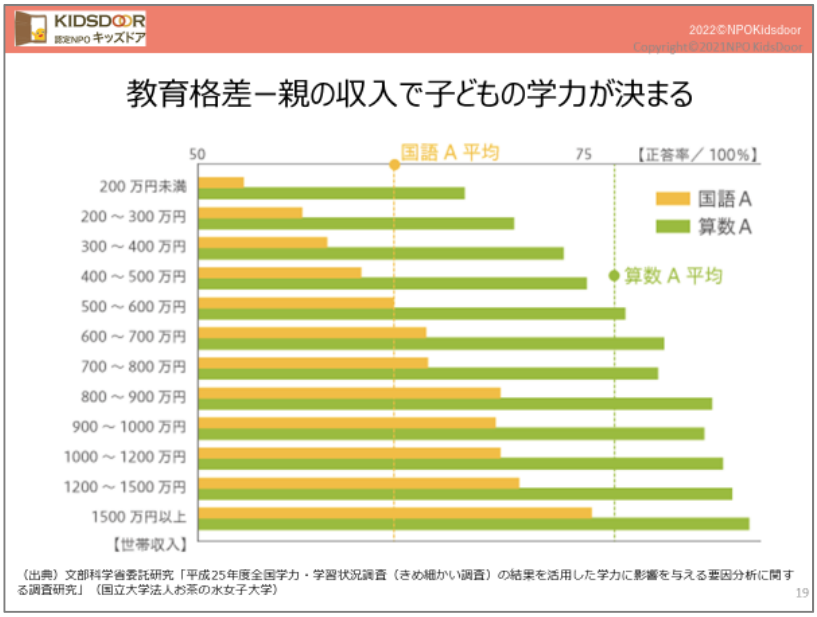
（スライド16）



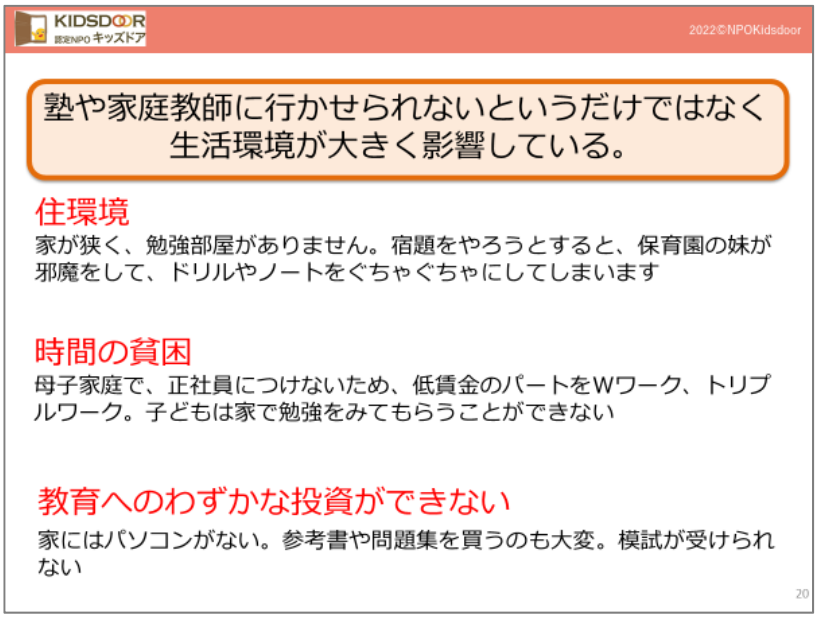
（スライド17）



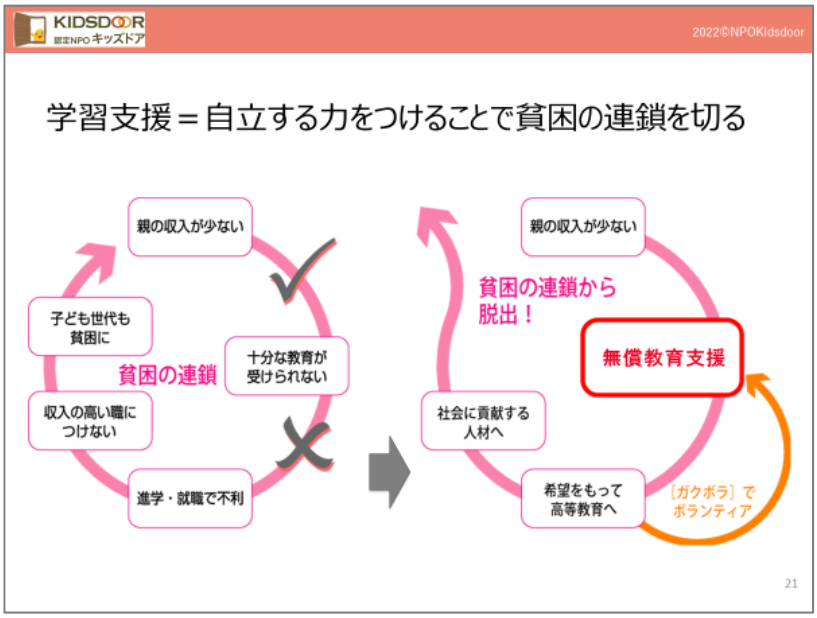
（スライド18）



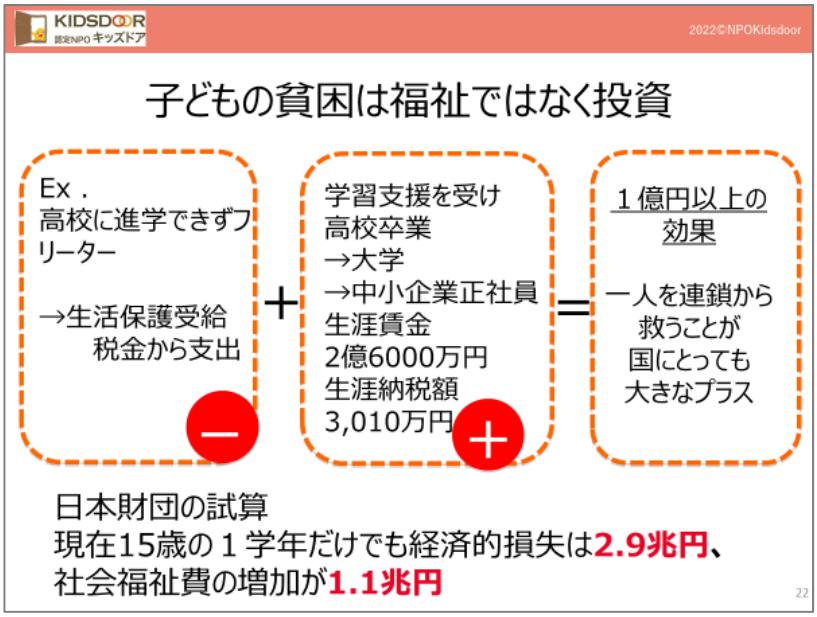
（スライド19）



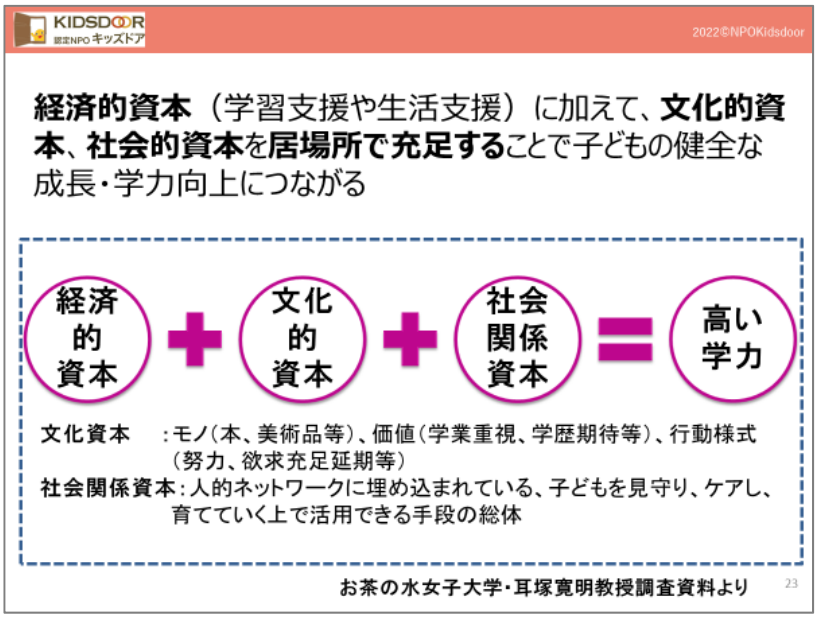
（スライド20）



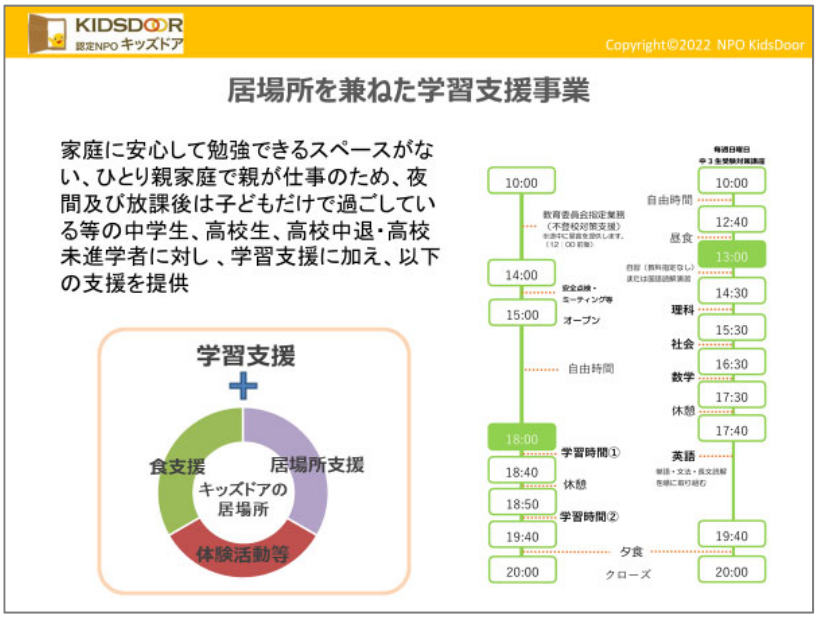
（スライド21）



（スライド22）



（スライド23）



（スライド24）



（スライド25）



（スライド26）



（スライド27）


KIDSDOOR
認定NPO キッズドア
2022©NPOKidsdoor
社会全体で子どもを育てる・教育する
誰でもが豊かな教育を享受できる国へ
地域
子ども食堂
NPO
学校
学童
塾
教育産業
企業
28

（スライド28）

３．事例報告

（白石）皆さん、オンラインに戻られましたか？

時間になりましたので、事例報告に入らせていただきたいと思います。

今回は、韓国，中国，日本の各国から２名、計６名の代表者をお招きしています。

最初は韓国からの報告となります。お１人目は、韓国児童虐待防止協会会長の李培根さんです。「韓国児童虐待防止協会の被虐待児保護・支援の取り組み」というテーマでお話しいただきます。よろしくお願い致します。

３.１　市民の会による虐待被害者保護支援事例集



李 培根（Bae Geun Lee）
韓国児童虐待予防協会会長

（動画）＜基調講演・金氏の動画と同一なので、割愛致します。＞

こんにちは、「KAPCAN」代表の李培根（リ・ベグン）です。

私は、市民団体による被虐待児支援の事例を紹介します。今日は、事例を紹介する目的、方向性、内容についてお話ししたいと思います。

まず、目的と方向性についてです。この調査の目的は、韓国で初めて市民社会団体による被虐待児支援のために設立された KAPCAN の 30 年の歴史に光を当て、時代の要請に応じ、被虐待児保護を支援する民間団体に望ましい方向性を提示することであります。

その方向性は、児童虐待の理解と予防のためのセミナー、教育、キャンペーンの開催、児童虐待相談所の設置、虐待事例の通報受付、市民ボランティアからなる全国支援団体の組織化、韓国児童保護協会の専門化、民間資格課程としての児童権利相談員の養成、保護者や小中高生に対する児童権利教育の提供などであります。

期待される効果としては、児童虐待が犯罪であるという認識、市民による児童虐待通報の活性化、児童虐待防止関連法の制定や保護施設の設置義務化を政府に働きかける、市民による支援団体や運営委員会の組織化、通報義務者教育による児童虐待防止の活性化、児童虐待から自力で自らを保護護する対処能力を養うための小学生の教育などが挙げられます。

次に、過去 30[1]年間の被虐待児に対する活動を紹介します。

1989 年から 1999 年までは、「児童虐待相談所」を開設し、広報・啓発事業を行ってきた時期で、「定着期」となります。

2000 年から 2009 年までは、政府が全国 16 の市・県の児童相談所の運営を民間団体に委託

（注）李氏の講演では、本報告書掲載スライドの直接引用はありませんでした。

するようになった時期で、「成長期」といえます。

民間団体と連帯して児童虐待相談事業を推進し、被虐待児やグループホームの支援、保護者・児童相談員への教育などを開始した 2010 年から 2019 年までが「拡大期」です。

では、「定着期」を見てみましょう。

1988 年 11 月 30 日から 1 週間、当時イスパニア副会長だったデューク博士を韓国に招き、釜山、大邱、光州、大田、仁川で「児童虐待とネグレクト防止」をテーマにセミナーを開催しました。セミナーには約 600 名の市民団体指導者が参加し、成功裏に終了しました。

その結果、1989 年 3 月 24 日、政府および子ども財団やユニセフなど多くの民間団体と連帯して、KSPCAN が設立されたのです。

これに伴い、14 の市・道に児童虐待相談所を開設し、児童虐待の事例の受付、相談、防止キャンペーンを行うとともに、学者、行政官、教師、保護者など約 2,100 人を対象に 20 回の学術セミナーを開催しました。学術セミナーのテーマは、主に児童虐待防止と法的対策、市民社会の意識改革、児童虐待の治療と介入、校内暴力防止、望ましい子育て、虐待を受けた子どもへのカウンセリングスキルなどでした。

児童虐待相談所の職員を対象に、児童虐待、社会的セーフティネット構築、子育ての危機と望ましい子育て、治療や子ども支援のための効果的なカウンセリングスキルについて、4 回のワークショップを開催しました。

次に、事例発表についてです。被虐待児の保護に関する研究、母子相姦、継母による児童虐待、被虐待児の引き離しなど、49 件の事例発表を実施しました。

次に、実習生への研修です。子どもの保護をテーマに 8 回の研修を実施しました。

これらは、関連法の制定を政府に働きかけるための活動です。DV 防止法や児童福祉法の改正など、児童虐待に関連する法律の制定を政府に働きかけました。

まず、1994 年に「児童虐待防止法」の制定案を国会に提出し、1995 年には「DV 防止法」の制定案を部会に提出しました。

次に、児童福祉法の改正により、児童虐待防止法の立法化を促し、1997 年 9 月 3 日には、児童虐待防止法に関する公聴会を開催し、諸外国の児童虐待に関する法律や制度の紹介を行いました。

1999 年には、保健福祉部の専門委員が、警察、公務員、教師、医療関係者向けに、韓国初の児童虐待防止ガイドラインを作成し、配布しました。

次に、キャンペーン、プロモーション、出版についてです。児童虐待禁止のための写真展や街頭キャンペーンを全国規模で行い、1994 年には「家庭内暴力防止週間」キャンペーンを実施しました。

また、韓国のテレビ番組「Depth! Accident of Human」などのメディアを活用し、市民社会に児童虐待の恐ろしさを広くアピールしました。

次に、相談・教育についてです。

定着期間中は、全国で、親、子ども、教師、児童保護者、体験者、市民を対象に、相談対応、指導、治療、緊急ケース相談、通報受付、児童虐待の事実確認、児童虐待防止のための教育などの活動を行いました。

また、「児童虐待」、「韓国の現状」、「治療介入」などを含む 37 冊の事例集を発行しています。

韓国児童協会をはじめとする民間団体との共同事業も積極的に進めてきました。

次に、グループホームの設置・運営についてです。1999 年にグループホームのモックアップの開発を発表し、その年の 2 月にソウルの麻浦に韓国初のグループホームを設立し、7 名の

被虐待児の保護を開始しました。

このグループホームが、2000 年に改正された児童福祉法に基づき、政府が「コミュニティホーム」という名称で推進する「SHIMTEO」の始まりとなりました。2022 年現在、政府は委託により全国で 89 カ所のシェルターを運営しています。

この活動の成長期には、児童虐待の防止や通報に関する市民社会の意識を高め、教育や広報を強化し、虐待を受けた子どもたちを支援するプロジェクトを活性化させました。

また、写真展 39 回、児童虐待防止教育、イエローリボンキャンペーンを実施しました。年度別では、2002 年に写真展・キャンペーン・教育を 10 回、2003 年に教員・保護者向けの児童保護教育を 13 回、2004 年に児童保護者・体験者向けのキャンペーンを 19 回、2009 年にイエローリボンキャンペーンを全国で実施しました。

次に、学術セミナーや発表会についてです。2000 年から 2009 年までの 10 年間に、20 回のセミナーを開催しました。

セミナーでは、児童虐待防止への積極的な参加・通報を促すため、児童虐待の現状、児童福祉法・制度、地域に根ざした児童虐待防止・治療、被虐待児保護、誘拐・行方不明児保護、児童保護事業などを取り上げました。

また、家庭でのネグレクトや身体的虐待による子どもの情緒的不適応の事例など 7 件の事例発表会を開催し、親、子ども、学校の先生、保育士、警察向けの教材を作成・配布しました。

また、被虐待家庭、被虐待児、教員を対象とした相談会を 120 件実施し、地域や機能別の作成を活性化して 2008 年に 35 の支援団体を設立し、市民団体との資源開発にも着手しました。

児童虐待防止リーフレットを作成し、警察署、小学校、保育所などに配布したほか、児童虐待防止ポスターを作成しました。また、新聞、放送、テレビ、インターネットサイトなどを通じて、全国に児童虐待防止を呼びかけました。

次に拡大期について 2010 年から 2019 年までの 10 年間、虐待を受けた子どものグループホームへの支援を全国に拡大し、保護者教育の推進や子どもの権利相談員の研修、地方・都道府県支部の設置、ウェブサイト運営による資料の整備を行いました。

児童虐待防止のためのイエローリボン署名運動には全国から 8 万人の市民が参加し、協会、支部を通じて教師や保護者を対象とした児童虐待防止キャンペーンを 120 回開催することに成功しました。

また、児童虐待事件を管理する地域セーフティネットの構築、児童虐待の影響と被害者の保護、児童保護制度の成果と課題など、児童福祉現場職員、教師、保護者を対象とした学術セミナーを 18 回開催し、1,080 名の方に参加していただきました。

次に、児童保護者、子どもの権利相談員に対する教育についてです。義務教育の報告や親の教育・相談に関する専門家を養成するため、2015 年に 21 名、2016 年に 33 名の児童保護者を輩出しました。

児童保護者向け教育を、2017 年 8 月に国が認めた民間資格である子どもの権利アドバイザーの教育に転換し、2019 年までに 5 回で 34 人が無事終了しました。彼らの活動領域は、保護者相談、指導、教育施設相談などです。

次に、虐待を受けた子どもや家族、グループホームの支援についてです。

2014 年から、保護者と引き離された被虐待児の一時保護施設であるグループホームの支援を全国に拡大しました。2019 年までに、全国で 24 のグループホームと 11,192 人の被虐待児を支援しました。その内容は、主に子どもたちの生活環境改善、医療や心のケア、学習、備品購入、衣料品、食事などの費用支援です。

ここでは、今後の展望と、児童養護事案が市民社会にもたらす課題を紹介します。

児童虐待の 87%が家庭内で発生し、加害者の 82%が親であることから、児童虐待防止教育やキャンペーンを活性化し、親の未熟さや間違った育児態度を改善することがまずあります。

そして、それを専門化・多様化するために、子どもの権利教育センターを設立し、民間の児童支援団体、学校、病院、警察、家庭裁判所など、虐待を受けた子どもや家族を支援する「地域子どもセーフティ-ネット」を構築する必要があるのです。

児童養護事案が市民社会にもたらす課題としては、組織的な予防教育や市民社会を中心とした児童虐待防止キャンペーンの実施、学校のカリキュラムに児童虐待防止教育を盛り込むこと、児童虐待防止のための事前親教育を強化することなどが挙げられます。

最後に、この事例紹介の意味するところをお話しします。

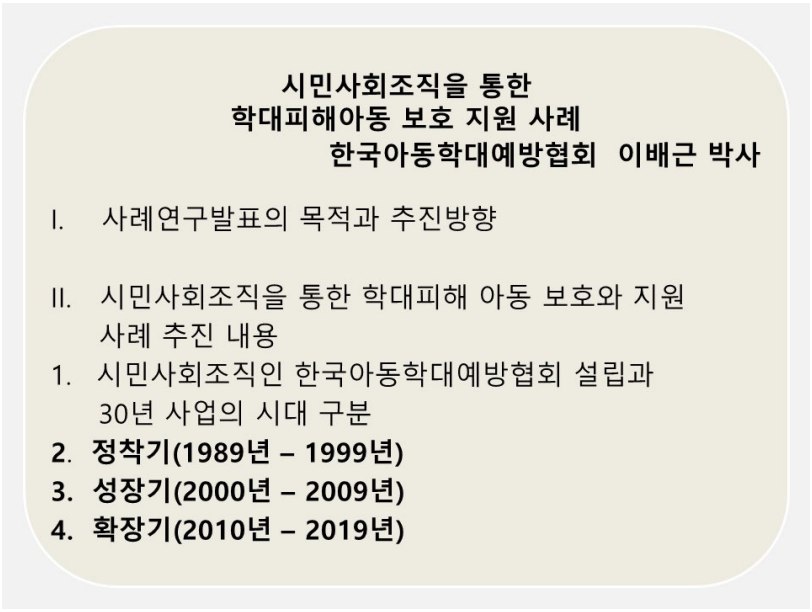
30 年前、誰も児童虐待に関心を持たず、虐待を受けた子どもたちが何の支援も受けられなかった時代に、私たちは市民社会の認識を変え、市民団体を通じて虐待を受けた子どもたちを支援するプロジェクトを実施しました。

この事例は、児童虐待は広報・キャンペーン・教育によって解決すべき社会問題であると市民社会に刷り込み、社会問題の解決は官民連携と地域密着型の市民団体の活性化によって実現できるという先例を示したことを意味します。

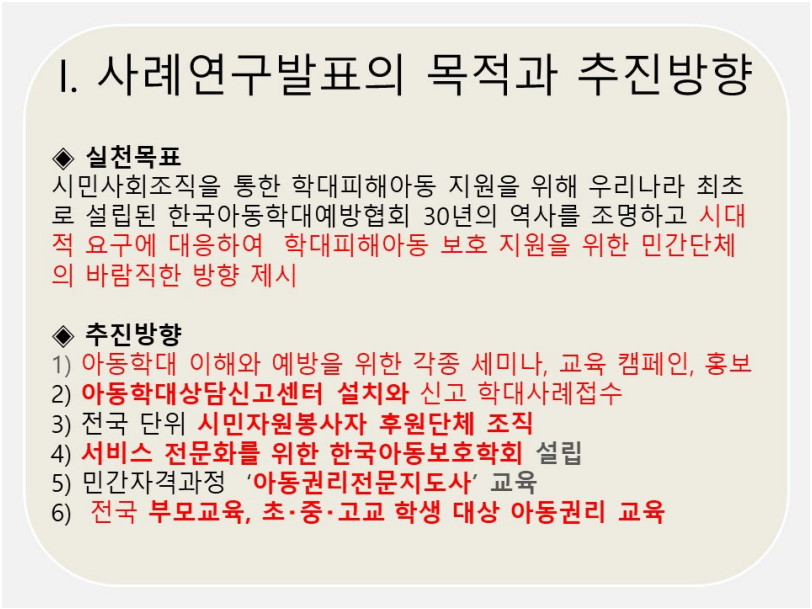
市民団体による被虐待児支援の事例をお聞きいただき、誠にありがとうございました。

（白石）李培根さんから、児童虐待の理解促進と予防のためのセミナー等の開催、児童虐待相談所の設置、虐待事例の通報受付、児童権利相談員の養成といった韓国児童虐待防止協会の取り組みについてご紹介下さりました。どうもありがとうございました。

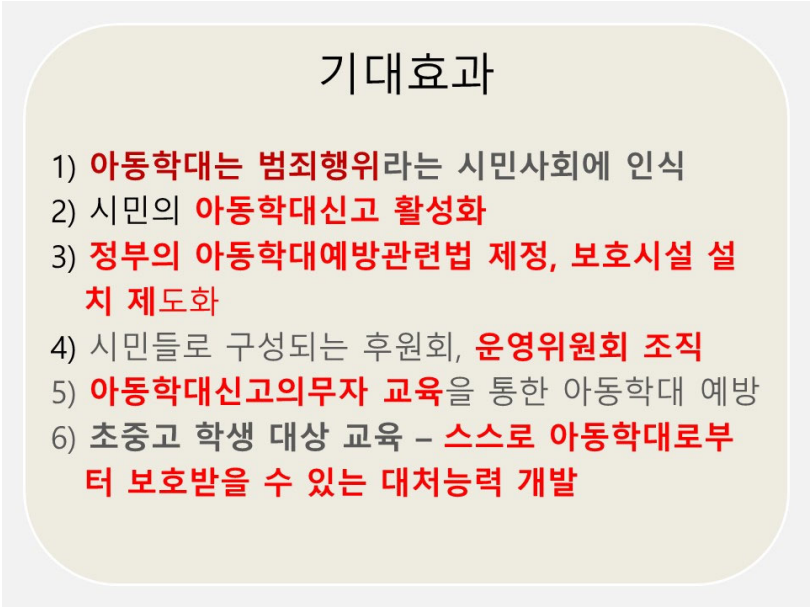
次の事例報告は、崇実大学社会福祉学科教授の鄭茂晟さんから「市民社会組織による子育て支援～保護終了児の自立に向けた＜ビビル丘＞の役割～」というテーマで発表していただきます。



（スライド1）



（スライド2）



（スライド3）

협회 30년 학대피해아동 지원 활동

◈ 아동학대상담신고센터 설립,홍보와 교육사업을 전개해 온 1989년부터 1999년까지 10년간을 **정착기**

◈ 정부의 아동복지법 개정으로 전국 16개 시·도 아동보호전문기관을 민간단체에 위탁 운영하기 시작한 2000년부터 2009년까지를 **성장기**

◈ 협회가 민간단체 연대로 아동학대 상담 치료 사업을 활성화하며, **학대피해 아동과 그룹홈 지원**, 부모교육, 아동보호사와 아동권리전문지도사 교육을 시작한 2010부터 년부터 2019년까지의 10년간을 **확장기**로 구분

(スライド4)

2. 정착기(1989년 – 1999년)

1988년 11월 30일부터 1주간 '**아동학대 및 방임의 예방과 대책**'**을 주제로 한 지방 순회 세미나가** 부산(150명 참석), 대구(250명 참석), 광주(80명 참석), 대전(120명 참석) 600명의 시민단체 지도자들의 참석 하에 개최. **1989년 3월 24일 민간단체 연대로 한국아동학대예방협회 창립**

1) 학술세미나(20회)

전국 14개 시·도에 **아동학대상담신고센터 개설** 아동학대 사례 접수, 상담 치료 및 예방 캠페인 전개, **학계, 공무원, 교사, 학부모 등** 2,100여명을 **대상으로 20회의 학술세미나 개최, 주제는** 아동학대 예방 및 법적 제도적 대처방안 모색, 시민사회에 대한 인식 제고,**아동학대의 치료와 개입, 아동학대와 학교폭력 등**

학부모와 실무자들을 대상으로 바람직한 아동양육, 학대피해아동 상담기술 등에 관한 교육을 실시

(スライド5)

2) 워크숍 개최(4회)

협회 아동학대상담신고센터 직원들을 대상으로 상담 치료 및 아동 지원사업을 위해 ① 한국아동학대예방 치료활동의 현황과 과제, ② 아동학대와 사회안전망 구축, ③ 아동 양육 위기와 **바람직한 아동 양육, 아동학대·가정위탁 실무자 교육 ④ 효과적 상담기술**

(3) 사례 발표회(49회)

학대아동의 보호방안 연구, 모-자 근친상간, 계모에 의한 아동학대, 가정 내 학대로부터 아동 분리 보호, 소년소녀가장이 된 피학대 아동

3) 실무자 교육(8회) : 아동학대예방의 첫 단계 – 아동보호

(スライド6)

정부의 관련법제정 촉구

가정폭력방지법과 아동복지법개정 등 아동학대 관련법 제정을 위한 협회 활동

(1) 아동학대방지법 제정 촉구와 1994년 **아동학대방지법 시안** (협회 이배근, 1994) **국회 제출**

(2) 가정폭력방지법 제정
1995년 가정폭력방지법 소위원회(협회 이배근 외) **시안 제출**

(スライド7)

(3) 아동복지법 개정을 통한 아동학대방지법 규정의 입법화

1997년 9월 3일 **아동학대방지법안 공청회 개최, 아동학대 관련법 입법화**를 위한 '대만의 아동학대 관련법과 제도' 발표(이배근, 한국아동학대예방협회,1997. 12).

1999년 보건복지부 4명의 전문위원 위촉(이배근, 안동현, 이호균, 장화정), **경찰, 공무원, 교사 및 의료인들을 대상 아동학대예방지침서 제작 보급**

(スライド8)

6) 아동학대예방 캠페인, 홍보 출판, 상담, 기타 사업

(1) 시민사회조직을 통한 아동학대예방 전국 캠페인 전개
사진전과 아동학대 추방 가두 캠페인을 개최,
'1994년 '가정폭력 추방주간 캠페인

(2) 홍보활동
서영훈 아동 사건을 조명한 SBS TV '뉴스추적 사건과 사람들 – 아물지 않은 영혼의 상처(1998. 4. 27)는 대표적 홍보 활동

(スライド9)

(3) 상담 교육 활동

◈ 협회 정착기 10년간 상담활동으로 아동학대 문의 및 안내(4,209건), **아동학대 상담치료(3,220건), 아동학대 긴급 사례상담(122건),** 신고접수 및 사실 확인(3,090건)

◈ **부모교육** 8회(2,121명), **아동교육** 10회(3,487명), **교사교육** 3회(124명), **아동지킴이 교육** 27회(1,479명), **실무자교육** 5회(983명), **시민 강좌** 12회(2,740명), **학대예방교육** 7회(752명)

◈ **4) 출판사업**
사례집 발간 37건. '아동학대 : 한국의 현황과 치료개입(1989),

◈ **대외활동과 협력 민간단체들과의 연대 사업 추진**
한국아동단체협의회에 가입, 연대 및 협력 사업 주도적 참여

(スライド10)

8) 최초의 학대피해아동 그룹홈 설립 운영

'**1999년 학대피해아동 그룹홈 모형개발**'
(이배근, 1999)
우리나라 최초로 1999년 2월 마포구 합정동에 학대피해아동 **일시보호시설인 그룹홈을 설립** 7명의 학대피해아동 보호 시작
이 그룹홈은 2000년 개정아동복지법 '공동생활가정' 이름으로 **정부가 전개하는 학대피해아동 일시보호시설인 쉼터의 효시 -** 정부는 2022년 현재 전국 89개 학대피해아동 쉼터개설

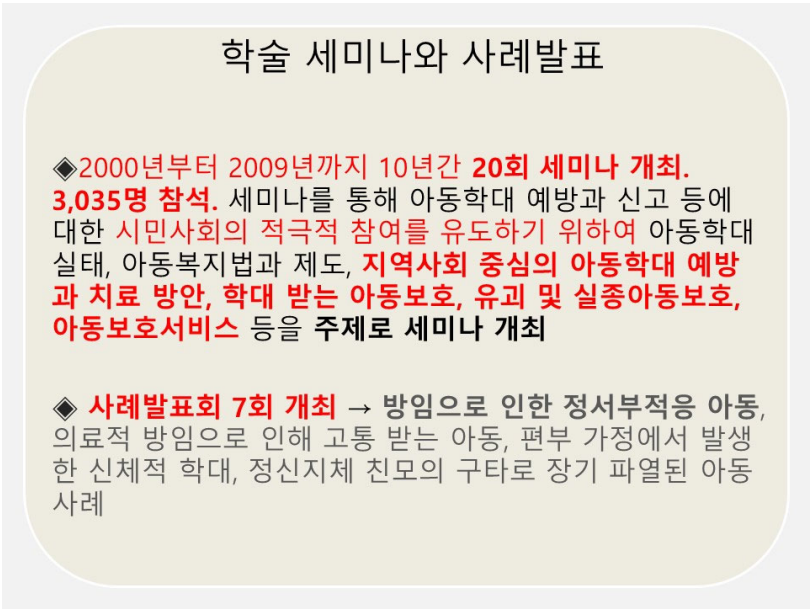
(スライド11)

3. 성장기(2000년 – 2009년)

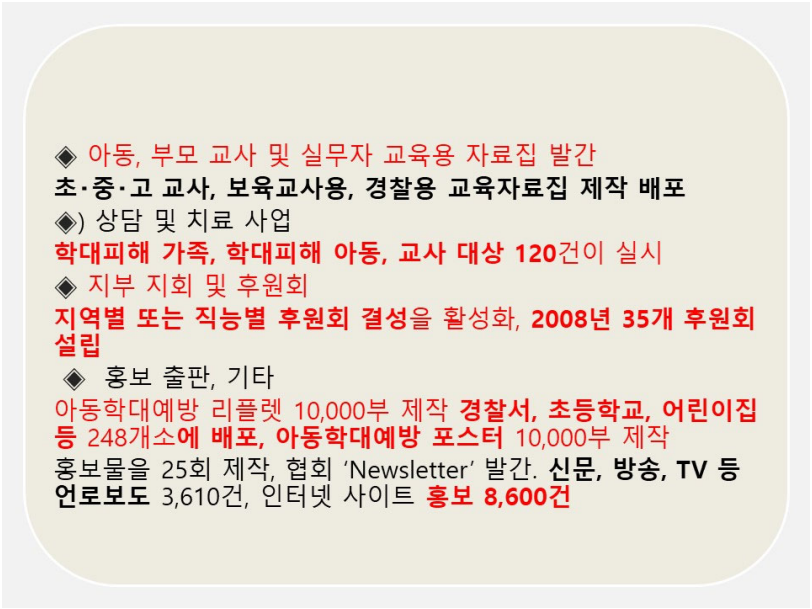
아동학대예방과 신고에 대한 시민사회의 인식제고와 교육 및 홍보 업무 강화. 아동학대 예방전국 캠페인, 부모교육, 아동지킴이 교육, 사진전, 그림 공모전, **학대피해아동 지원, 사업 활성화** → 39회의 사진전시회, 아동학대예방교육 등 노란리본달기 캠페인을 전개. 전국적으로 **8,318명이 참여**

◈ **2002년 10회 사진전, 캠페인, 교육 등 5,772명 참여**
◈ **2003년 13회 교사, 부모, 아동지킴이 교육 841명 참여**
◈ **2004년 19회 아동지킴이, 실무자 캠페인 1,800명 참석**
◈ **2009년 노란리본달기 캠페인, 교육 부모 250명 참석**

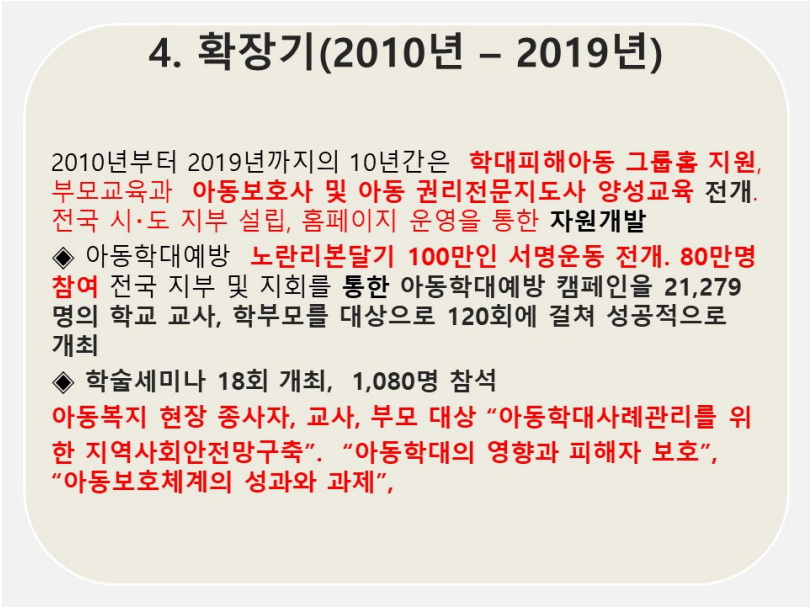
(スライド12)



（スライド13）



（スライド14）



（スライド15）

4) 아동보호사와 아동권리전문지도사 교육

신고의무자 교육과 부모 교육 및 상담 전문가 양성을 위해 2015년 21명, 2016년 33명의 **아동보호사 배출**

2년간 실시해온 아동보호사 교육을 **2017년 8월 국가가 인정하는 한국직업능력개발원 민간자격**(제2017-004179호) **아동권리전문지도사 과정 교육으로 전환** 2018년부터 2019년까지 **5차에 걸쳐** 34명의 **아동권리전문지도사 배출**

아동권리전문지도사. 활동분야는
부모상담 지도, 보육 및 교육 시설 대상 상담, 지도, 교육

(スライド16)

5) 학대피해아동과 가정, 그룹홈 지원

2014년부터 학대피해아동 지원사업으로 가해자인 부모나 보호자로부터 분리된 학대피해 아동들을 위한 **일시보호시설인 그룹홈 지원을 전국적으로 확대**

2019년 전국 24개 학대피해아동 그룹홈 학대피해아동 11,192명(연인원) 지원 56,294,500원 지원.

지원내용은 **아동 생활환경 개선, 아동 치료, 정서지원, 학습지원, 학습도구 구입**, 비품 구입, 아동 피복, 급식, 간식, 문화 체험, 도서 구입, 프로그램비, 가구 구입, 부모 교육 자료집 개발비 등.

(スライド17)

III. 미래에 대한 전망과 시민사회조직의 아동 지원 사례가 주는 시사점

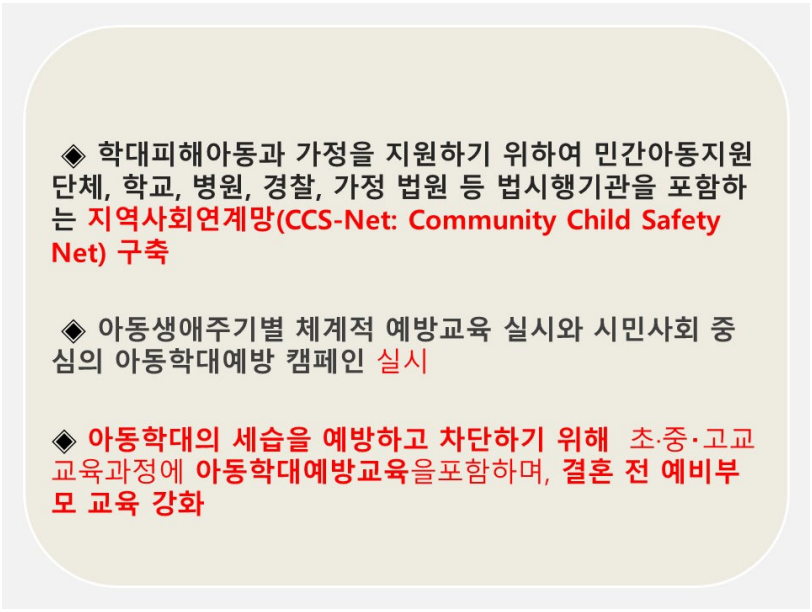
◈ '**좋은 부모 튼튼한 어린이**' 아동학대예방 캠페인 활성화

아동학대의 87%가 가정에서 발생하며, 82%의 가해자가 부모라는 점에서 부모의 아동양육 미숙이나 잘못된 양육태도를 수정하기 위한 부모교육 강화

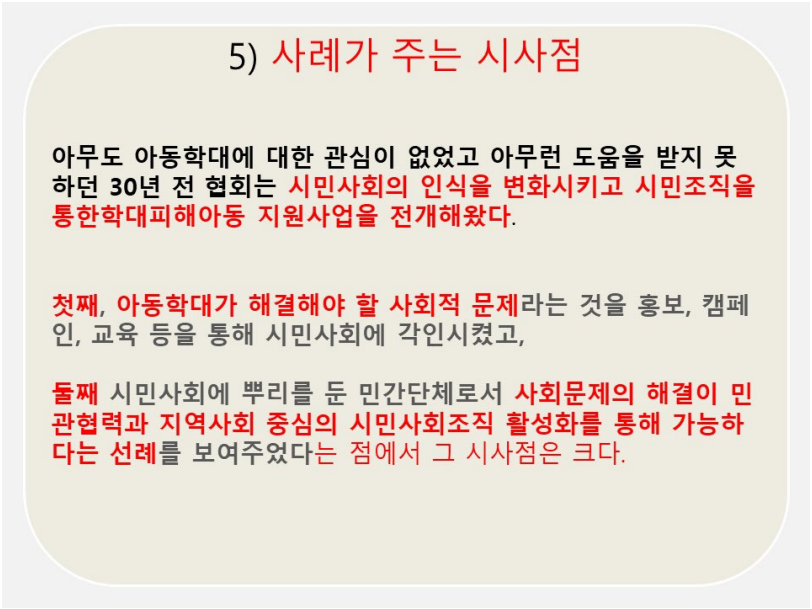
◈ **아동권리전문지도사 교육원 설치**, 교육 강화

아동학대예방교육의 전문화와 다양화를 위한 아동권리교육원 설치 운영

(スライド18)



（スライド19）



（スライド20）

３.２　市民社会組織による子育て支援　～保護終了児の自立に向けた＜ビビルアンダック＞の役割～



鄭茂晟（Moo Sung Chung）
崇実大学社会福祉学科教授

（動画）＜基調講演・金氏の動画と同一なので、割愛致します。＞

こんにちは、鄭茂晟（チョン・ムソン）教授です。

今回は、「市民社会組織による子育て支援」についてお話ししたいと思います。特に、児童養護施設を退所した子どもたちの自立を支援するために、私たちの地域で、市民社会組織が果たすことのできる役割についてお話しします。（スライド１）

まず、保護終了児童の定義、現状、政府の方針について見ていきます。保護終了児童を知るためには、保護される児童を知る必要があります。（スライド２）

保護される子どもはどの国にもいますが、韓国では保護者のいない子ども、保護者と別居している子ども、保護者から虐待を受けている子ども、児童福祉法上の養育者として不適格である保護者の子どもなどを指します。

保護終了児童とは、18 歳になった時点で保護の目的が達成されたため、関係自治体から保護を打ち切られた児童のことです。ですから、児童養護施設を退所することになります。

今は、希望に応じて 24 歳まで延長することができます。2021 年からは、保護が終了した子どもたちは、すでに 20 代なので、「自立準備若年者」と呼ばれるようになりました。

実はこの子どもたちは、一般家庭の子どもたちとは異なり、一定の年齢に達すると保護が終了するため、本人の意思や能力に関係なく自立しなければなりません。そのため、非常に具体的できめ細かな自立支援が必要です。

韓国の子どもの保護施設は、大きく分けて３つのタイプがあります。（スライド４）

１つ目は、児童の保護のための施設です。児童養護施設のようなもので、そこに入所して保護されます。

２つ目はコミュニティホーム、これはグループホームで、主に家庭と同じ居住条件で保護されます。

３つ目は里親で、家庭的な雰囲気の中で子どもを育てるということで、最近増えてきています。

現状を見ますと、児童養護施設に 3,000 人、コミュニティホームに 1,111 人、そして里親に 5,991 人です。これは最新の統計です。合計で 10,102 人の子どもが、保護されている子どもとしてカウントされています。（スライド５）

保護は 5 年で終了しますので、毎年 2,500 人程度の子どもが、保護を打ち切られているという統計があります。ですから、今、保護が打ち切られた子どもたちは、1 万 2,000 人から 1 万

3,000 人ほどいます。（スライド６）

調査によると、彼らは経済的な問題や住居の確保が困難であることがわかりました。そして、生活費や住居費などの支援を求めています。（スライド７）

これを受けて、政府は彼らの自立のための政策を打ち出しました。（スライド８）

基本的な方向性としては、社会に出るための公正な機会を確保し、自立支援やケースマネジメントを徹底することであり、それらは、彼らに合った仕事やプロジェクトである必要があります。

とはいえ、長い間集団保護されていたため、保護終了時には無気力、社会不適応、抑うつ、攻撃性、喪失感、断絶、生活への不満など、ネガティブな態度を示すことが多いことも事実です。また、日常生活に必要なスキルを十分に習得していないため、社会に出て一人で生活することが困難な場合も多くあります。（スライド９）

そんな彼らのために、行政はさまざまな自立支援策を講じています。（スライド 10）

自立支援金は月額 30 万ウォンで、2022 年 8 月からは 35 万ウォンです。そして、自立定着資金として、自治体によって異なりますが、保護施設を出るときに、500 万ウォンから 1,500 万ウォンが支給されます。住宅支援としては、公営賃貸住宅が 2,000 戸用意されています。

また、自治体が毎月一定額を貯蓄すれば、政府のマッチング支援金で毎月 10 万ウォンまで同額を積み立てるＣＤＡがあります。社会に出たときのために、お金を貯めておくための事業です。

また、除隊後、収入が足りない場合は生活保護受給者となり、手当が支給されます。

進学の機会を確保するために奨学金も支給され、寮の入居条件も緩和されています。さらに、マイスター高校での技能実習や、官公庁の事業と連携した就職支援も行われています。

しかし、こうした公的支援だけでは十分ではありません。彼らが地域社会の中で共に生き、人間関係を築いていくためには、民間の役割が非常に重要です。企業、学校、友人、隣人、宗教団体などが、地域社会で精神的・物質的支援を行うことで、積極的な役割を果たすことができます。（スライド 11）

公的機関による支援は経済的支援が中心で、心理的・精神的支援は不得意という限界があります。（スライド 12）

保護を打ち切られた子どもは、トラウマを抱えていることが多く、調査によると 2 人に 1 人が「死にたい」と思ったことがあるそうです。最近では、保護打ち切り後に大学に入学した子どもが、最初の休みに寮で一人暮らしをするのが辛くて自殺したケースもあります。

ですから、社会的、心理的、精神的なサポートが十分に行われなければなりません。このような支援は、民間の方がずっとうまくできます。

また、提供体制についても、NCRC を含め、行政が自立支援機関を設置していますが、地域で暮らす子どもたちにとっては遠く感じられます。そのため、子どもたちが身近に相談し、問題を解決できるような支援体制が必要なのです。

そこで今日は、「ビビルアンダック（寄り添うもの）」プロジェクトを中心に、民間企業がどのように支援し、どのような成果を上げたかをお話しします。（スライド 13）

このプロジェクトは、CROSSROADS という団体が推進したもので、ソウルの北西部にある高陽と坡州での教会を終えて退職した牧師が立ち上げたものです。（スライド 14）

彼は地域で何か価値あることをしたいと考え、保護が打ち切られ、シェルターを出てから苦労している子どもたちを支援するために CROSSROADS という組織を作りました。すなわち、CROSSROADS は主に彼らに対する支援活動を行っています。その中心的な活動が「ビビル

アンダックプロジェクト」です。ビビルアンダックがあれば牛が元気に育つように、人間にも寄り添う場所が必要だからです。

一番大変なことは何かと尋ねると、「一人で料理するのが一番大変」という答えが返ってきました。そこで、教会でボランティアチームをつくり、食事を提供することから組織はスタートしました。

組織図にあるように、CROSSROADS の下に、ビビルアンダックのボランティアチームがあります。（スライド 15）

このチームは、地元の中学校 1 校と 4 つの教会の計 5 団体で構成されています。これらの団体が交代で、子どもたちのさまざまな問題を解決するために活動しています。

このプロジェクトを支えている児童養護施設があります。パジュにある韓国の典型的な児童養護施設です。（スライド 16）

児童養護施設の多くは朝鮮戦争直後に設立され、この施設も 1958 年に設立され、当初は海外からの援助で戦争孤児を支援していました。

1998 年に韓国がアジア通貨危機に見舞われた際、乳幼児や児童の保護を求める声が多く聞かれました。しかし、政府の支援が得られないため、児童養護施設は独自に資源を開発しました。

2010 年代に入り、家庭崩壊や家庭不和により、里親による児童数が増加しました。一時的に子どもを預かるもので、そのための制度も多くあります。

この児童養護施設は、韓国の代表的な施設で、施設評価で 4 回連続優秀施設に選ばれています。（スライド 17）

この施設はビビルアンダック事業を積極的に支援しており、現在 48 名ほどの子どもたちが生活しています。昔と比べるとだいぶ減りました。

プロジェクトを通じて、心理的・精神的サポート、自立・生活支援、キャリア・就労支援などを行っています。（スライド 18）

また、約 10 年続いているこのプロジェクトの実績を分析するための研究費も提供されました。

子どもたちに、このサービスについての感想を聞いてみました。自立のための準備期間中は、恐怖心が強く、社会に適応していく過程も簡単ではありませんでした。そして、このように常にサポートがあることを知るには、長い時間が必要でした。そして、彼らが頼もしく自分の足で立っている姿を目の当たりにしたのです。（スライド 19）

量的調査と質的調査の両方を行いました。（スライド 21）

量的研究では、23 人の子どもたちにオンライン調査を実施しました。

質的調査として、退所後にビビルアンダックプロジェクトに参加した子どもたち 11 人にインタビューを行いました。プロジェクトによる支援が自立に役立ったかどうかという質問に対しては、「強くそう思う」「そう思う」という回答が多く、否定的な回答は見られませんでした。（スライド 22）

23 名の子どもたちへのアンケートでは、「精神的・経済的に助かった」「こまめにサポートしてくれて助かった」「自立に必要だと思った」「児童養護施設の後輩に勧めたい」という回答が多く、特に、「自立に必要だと思った」「後輩に勧めたい」という回答が数多くありました。そして、「末永いお付き合いをしたい」ということでした。

インタビューに答えてくれた子どもたちの回答をまとめてみました。最初は解放感があったが、やっていけるかどうか考えると将来への不安があり、助けが必要だと感じていた。（スラ

イド 23）

自立したばかりのころは、とても不安だった。人を信じられない、人生を投げ出したい、大学でも偏見を持たれて児童養護施設出身であることがばれたくない等の思いがあったとのことです。そして、欲しいものを買う余裕もなく、先輩や後輩にお金を横領されたこともあったそうです。（スライド 24）

だから、何かに頼りたくて宗教活動をしたいのだが、なかなかそうはいかなかったというのもありました。また、異性の友人から傷つけられることもあったそうです。

でも、彼らは児童館にとても感謝しています。そして、成功したらそこに行き、後輩のロールモデルになりたいと言っていました。（スライド 25）

ビビルアンダックプロジェクトについては、小さなことでもサポートしてくれて、自分たちが欲しいものを提供してくれることに感謝しているとのことでした。（スライド 26）

特に、ボランティアに対する信頼が強かったようです。最初は大変だったけど、自分たちのために細かいところまで気を配ってくれて、心を開くことができたと。（スライド 27）

世の中にはこんないい人たちがいるんだ、行政の支援がなくなってもボランティアがいれば安心だ、と。ボランティアは家族のようなものだから、自立への強い意志が芽生えることもあると。（スライド 28）

児童養護施設出身者だからといって臆することなく、一人で立ち向かう勇気も持てるようになったのです。

ビビルアンダックの成果で感じたのは、経済的自立がすべてではないということです。

行政は経済的自立の支援に力を入れていますが、地域の人たちと良好な関係を保つこともとても大切なことだったのです。しかし、これは公的な支援ではうまくいきません。むしろ、地域の中で身近に暮らす人たちが頼もしいサポーターとなり、親代わりとなってくれることで、自信を持って独り立ちできるようになるのではないでしょうか。

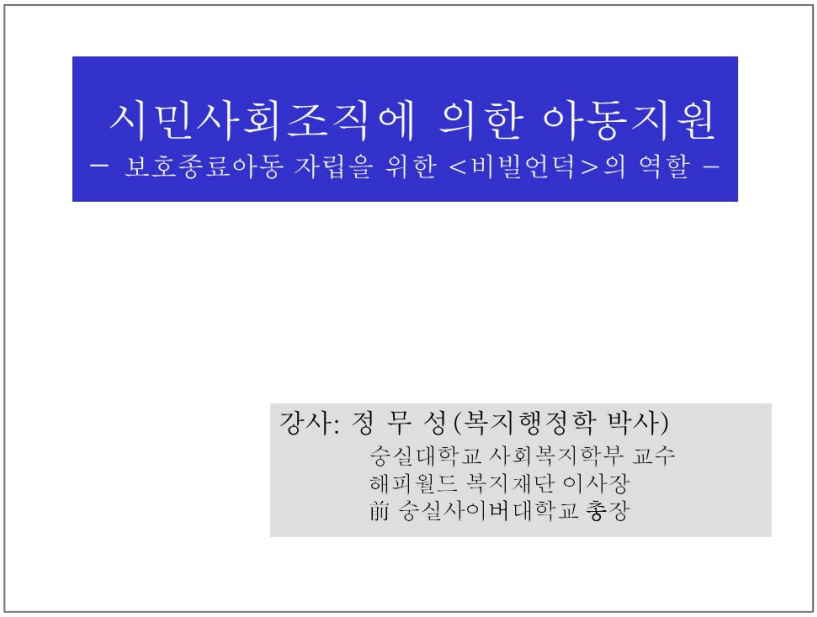
その意味で、地域の教会と学校のボランティアチームを中心とした「ビビルアンダック」プロジェクトは、子どもたちの持続的な自立に大きく貢献したと思います。

今後も、市民団体による支援プロジェクトが増えることを期待しています。

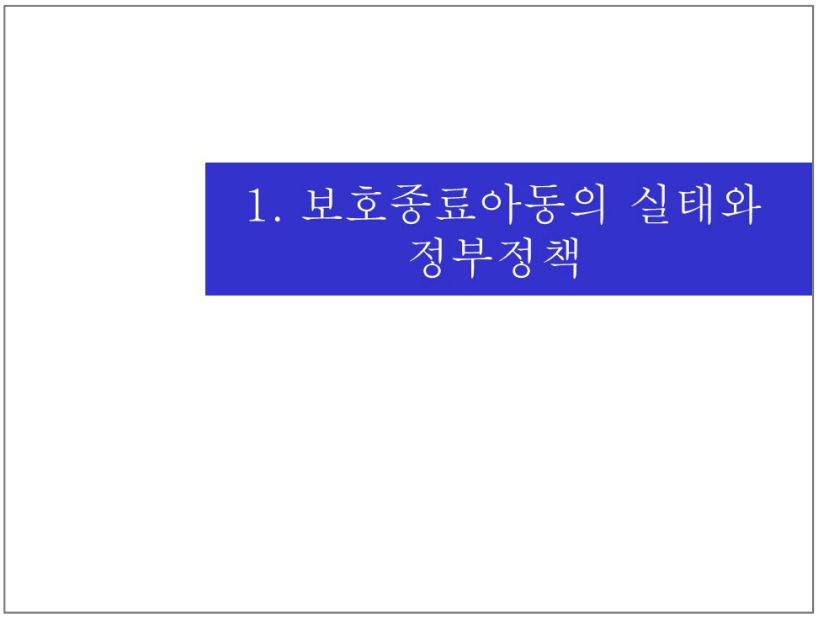
ありがとうございました。

（白石）鄭茂晟さんからの報告でした。19 歳以上の保護終了児童を支援する目的で設立された市民社会組織「CROSSROADS」の取り組みについてのご紹介、ありがとうございました。

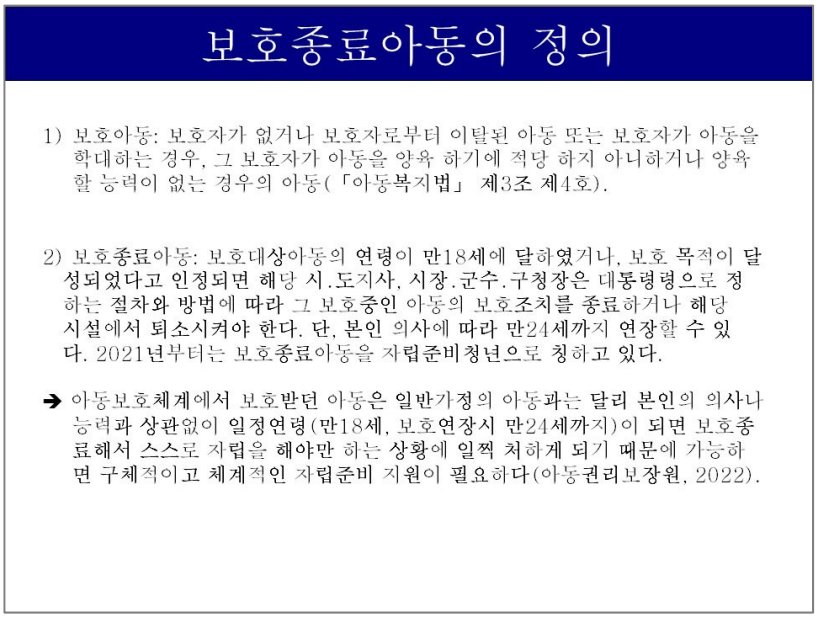
続いて中国からの事例報告となります。中国の北京市幸福家庭科学教育・公共福祉推進センター理事長の白亚琴さんから、「白衣の天使講師団」というテーマでご講演をいただきます。



(スライド1)



(スライド2)



(スライド3)

한국의 아동보호시설 유형

구분	기능
아동양육시설	보호대상아동을 입소시켜 보호, 양육 및 취업훈련, 자립지원서비스 등을 제공하는 것을 목적으로 시설
공동생활가정 (group	보호대상아동에게 가정과 같은 주거여건과 보호, 양육, 자립지원 서비스를 제공하는 것을 목적으로 하는 시설
가정위탁	보호대상아동의 보호를 위하여 일정기간 동안 친가정(부모)의 역할을 대신할 위탁아동을 보호, 양육함으로써 가정적인 분위기에서 건전한 사회인으로 자랄 수 있도록 지원

(スライド4)

보호아동 현황

구분	양육시설	공동생활가정	가정위탁	전체
계	3,000 (100.0)	1,111 (100.0)	5,991 (100.0)	10,102 (100.0)
16~18세	1,694 (56.5)	575 (51.8)	2,458 (41.0)	4,727 (46.8)
19세이상	1,009 (33.6)	458 (41.2)	1,055 (17.6)	2,522 (25.0)
연장아동	297 (9.9)	78 (7.0)	2,340 (39.1)	2,715 (26.9)
일시중지아동	-	-	138 (2.3)	138 (1.4)

출처 : 2020 아동자립지원 통계현황보고서, 보건복지부·아동권리보장원, 2022

(スライド5)

보호종료아동 현황

2016년~2020년 보호종료아동 현황 (단위: 명)

구분	양육시설	공동생활가정	가정위탁	전체
2016년	1,042	139	-	1,187
2017년	1,034	153	1,406	2,593
2018년	1,065	192	1,349	2,606
2019년	992	172	1,423	2,587
2020년	827	168	1,373	2,368

*출처 : 아동권리보장원(2021), 자립지원통계현황보고서,p116

(スライド6)

(スライド7)

보호종료아동의 어려움

<자립준비청년을 대상으로 실시된 2020 실태조사>

- 보호종료 후 가장 어려운 점은?
  경제적 어려움(31.1%)
  주거 문제(24.2%)

- 가장 필요한 서비스는?
  생활비 지원(41.1%)
  주거지원(36.3%)

(スライド8)

보호종료아동을 위한 정부정책 방향

비전	보호종료아동 자립의 길 5년, 따뜻한 포용정책으로 동행
기본 방향	√ 충분한 자립준비 후 사회에 진출하도록 보호부터 자립까지 국가책임 강화 √ 공평한 삶의 출발기회 보장을 위한 영역별 맞춤형 자립지원 강화 √ 자립지원 및 사례관리 기반으로 두터운 사후관리 체계구축
6대 주요 추진 과제	❶ "보호받을 권리를 보장하겠습니다" ❷ "자립의 동반자가 되겠습니다" ❸ "자립 생활의 버팀목을 강화하겠습니다" ❹ "스스로 미래를 만들어가도록 돕겠습니다" ❺ "마음의 안정도 지원하겠습니다" ❻ "제도기반을 다지겠습니다"

(スライド9)

보호종료아동의 자립 장애요인

대부분의 보호종료아동들은 대규모 집단보호 속에서 오랜시간 생활하다보니 무기력증, 사회부적응, 우울, 공격성, 상실, 단절, 삶의 불만족 등 부정적인 요소들이 발생할 가능성이 높고, 자립과 관련한 일상생활 기술을 습득할 기회가 부족하여, 지역사회 구성원으로서 통합되어 자립생활을 영위하는데 장애요인이 되고 있다

(동권리보장원 2022).

보호종료아동 자립을 위한 지원(공공)

1) 자립수당: 보호종료 5년동안 월30만원(2022년 8월부터 월35만원)

2) 자립정착금: 지자체마다 상이 (500만원 ~ 1,500만원)

3) 주거지원: 공공임대주택 2000호 지원(자립지원시설(자립생활관), 영구임대주택, 청년전세임대주택, 청년매입임대주택, 주거지원통합서비스 등

4) 디딤씨앗통장(CDA): 매월 일정 금액을 저축하면 국가(지자체)에서 1:2 정부매칭지원금으로 월 10만원까지 같은 금액을 적립해 줌으로써, 준비된 사회인으로서 성장할 수 있도록 도와주는 자산형성지원사업

5) 기초생활수급제도: 스스로 생활을 감당하기 어려운 자립준비청년에게 제공. 부양의무자 기준 면제, 근로소득 공제 확대.

6) 고등교육 기회 보장: 장학금 및 기숙사 입주요건 확대 등

7) 취업지원: 청년도전지원사업 등과 연계해 취업을 지원하고 마이스터고 진학기회를 통해 기술훈련도 확대

(スライド10)

보호종료아동 자립을 위한 지원(민간)

- 지역사회 환경 안에서는 개인의 욕구를 충족시키고 자립생활을 하는데 필요한 다양한 사회적 지원
- 사회적지지는 자신에게 의미있는 타인들과의 상호작용을 통하여 정서적, 물질적 등 다양한 형태로 원조를 받는 긍정적 자원임
- 민간의 사회적지지에는 기업, 학교, 친구, 이웃, 종교 기관 등 포함

(スライド11)

보호종료아동 지원의 한계

1) 경제적 지원에 초점, 심리·정서적 지원 미흡: 현재 자립지원의 상당 부분이 경제적 지원이지만, 자립준비청년에게는 마음을 들여다보고 돌볼 수 있는 정서지원이 무엇보다 중요. 시설에 보호되는 중에는 사소한 행동도 통제받거나 과보호되다 자립의 시기에 갑자기 어른의 역할에 내몰리고 있기 때문. 2020년 보호종료아동 실태조사에서는 2명 중 1명이 '죽고 싶다는 생각을 해본 적 있다' 고 응답. 실제 지난 8월22일 방학중 대학 기숙사에서 홀로 지내던 보호종료아동이 "너무힘들다" 며 극단적 선택.

2) 전달체계의 문제: 현재 보호대상아동의 자립지원 전달체계는 중앙의 아동권리보장원과 광역 단위의 자립지원전담기관, 가정위탁지원센터, 자립지원시설, 통합사례관리사, 자립지원전담요원 등이 있음. 하지만 지역별·보호유형별 지원 인프라에 편차가 크고, 자립지원전담인력 부족, 접근성 낮음.

➔이러한 상황 속에서 여전히 자립준비청년은 각자 도생의 삶을 살아간다. 존엄한 한 사회구성원으로 어른의 초입을 맞이할 수 있도록 세심한 제도적 보완이 필요하다.

(スライド12)

(スライド13)

2. <비빌언덕> 사업

(スライド14)

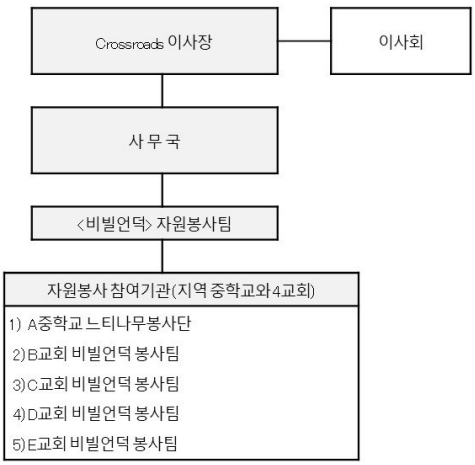
<비빌언덕> 사업의 출범

<비빌언덕>사업은 사단법인 <Crossroads>의 자립청년 인재양성을 위한 프로그램이다. 사단법인 <Crossroads>는 서울 서부지역인 고양파주에서 목회를 성공적으로 마치고 은퇴 후 교회에 머물기보다는 지역사회에 보람있는 일을 하기로 결심한 A목사님이 설립한 시민사회단체이다. 보호종료아동들이 시설퇴소 후 어려움을 겪고있는 상황을 목격하고 이들을 지원하는 일을 <Crossroads>의 핵심사업으로 정하고 가시적인 성과를 올리고 있다.

'소도 비빌언덕이 있어야 비빈다' 라는 의미에서 사업의 이름을 <비빌언덕>이라고 명명하였다. <비빌언덕> 사업 초창기 자신의 신분 노출을 두려워하는 보호종료아동과 어렵게 접촉을 시도해 '필요한 것이 무엇인가' 를 물으니 '혼자 밥해 먹는 것이 가장 어렵다' 고 답하였다. 이에 가장 먼저 일상생활지원을 위해 본인이 목회하던 B교회 긍휼 봉사팀과 함께 사업을 시작하게 되었다.

(スライド15)

<비빌언덕> 사업 조직도



<비빌언덕> 지원 P 보육시설 연혁

Crossroads에서는 <비빌언덕> 사업을 통해 지역의 P보육원 아동들을 지원하고 있다.
P보육원 연혁은 크게 3기로 구분할 수 있다:

제1기: 한국전쟁 직후인 1958년 설립하여 주로 전쟁고아들의 지원에 치중.
초기에는 주로 외국원조에 의존하여 사업 전개.

제2기: 1998년 IMF외환위기로 인해 영아 아동 보호 의뢰가 많아지면서 영·육아보호 종합시설로 확장. 정부의 지원은 미흡한데 보호아동의 수는 늘어서 지역사회 봉사자 및 후원자들 발굴에 의존

제3기: 2010년대 들어 가정 불화와 가족 해체가 늘어나면서 위탁형 보호 아동들이 새로운 보호아동들이 늘어났다. 이때부터 임시적인 돌봄중심의 보호아동들이 늘어나고, 전문적인 양육과 보호아동의 자립에 대한 체계적인 프로그램, 가정 복귀를 위한 전문 상담프로그램 강화

➔ P보육원은 1992년도부터 전산시스템을 활용하여 DB구축과 아동의 다양한 욕구와 만족도를 고려한 영역별, 연령별 프로그램을 제공하고 있으며, 아동양육 전문시설로 인정되어 사회복지시설평가 4회 연속 우수시설로 선정됨.

(スライド16)

P 보육원의 보호아동 현황

2022년 3월 P 보육원 보호아동 현황 (단위: 명)

구분	미취학	초등학생	중학생	고등학생	총 계
남자	1	6	6	16	29
여자	0	7	9	3	19
총 계	1	13	15	19	48

(スライド17)

<비빌언덕> 지원 사업

구분	건수
심리적 및 정서적지원	91
자립 및 일상생활지원	33
진로 및 취업지원	60
회의비	4
기타 (행사지원)	2
연구용역비	1
총 후원 건수	191

(スライド18)

(スライド19)

3. 보호종료아동의 자립 성과

(スライド20)

보호종료아동의 자립과정

보호종료아동의 자립과정
(보호종료시점부터 자립지원종결시점까지)

자립 전 두려움 (자립준비)	▶	사회적응과정 (자립초기)	▶	통합적지지 지속적관리 (자립중기)	▶	홀로서기를 위한 한걸음 (자립후기)
분리기		극복기		적응기		성장기

보호종료아동의 자립과정은 5년이라는 일정기간안에 일어나는 환경변화와 적응과정을 통해 발현되는 현상이다.

(スライド21)

<비빌언덕> 사업성과 연구방법

1. 양적연구: P 보육원 퇴소 아동을 대상으로 2022년 05월 01일부터 06월 30일까지 총 23명의 보호종료아동을 대상으로 온라인 설문조사를 실시하고 그 결과를 분석
2. 질적연구: P보육원 퇴소 후 비빌언덕 사업에 참여한 자립준비청년 11명을 대상으로 심층면접)

<비빌언덕> 지원의 자립영향

구분	평가점수(비율%)			
	① 전혀 그렇지 않다	② 그렇지 않다	③ 그런 편이다	④ 매우 그렇다
1. 비빌언덕을 통해 자립시 정신적으로 도움을 받았다.	0(0.0)	1(4.3)	7(30.4)	15(65.2)
2. 비빌언덕을 통해 자립시 경제적으로 도움을 받았다.	0(0.0)	0(0.0)	6(26.1)	17(73.9)
3. 비빌언덕에서 수시로 제공해 주는 서비스는 도움이 되고 있다	0(0.0)	0(0.0)	5(21.7)	18(78.3)
4. 비빌언덕은 자립에 있어 꼭 필요하다.	0(0.0)	0(0.0)	5(21.7)	18(78.3)
5. 퇴소하는 P보육원 자립준비아동들에게 비빌언덕에 참여할 것을 권유할 예정이다.	0(0.0)	0(0.0)	5(21.7)	18(78.3)
6. 비빌언덕과 지속적인 관계를 유지할 예정이다.	0(0.0)	0(0.0)	6(26.1)	17(73.9)

(スライド22)

보육원 퇴소직후 심리: 해방감과 막막함

·단체생활의 답답함으로부터의 해방 ·퇴소 후 느끼는 자유 ·혼자라서 행복함	퇴소 후 잠깐의 자유와 해방감	이미 예정된 문제
·간단한 문제도 해결 못 함 ·돈 관리가 가장 어려움 ·누구를 믿어야 하나?	일상생활 어려움	
·여기는 보육원이 아니다 ·사람들은 나에게 관심이 없다 ·도움받을 사람이 필요함	현실의 벽	

(スライド23)

자립초기의 불안감

·상담이 필요함 ·사람을 믿지 못하겠어요 ·가끔은 포기하고 싶어요	마음이 아파요	자립 초기 심리 정서적 불안감: 삶의 외로움
·지방에 있는 대학을 다니기 힘들어요 ·보육원 출신이라는 것을 들키고 싶지 않아요 ·어려워 보이는 것은 쉽게 포기함	대학교생활이 생각보다 어려움	
·가장 믿는 사람들의 무서움 ·밤에 집에 가기가 두려움 ·혼자서 살아야 하니까	두려움의 실체	
·돈이 원망스러웠음 ·사고 싶은 것이 있어요 ·선후배 간의 복잡한 신용관계	경제적인 어려움	자립 초기 사회경제적 불안감: 삶의 부담감
·강제적으로는 안됨 ·가끔은 그리움 ·현실적인 어려움	종교활동도 하기 싫음	
·이성 친구로 인한 상처 ·사람을 쉽게 믿는다 ·동물 친구가 도움이 되었어요	사람 만나기가 싫음	

(スライド24)

지지체계로서의 보육원

·성공해서 오고싶은 곳 ·고마운 사람 ·가족을 책임지는 사람이 되고 싶다	결국에는 우리가 가족	서로에게 힘이 되는 존재
·그래도 믿을 수 있는 사람은 선후배 ·후배들아 우리가 있다 ·좋은 어른이 필요함	가족을 지키고 싶은 용기	
·나의 마음을 헤아려주는 사람이 필요함 ·경제적인 것이 이렇게 힘든 줄 미처 몰랐음 ·혼자가 아니라 함께 살아가는 세상이다	지원체계의 한계 속에서 우리를 보다	

(スライド25)

<비빌언덕> 지원의 의의

·소소한 것들이 필요해요 ·마음을 이해해주는 분들 ·끝까지 도와준다는 약속	끝까지 도와줄게	든든한 지원체계
·원하는 대로 지원해줌 ·개인별 맞춤 ·자존감을 지켜줌	맞춤형 지원	
·진로와 취업을 도와줌 ·지속해서 의견을 청취함 ·인정해줌	무엇이든지 물어보세요	

(スライド26)

<비빌언덕> 봉사자에 대한 신뢰

·마음을 열기가 힘들었음 ·부담스럽게 해주지 않음 ·희망의 씨앗이 되어줌	언제든지 달려간다	언제나 함께하고 있다는 안정감
·자립 지원보다도 마음이 전달됨 ·힘들 때 연락할 수 있음 ·지금도 외롭지만 그래도 많이 좋아졌음	이렇게까지 해주시나요	
·이렇게까지 도와주시나요 ·원하는 결과물을 얻음 ·자립 지원이 끝나도 걱정이 없음	의지하고 의지합니다	
·가끔은 가족이라고 느낌 ·이성 문제를 상담해주시는 분들 ·근심이 있을 때 편하게 얘기할 수 있음	다른 형태의 가족	또 하나의 가족
·조금씩 어른이 되어가고 있음 ·목표에 점점 가까워짐 ·노력으로 좋은 결과를 얻음	포기하지 않고 도전하기	
·끝까지 포기하지 않음 ·일어설 때까지 도움을 받음 ·힘들지만 다시 일어선다	넘어져도 다시 일어선다	

(スライド27)

강한 자립의지 형성

·보육원 출신이라고 밝혀지는 것이 두려웠어요 ·이제는 눈치 보지 않아요 ·알려져도 괜찮아요	다른 사람 눈치는 이제 보지 않아요	진정한 홀로서기
·두려웠던 것이 별거 아니네 ·이제는 뭐든 지 할 것 같아요 ·조금만 도와주시면 돼요	두려움을 이겨내는 용기	
·부족한 자존감이 회복됨 ·약간의 도움이 큰 힘이 됨 ·고기를 잡을 수 있는 능력을 가르쳐줌	할 수 있다	
·목표를 이룰 수 있도록 지속적인 지원 ·스스로 삶을 바꿔낼 수 있도록 유도함 ·흥미와 소질이 있는 분야를 찾게 함	성취의 경험	성장하는 자아발견
·자립 초기 스트레스를 극복해간다 ·자립 초기 외로움과 두려움의 트라우마 극복 ·도전해야 극복할 수 있다	시간이 약이다	

(スライド28)

결 론

보호종료아동의 자립은 혼자서 살아나가야 한다는 것이로, 심리적, 사회적, 경제적 독립상태가 되는 것을 를 의미한다. 하지만 이러한 자립은 현실에서 이루어지기 쉽지 않다. 보호아동은 자립을 준비하는 과정에서 취업이나 학업 등 자신의 진로를 계획함에 있어 자신이 원했던 꿈을 이뤄내기보다는 생계유지에 급급한 진로를 선택하게 되는 경우가 많다. 그 결과 국가에서 지원하는 보조금의 도움이 없이도 매달 생활비의 비용을 충당할 만큼 일정한 수입을 갖고 타인에게 의지하지 않고 스스로 생활해 나가는 상태를 최상의 자립이라 보는 경향이 있다.

그러나 자립이란 스스로 독립적인 생활을 유지할 수 있는 경제적 요인 뿐만 아니라 정서적, 인간관계 등과의 상호작용 및 상호의존적인 사회환경적 요인 측면까지도 포함하는 광의의 개념이다. 따라서 보호종료아동의 자립지원은 정부의 경제적 지원 뿐만 아니라 지역사회 내에서 민간의 심리,정서적 지원체계가 갖추어져야 한다.

이러한 맥락에서 지역교회와 학교의 봉사팀들이 중심이 된 <비빌언덕> 지원체계는 참여 아동들의 지속가능한 자립을 가능케 하는데 기여하고 있다. 이를 조직화 한 지역 시민사회단체 Crossroads의 역할이 컸다고 할 수 있다.

(スライド29)



(スライド30)

３.３　白衣の天使講師団



白亚琴（Bai Yaqin）
北京市幸福家庭科学教育・公共福祉推進センター理事長

こんにちは。本日のフォーラムに参加させていただき、また、このような機会に、私たちの児童福祉プロジェクトを皆様にお話しできることを大変嬉しく思っております。

今日、私が皆さんにお伝えする福祉プロジェクトは、「白衣の天使講師団、愛で守る福祉プロジェクト」です。（スライド１）

「白衣の天使講師団」は、中央政府直轄の 22 の省、市において、5,000 人以上の医療従事者に参加していただいています。 現在、すでに 5,000 人近い福祉講師がおり、それにより、２万回以上の子どもたちの健康科学のための活動やイベントの開催を可能にしています。（スライド２）

では、なぜ私が今日、この児童福祉プログラムを皆さんにお伝えしようと思ったのかですが、それは、「白衣の天使」の講師陣が、全員、TTT の研修を受けているからです。

まず、講師の先生方の研修を行います。そして、先生方のエンパワーメントとトレーニングの後、標準的なコースを設定します。その後、福祉活動や、親子で楽しむ子どもの健康学などの教育講演の場をもちます。

今ご覧いただいているのは、「白衣の天使講師団」の先生方です。この福祉活動に参加するために、休みの時間を返上して参加してくれました。（スライド３）

「白衣の天使講師団」の先生方は、空き時間を利用して、この科学教育に参加してくださっています。より多くの子育て家庭がこのプロジェクトの恩恵を受けられるよう、余暇を利用してこのような貢献をしてくれているのです。

私たちはよく、「子どものスタートダッシュに負けるな」と言いますが、それ以上に「親のスタートダッシュに負けるな」と思っています。これは、児童福祉関連の事業や研究、家庭教育の研究をしていて、非常に重要なファクターであることがわかったのです。

問題を抱えた子どもには、必ず問題を抱えた家族がいるということは、もう皆さんご存知の通りです。その中で、私たち白衣の天使講師団の先生は、まず第一に、スタート地点で負けないように、つまり子どもや親に負けないように、非常に高いレベルの知識を持っている必要があります。

先ほども説明しましたが、白衣の天使講師団は、過去 9 年間、先生方のエンパワーメント研修を行ってきました。

今ご覧いただいているのは、オフラインのエンパワーメント研修ですが、これによって、白衣の天使の講師は、専門家と顔を合わせて交流したり、自分たちの仕事の中でエンパワーメント講座の話を聞いたりする機会を増やすことができます。（スライド４）

エンパワーメント研修では、心の健康、身体の健康、家庭教育、結婚の健康、関連する法的ルール、思春期の健康教育などを行っています。そのため、講師はより専門的な知識を学ぶこ

とができます。

このように、さらに知識を身につけ、エンパワーメントすることができれば、将来的には、身につけた知識を、子どものいるより多くの家庭、何万世帯にも伝えることができるようになるのです。

今、私たちが見ているのは、オフラインのエンパワーメント・トレーニングです。（スライド５）

もちろん、オンラインのエンパワーメント・トレーニングも、原則毎月行っています。

ところで、トレーニングを行うにあたって、皆さんご存知だと思いますが、詰込み教育のようなトレーニングを行ったとしても、先生方が吸収できる知識は 5%程度にしかならないのです。実践的なトレーニングや実演指導を通じてのみ、先生方はよりよく学び、何万もの家庭、子どものいる家庭に質の高い知識を伝達することができるのです。これが、私たちのエンパワーメントと実践トレーニングの状況です。

実践とエンパワーメントのトレーニングを受けた後、先生方には一連の標準化されたコースを提供します。 10 の標準化されたコースを提供しますが、その中に、今皆さんが見ている予防接種があります。（スライド６）

予防が非常に重要であることは、誰もが同意するところだと思います。健康はすべて予防から生まれますし、子どもたちが予防接種を受ける際、もしその予防接種が間に合わなければ、入学や海外進学に必ず影響が出ます。

そこで、まず白衣の天使の講師には、このようなエンパワーメント研修を行い、今お話した内容のうち、親子ハグ、親子アタッチメントなどを含む一連の標準的な講座を提供し、習得して貰います。

家族は国の最小形態であり、国は何千万もの世帯で構成されています。すべての家族が幸せで健康であれば、私たちの家族、私たちの国は強力なものになります。そして、健全な中国の建設に貢献することができるのです。

ですから、標準コースでは、親子抱擁と親子愛着を一つのコンテンツとしています。また、親御さんには、これを通して良い親になる方法を学んでほしいと願っています。

これらの標準コースは、研修を受けた白衣の天使の講師が、今度は保護者の方々に提供する必要があります。

この標準コースを提供する際には、担当の講師がコースを実行する前に、本部から優秀な講師を派遣して、コースのデモンストレーションを行っています。このデモンストレーションを通して、この福祉活動やプロジェクトをどのように保護者や家族、子どもたちに紹介したらよいかを、現場の講師の先生方がよりよく学べるよう支援しています。

これが、私たちの標準コースです。そして、この標準コースを修了された先生方は、妊婦さん向けのオンラインコースを実施することができます。 （スライド７）

本日の私たちのように、オンラインでも双方向の交流の場をもっています。今年の前半で、このようなコースをすでに１万件近く実施しました。

今ご覧いただいているのは、白衣の天使の講師が上半期に全国で行ったこのような講座です。（スライド８）

また、妊婦さんや新米ママ、お子さん向けのオフラインの講座も開催しています。このようなオフラインの双方向の交流、講師の講座を通して、お子さんのいるご家庭とのより良いコミュニケーションを実現することができます。

より良い教育とは、内に習得した知識を外部に向かって展開することにより、新しい母親を

持つ家庭や子どもを持つ家庭が、より良い教育を受けられるようにすることがでもあります。講師は、オンライン・オフラインのコースの最初の窓口となり、オフラインとオンラインの両方について、レビューやリサーチを行い、お子さまのいるご家庭に提供できるようにします。

講座の内容、レビュー、修正点、要望などを白衣の天使の講師陣が受け止め、組織に報告します。このような、優れた講座にするための改善を行い、白衣の天使の講師のより多くの先生方が知識を習得し、より良いサービスをご家族に提供できるよう、エンパワーメント・トレーニングを実施しています。

2022 年、「白衣の天使講師団」の福祉プロジェクトの中で、この先生たちは、母親向けのオン／オフライン講座を 2 万回近く実施しました。（スライド 9）

このような科学的な教育ができるのは、このプログラムの先生方のおかげです。このような科学教育を 2 万回実施していますので、1 回の科学教育講座で 100 名程度、オンライン講座の場合は原則 2〜300 名程度が受益者となることが推定されています。最小限の受益者は 2〜300 人程度で、大きな講座になると 1 万人近くになることもあります。中には 3 万人以上、つまり 3 万世帯が受講するコースもあります。

上半期に実施した講座を通じて、昼間の白衣の天使講師団の福祉プロジェクトは、200 万世帯近くに、恩恵を届けています。200 万世帯に恩恵を与えている福祉活動です。

このような TTT の研修を通じて、これだけの家庭のために役立っているのです。もし、子どものいる家庭一軒一軒に出向いて講習をしたら、200 万世帯の子どものためになることはとても難しいでしょう。

ですから、白衣の天使講師団が採用しているこのような TTT 研修の方法、福祉事業で、まず会の先生方を日中に研修して、その先生方が科学教育という形で、ご家庭に講座を提供する、これも児童福祉関連事業として非常に良い形だと思っています。

それでは、私たちの「愛で守る」ことを皆さんにお伝えしたいと思います。（スライド 10）

先ほどお話した「白衣の天使」の講師のことですが、福祉事業を実施する際には、講師の先生方に力をつけていただき、すなわちエンパワーして、その先生方が科学教育ミッションの活動を担っていただくと同時に、このような福祉活動も行っていただいています。

これらの活動により、すべての子どもたちが幸せな子ども時代を送れるようにと願っていますので、このプロジェクトは "Health Plan for Happy Child "と名付けられています。

子どもたちが幼少期に、社会から、白衣の天使の先生から、そしてこのプロジェクト自体から、愛とケアを感じられることを願っています。

これが、私たちが子どもたちを守るために実施したプロジェクト、”Protection with Love“です。そして、「白衣の天使」の先生方は、先ほどの説明と同じように、愛があるからこそ集まっているのです。（スライド 11）

そして、「白衣の天使」の先生方は、先ほどの説明のように、愛があるからこそ集まった方々で、空き時間を利用してこの科学教育ミッションを行い、ボランティアとしてこの福祉プロジェクトに参加してくださっています。

「白衣の天使」の 5,000 人を超える福祉講師の先生方は、私たちの研修や交流活動に参加することで、教育や経営、福祉活動のレベルを飛躍的に向上させています。そして、「白衣の天使」の先生方の健康教育実践の倫理観を養い、福祉ボランティアとして福祉活動を行う能力を大幅に向上させることができました。

「白衣の天使」による福祉プロジェクト「愛で守る」は、オンライン・オフラインの講座を

通じて、乳幼児栄養学講座を行い、乳幼児の健康を守る活動をしています。

今、私たちが見ているのは、お子さんのいるご家庭におもちゃが届いたとき、子どもたちが麺をもらったとき、すごく喜んでいる様子です。（スライド 10）

同時に、私たち講師が、併せてオフライン科学教室を実施すると、子どもたちや家族にとっても非常に有益なものになります。このような活動を通じて、子どもたちのいる家庭に、社会からの本当の愛と配慮を感じてもらうことができるのです。（スライド 12）

また、ボランティアは各家庭に深く入り込み、赤ちゃんにうどんを食べさせると同時に、家庭教育、栄養健康、子どもの育て方など、科学的な知識による教育ミッションを行っています。その過程で、教育を受けた家族からも感謝の言葉が寄せられています。

保護者の李国芬さんは、「愛情たっぷりの麺をもらったとき、ボランティアである私たちスタッフがわざわざ麺の食べ方や注意事項を説明してくれたので、福祉プロジェクトからの子どもをもつ家庭に対する配慮と愛情、そして政府からの配慮と愛情を感じることができました」と話しています。

現地に行くと、子どもたちが福祉プロジェクトをいかに気に入っているか、また、親たちがこのプロジェクトに寄せる信頼を感じることができます。白衣の天使の講師は医療従事者なので、この福祉プロジェクトの活動を実施すると、家族の健康指導もできるようになることをみんな知っています。

私たちと一緒に勉強することで、家庭教育の法律や規則も理解できるようになり、家庭の親とコミュニケーションをとるときに、親がスタート地点で損をしないように、また、私たちの持つ福祉活動の恩恵をより多く受けられるようになりました。

これは、「白衣の天使講師団」を導入する際にも実感したことですが、講師の先生方がボランティアとして参加されることで、通常のボランティアよりも高い価値を提供することができるのです。

また、「白衣の天使講師団」のプロジェクトを実施する際にも、先生方に提供するエンパワーメントは、通常のボランティアよりも価値のあるものになると思います。なぜなら、一般のボランティアは医学的な専門知識を持っていないのに対して、「白衣の天使」の先生方は医学的な専門知識を持っていらっしゃるからです。

ついでに、ちょっとしたお話をします。どうぞご覧ください。（スライド 13）

この中に、遠州利川市に住むヌオ・ヌオという小さな子どもがいます。今年 1 歳になるのですが、代謝性疾患のため、長期に渡って薬を飲まざるを得ません。ただでさえ苦しい家族の負担は、さらに大きくなっています。

この福祉活動、「愛で守る」活動を行うにあたって、私たちの会の先生方は医療従事者なので、福祉科学講座を開いて福祉活動に貢献するだけでなく、実際にヌオ・ヌオさんの家に行って薬を届けることができます。つまり、白衣の天使の講師の先生方はヌオ・ヌオさんの健康診断を行うことができます。

今後、このプロジェクトでは、さまざまなプログラムを紹介しながら、ヌオ・ヌオの健康相談や手助けをしていく予定です。今のところ、とてもうまくいっています。

この福祉プロジェクト「愛で守る」を行うにあたり、特別に WeChat のグループを作りました。これにより、家族が受けられる恩恵は、このグループチャットを使って、毎週火曜日と木曜日に、無料の科学相談を受けることができることです。つまり、親が何か質問をすれば、「白衣の天使」の専門家ボランティアと双方向のコミュニケーションをとることができるのです。

また、家庭教育に関する専門家とのコミュニケーションも可能です。

このように、国内外の専門家と交流する機会の少ない草の根レベルの人たちを支援することができます。

「白衣の天使講師団」を通じて、このようなオンライン／オフラインのプラットフォームを構築することで、巡回児童福祉事業がより良い形で、子どものいる家庭に貢献できるようにしています。

子どもたちの成長の過程では、ヌオ・ヌオのように基礎代謝疾患を抱えているケースは別として、健康な子どもたちの場合であっても、その親もまた多くの問題を抱えているものです。私たちの専門家や先生方と、少しでもコミュニケーションをとっていただければと思います。

その中で、TTT の訓練と、その後の福祉プロジェクトである「愛で守る」オンライン WeChat グループによる双方向コミュニケーションは、このプロジェクトの素晴らしい点であると思います。

私たちは、これからも皆さんと多くのことを共有し、白衣の天使の講師を継続的にエンパワーし、私たちが彼らをエンパワーする過程で、彼らがさらに多くの家族をエンパワーできるようになることを願っています。

白衣の天使の「愛で守る」は、さまざまな方面からご支援をいただいています。多くのメディアにも取り上げていただきました。（スライド 14）

また、子どもたちの笑顔は私たちにとって最も美しい勲章ですから、白衣の天使の講師がより多くの子どもたちを助け、ケアすることができるようになることを願っています。子どもたちの健やかな成長を守るために、我々「白衣の天使講師団」は活動しています。（スライド 15）

ありがとうございました。

（白石）白亜琴さんから、中国で実施されている「白衣の天使講演会」、つまり講師の養成事業と親子に対する教育事業は、健全な家庭環境の発展に寄与しているというお話でした。大変参考になりました。ありがとうございました。

続いて、青神県農村婦女児童協力発展促進会会長の涂梅さんから、「子どもの健やかな成長を促し、思いやりのあるふるさとづくりへ　～青神県婦女児童発展センターの「児童のために」プロジェクト概要～」というテーマでお話しいただきます。



（スライド1）



（スライド2）



（スライド3）



（スライド4）



（スライド5）



（スライド6）



（スライド7）



（スライド8）



（スライド9）



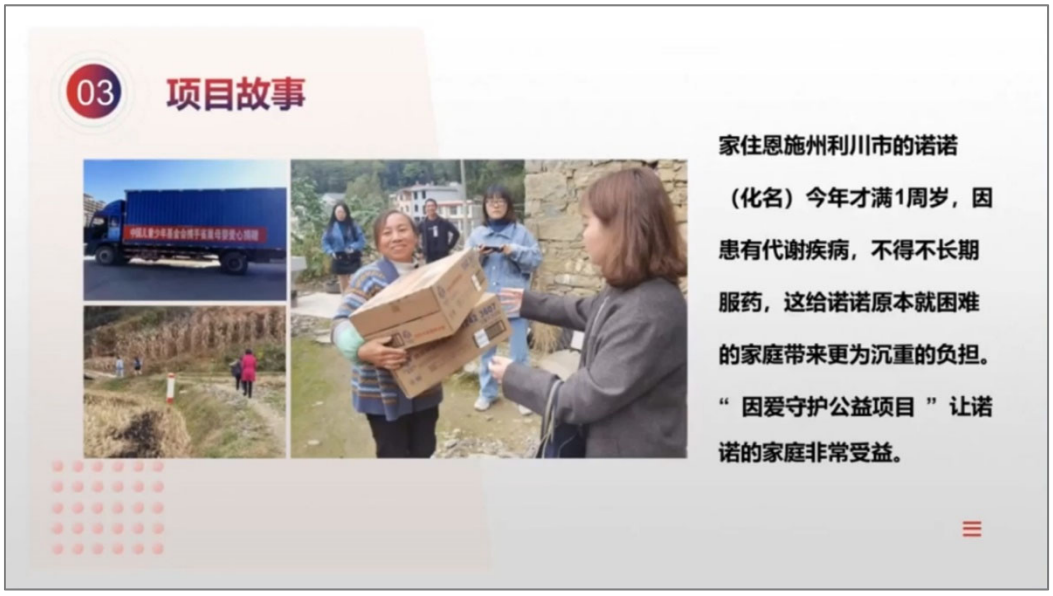
（スライド10）



（スライド11）



（スライド12）



（スライド13）



（スライド14）



（スライド15）

３.４　子どもの健やかな成長を促し、思いやりのあるふるさとづくりへ　～青神県婦女児童協力発展促進会の「児童のために」プロジェクト概要～



涂梅（Tu Mei）
青神県農村婦女児童協力発展促進会会長

私の名前は涂梅（トゥーメイ）です。今日、私は組織を代表して、「愛に満ちた青少年の成長 - 清申県農村の女性と子どもの協力開発促進協会 - 子どもたちへの奉仕」という名前のプログラムを共有します。（スライド１）

一人一人の子どもが幸せな子ども時代を過ごせるようにする、そのような家族の希望は、実は社会全体の責任です。

第 7 回国勢調査のデータによると、わが国の現在の世帯数は 4 億 9,400 万世帯で、0 歳から 14 歳までの人口は約 2 億 5,338 万人で、17.95%を占めています。二人っ子、三人っ子政策の実施に伴い、子どもの人口は増加し続けます。

党や国は、児童福祉事業を重視し、子どもたちの健やかな成長を支えてきました。2011 年から 2020 年にかけて 4 期にわたり、子どもの発達フレームワークが次々と開発され、実施されました。

児童福祉プロジェクトと経済社会との協力的発展を継続的に推進し、男女平等の基本的な国家政策を強調し、女性と子どもの法的権利を保護する施策は、第 18 回と第 19 回の党大会の報告書に連続して含まれました。

児童福祉の質は着実に向上し、保護の仕組みがより完全になり、成長発達期の環境が最適化され、子どもを世話し、愛する社会的雰囲気が形成されつつあります。

しかし、成長発達の地域差や政府の支援の偏りから、子どもの発達の偏りや不十分さは依然として顕著です。都市部と農村部の格差は依然として存在しており、生活保障のレベルもさらに引き上げる必要があり、子どもの権利を確保するための法整備と政策の実施もさらに後押しする必要があります。

青神県は四川省梅山市にあり、成都平原の西南に位置しています。総面積は 386 平方キロメートルで、居住人口は 197,029 人です。農業と畜産が主な産業であり、地域全体の経済水準は比較的低い状況です。出稼ぎ労働者が増加しているため、取り残された高齢者、女性、子ども、移動する子どもの割合が非常に高くなります。

政府は常に、困難な状況にあるさまざまなタイプの子どもたちに的を絞った支援政策を行ってきましたが、さまざまな団体間の効果的な協力を形成することに成功していません。支援活動は一方的で比較的弱いものでした。

わが国では、子どもたちの生存環境、教育状況、健康状態など、いまだに多くの問題や困難

な課題に直面しています。子ども第一の原則を実行する力をもっと大きくする必要があり、子どもの思考とそのインスピレーションの源を強化する必要があります。子どもの権利を確保する法的構造を継続的に改善し、子どもの発達に関する都市と農村およびグループの格差を縮小し、基本的な子どもの保護とサービスの仕組みをより完全にする必要があります。

国内の公共福祉政策の改善に続いて、社会全体の様々な業界の愛とケア、児童の自己認識に対する愛とケアが強化され、政府からの支援が増え、中国の公共福祉慈善事業の発展の機会と余地がもたらされました。（スライド２）

2007 年 12 月、青神県婦女連合会の支援により、社会慈善団体「青神県農村婦女児童協力発展促進会」が登録・結成されました。青神県で最初の社会組織であり、四川省で女性と子どもの分野で最初の社会組織でもあります。

当会は創立以来、「すべての母親に希望を与える」という理念を貫き、子どもたち一人ひとりの夢の実現に希望を与え、母親の貧困からの脱却を支援する産業を積極的に実践し、子どもたちの成長に寄り添う使命を追求してきました。温かみを持って、さまざまな伝統分野で、斬新的な試みに力を注いでいます。障害のある子どもたちには基本的なニーズを確保することを基盤に、病気、安全、教育、感情など、さまざまな側面からサポートを提供しています。

また、青神県と、社会組織である四川省海水貧困支援センター（Sichuan Haihui Poverty Aid Center）、アドリーム基金、救世軍（香港）四川事務所、台湾リッチ研究所、ＢＮＰパリバ上海本社などとの連携を進め、道徳・学業に優れた貧困層の子ども 102 人にフランス・パリで学ぶ奨学金を７年連続で支給し、総額は 120 万元を超えました。

また、女性ための開発と子どもたちの社会的ケアの開発のための公共福祉プロジェクトを実施し、５万人を超える直接的および間接的な享受者を獲得しました。

2013 年の党の第３回本会議では、社会組織の活力を強調、奨励すると同時に、一連の実際的な政策改革を実施し、子どもと若者の健全な成長のための法的政策環境をさらに最適化しました。（スライド３）

児童福祉に携わる機関はますます多様化し、業界内のエコシステムが徐々に形成され、児童福祉産業のパターンもより詳細になってきています。さらに、多様化する社会の中で、新たな児童福祉のプロジェクトが次々と生まれました。

役に立つ福祉事業を的確に認識することで、発展のスピードがより明確になります。

私たちの組織は、今日のめまぐるしい社会経済の発展や、雇用に対する大きな圧力などの要因の中で、児童福祉と児童救済事業の推進において、家庭、健康、学校、安全などの面で、新たな課題が発生していることに気づきました。例えば、子どもの家庭円満の欠如、親の子育て思想に存在する誤解、親子の調和、青少年の心身の健康育成、村の学校の教師の資質のバランス等々です。

政府機関の力だけでは、すべての問題や矛盾を解決することは不可能であり、青少年の実際の生活における継続的な成長と変化のニーズを満たすことも、青少年の保護と自己発展への参加の権利を十分に確保することもできません。

このため、私たちは政府と社会からのさらなる支援を必要としており、政策、サービス、メカニズムなどさまざまな次元で青少年サービスネットワークを拡大し、優遇サービスからより包括的で総合的なサービスへと拡大し、保護ネットワークをより緻密・緊密にし、若者を尊重し保護する良き社会空間の創造を促進します。

近年では、草の根活動の初心を貫き、各機関と協力して県や農村部に４層のリンクサービスの仕組みを構築し、最も遠い末端まで手を伸ばし、最後の１マイルを切り開いて女性や子ども

たちに手を差し伸べ、奉仕しています。

困っている子どもたちの心を明るくしたいという思いを原動力に、ボランティアや各業界の方々と一緒に、十分な生活設備がなく最低限度の生活環境にある子どもたちに「小さな夢の家」を提供してきました。

住環境については、既存の家屋の部屋を基に企画・設計し、学生生活に必要な家具や備品をリノベーション・整備しました。

私たちは、県村学校の校風づくりを強化するため、総合教育を推進し、農村部の教育の、都市部とのバランスの取れた発展を奨励し、村の子どもたちのための２番目の教室を充実させました。

置き去りにされた子どもたちの夢をかなえるために、出前美術教育を始めました。最初の３校から７校の小中学校に拡大し、7,920 回のコース実施に成功。これには、15 名の美術教師が参加し、当県の小中学生 2,000 人以上にリーチすることができました。

女子の成長という特性から、当団体はさらにケアの範囲を拡大し、眉山民事局から取り上げられました。関連する青少年プロジェクトは「幸福小東坡」に収録されました。（スライド５）

一連の未成年者社会保護プロジェクトは、全６地区の農村の 10～16 歳の取り残された少女たちの一部を対象にしたものです。心身の健康に関する在宅指導、性教育、生理指導、衛生教育、生理用品等の配布を行いました。

事実婚の子どもたちが親と面会し、再び親の愛情を感じることができるよう、公安局や刑務所と積極的に連携しています。これは、服役中の人が積極的にリハビリを行い、新しい姿と姿勢で社会復帰し、しっかりとした土台を築くためでもあります。

この一連の公益活動は、社会から大きな評価を得ました。県のメディアと市のメディアは、この活動レポートを取り上げようと競い合い、市、県の役所、県の女性組合などの関連機関から注目を集め、力強い支持を得ました。（スライド７）

その後すぐに、関連する政策が検討、導入され、困窮している子どもたちのための住宅プロジェクトと、少女たちのための「幸せな小さな東坡同行青少年」プロジェクトが継続的に推進されました。

小さな夢の家を作り、マッチングボランティアのグループを準備し、心のケア同行プログラムを実施することで、小さな家のリニューアルだけでなく、新しい精神への移行ももたらしました。

これまでに、同県の村落町に住む６人の青少年のための「小さな夢の家」プロジェクトを完了し、70 組のボランティアとボランティア介護プロジェクトの子どもたちが、女子中学生 40 人に生理用品と下着を 12 カ月連続で配布しています。

家族はゆりかごで、未成年者を守ります。それは、未成年者の健全な育成を促進するための最初の責任機関です。

家庭と子育てが子どもの健全な成長にとって重要であるため、私たちの組織は、中国農業大学の人間芸術と発展学部の知性と支援を得るとともに、新時代文明実践プロジェクトなどの資源を積極的に招聘し、地区内の公認組織などの様々な資源と組み合わせています。

ママ同行制度の実施、ここには、ママ同行・未成年者保護に関する研究等の学問的研究も実施し、児童発達推進協会と一体となって、７郷 23 村・区で幼児教育を開始しました。０歳から３歳までの子どもたちを対象に、親子での読書や親子の交流、科学的に証明された子育て方法の促進、青神竹を使った竹編み美術館や西山歴史記念館との連携による、「青春の楽園」「子どもの心を党に」などのシリーズ企画を実施しました。（スライド６）

公共の文化資源を十分に活用し、子どもたちが歴史的遺産を通して真の美しさを発見し、良識と道徳心を育むよう指導し、確立された道徳教育の目標を実現し、強い国家の復活の志に貢献しています。

また、未成年者の保護を強化する過程で、私たちのサービスの方向性は、家族の安全サービスから、学校・キャンパス内外の安全、インターネットの安全にまで広がり、反ＤＶや反学校いじめの教育を広めるために組織化され、未成年者の安全に関する知識を広め、若者に危害が加えられるのを防ことにも向けられています。（スライド７）

またこれは、中国の児童育成計画で、2021 年から 2030 年にかけて追加する必要がある児童・未成年者保護のための新項目です。

昨年から、救世軍（香港）四川省事務所の支援を受けて、私たちは、郡全体の反ドメスティックバイオレンス・プロジェクトを実施しました。私たちの狙いは、従来の女性・少女グループから子ども・青年・親へと対象を広げています。親を集めて反 DV 集会を行い、監督者向けの科学的な親子教育訓練を行い、監督の価値、子育て価値、監督者の成長価値を高め、未成年者のために、より良い家庭環境作りを促進しています。

また、検察、病院、民政、婦女連合、保健、教育、体育など関連機能部門と共同で会議を行い、連携メカニズムを構築し、反 DV 連合を形成し、反 DV 業務の情報連携、紛争連携、力連携、紛争連携などの連携メカニズムを確立しました。また、教育・スポーツ局とともに、安全に関する知識や注意点など、さまざまな講義も実施しました。

学校いじめ防止の講演会、地域の子どもたちの自尊心、自己愛と自己防衛などのために、親と学校の協力を通じて、我々は共同で調和のとれた文明的な学校を構築し、子どもたちが勉強するための安全で文明化された環境を提供していきます。

人間を育てるには、まず心を育てる必要があります。（スライド８）

子どもたちのための仕事は、努力の成果が見えるのは遠い未来のことです。青神県で初めて公益慈善事業に参加し、実践している私たちは、その使命の緊急性、大きな責任、困難な任務を深く感じています。

チャイニーズドリームの早期実現を目指す社会では、その原動力となる子どもや若者の世代が、強国復活という壮大な夢を実現するための大きな柱にもなっていくでしょう。

続いて、児童プログラムについては、児童とその指導理念、児童福祉事業の発展の基本理念と全体目標、健康、安全、教育、福祉、家庭環境と法的保護、に粘り強く焦点を当て、この７つの分野から、児童の困難と課題をより深いレベルで発見していきます。（スライド９）

青少年グループについては、さまざまなタイプの要求に基づいて、適切に的を絞った、模範的な意義を持つ、持続可能で再現可能な児童福祉プロジェクトを設計していきます。

子どもの福祉、子どもの安全、子どものメンタルヘルス、未成年者の保護などのさまざまな観点から、福祉サービスシステムと関係部門間の調整メカニズムを完成させるために、より広い範囲の思いやりのある社会的勢力を団結させます。

青少年が福祉ボランティアサービスに参加するように誘導し、社会主義の核となる価値観を実践し、受益者から貢献者への役割の移行を体験して貰います。協調性、対人コミュニケーション、決断力、自信など、青年たちの総合的な能力を鍛えます。教育指導を実践し、青少年の社会的責任と愛国心を育み、励まし、将来社会に奉仕するための健全な基盤を築きます。

実践的な慈善サービスにより、子どもたちの健康、学業の追求、才能の開発への道を開きます。

福祉には完成の時がなく、常に進行中の作業です。

私たちはこれからも故郷、青神に根を下ろし、より多くの子どもたちが公共の福祉の光を享受できるようにしていきたいと思います。

（白石）涂梅さん、ありがとうございました。

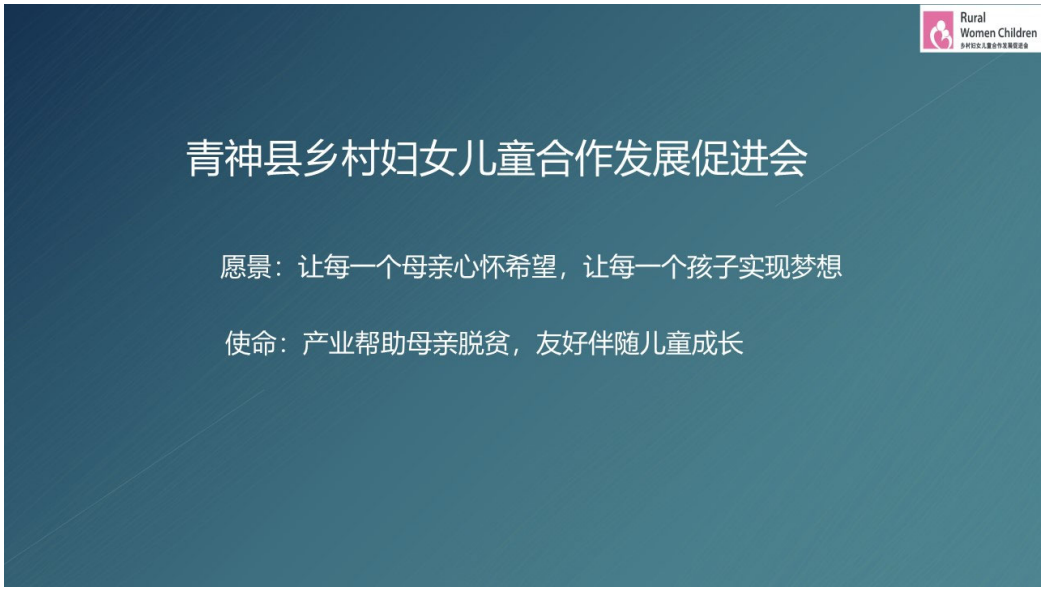
青神県婦女児童発展促進会が、「すべての母親に希望を持たせ、すべての子どもに夢を実現させる」という原点の志を大切にしながら行う様々な活動についてご紹介下さりました。

事例報告は残すところ、あと 2 件となりました。続いて日本からの発表になります。

はじめに、豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長の栗林知絵子さんに、「地域を変える、子どもが変わる、未来を変える」というテーマでご講演をいただきます。よろしくお願い致します。



（スライド1）



（スライド2）



（スライド3）



（スライド4）



（スライド5）



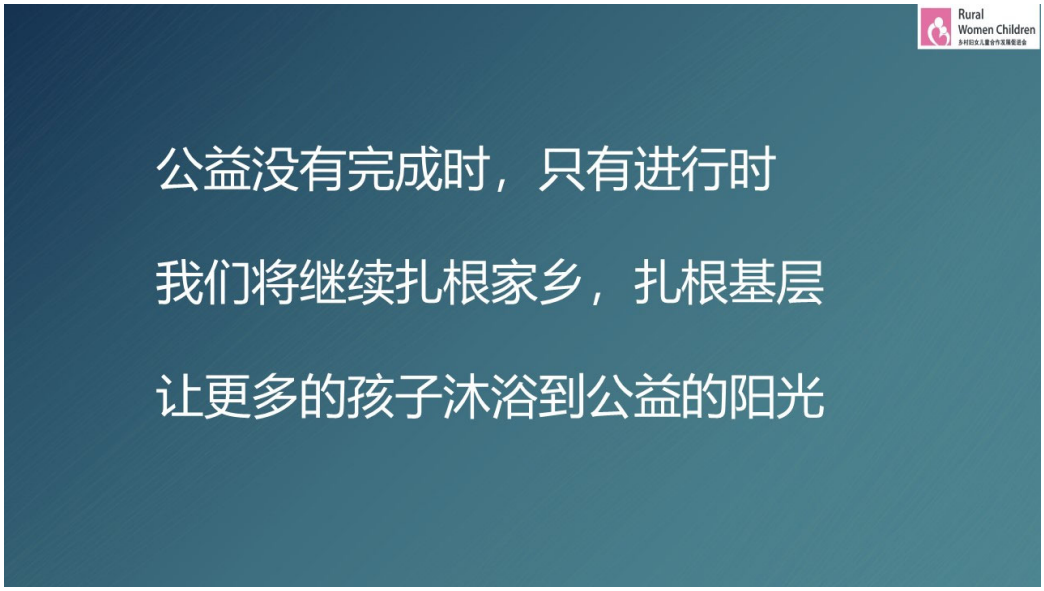
（スライド6）



（スライド7）

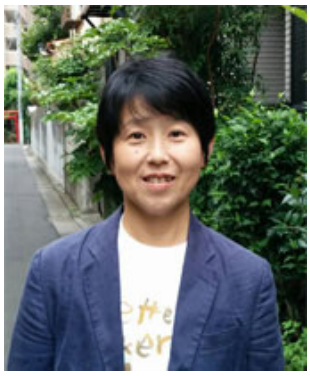


（スライド8）



（スライド9）

３.５　地域を変える・子どもが変わる・未来を変える



栗林知絵子（Chieko Kuribayashi）
特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU
ネットワーク理事長

こんにちは。豊島子ども WAKUWAKU ネットワークの栗林知絵子と申します。よろしくお願いします。

私たちの団体は東京都豊島区で子どもの居場所づくりをしている団体です。豊島区は、人口 29 万人、小学校が 22 校、中学校が８校あるコンパクトな町です。（スライド１）

では、まず団体の概要を説明いたします。（スライド２）

WAKUWAKU は 2012 年に設立しました。子どもの貧困という見えにくい問題をテーマに、いろんな居場所をつくり、子どもたちが地域のいろんな大人に関わることによって、人生を明るく変えていってほしい、そんな思いで活動しています。団体の特徴としては、地域住民による活動団体である、そこに多くの地域のボランティアさんが関わっているということです。

設立の経緯を説明します。（スライド３）

私は、「わが子が、自分の子どもが思いっきり遊んで成長してほしい」と、そんな思いから「プレーパーク」という遊び場の運営に参画するようになりました。その「プレーパーク」というのは、屋外で土日に誰でもが来られる居場所だからこそ、いろんな子どもたちが集まってきました。

中には、「きのうからごはんも食べていない、おなかすいた」と毎週言ってくる子どもや、「引っ越してくる前は車の中で暮らしていた」、そんなことをつぶやいてくれる子どももいました。自分の子どものすぐ隣に、私が想像もしないような環境で成長している子どもたちがいる、そんなことを気付かせてくれたのが「プレーパーク」でした。

ある中３の「プレーパーク」に来ている男の子から、「俺、高校に行けないかもしれない」そんなことをつぶやかれ、「プレーパーク」のボランティア学生と共に彼の受験をサポートしました。彼の受験サポートの後、ー彼の受験サポートをやったのが 2011 年だったのですがー、彼の関わりの中から、見えにくいんだけれども、この地域ではいろんな環境で、困難な環境で育っている子どもたちがいる。そういう子どもたちと緩やかにつながって、居場所をつくって、お節介していこう。そんな思いでできたのが WAKUWAKU です。

そして、2013 年、子ども食堂と無料学習支援を始めました。こうやって、いろんな居場所ができる中、さらに乳幼児親子の、親の傾聴をすることによって、子どもの育ち環境を変えていけるんじゃないかという思いでホームスタートを始めました。そして、2017 年には、「WAKUWAKU ホーム」という、子どもが無料で宿泊もできる、そんな居場所ができました。

これらのいろんな居場所で共通する価値観は、地域の子どもを地域で見守り、育てるということです。いろんな大人と子どもがつながることによって、困った時はほっとかない。お節介をする。そんな町づくりを目指して活動しています。

コロナ前は、今ご説明したように、暮らしサポート、遊びサポート、学びサポートの３本柱で活動してきました。（スライド４）

しかし、このコロナ禍、それ以上にお節介事業、居場所だけではなく、さらに困り事に対するお節介、この事業が今とても膨らんでおります。（スライド５）

まずは、いろんな居場所について具体的に説明します。（スライド６）

「プレーパーク」は、豊島区からの委託事業として運営しています。お正月とお盆のお休み以外は毎日運営しています。ここには、既存の遊具はありませんが、火や水、土、木など、自然の素材がたくさんあります。そして、異年齢の子どもたちが群れて遊ぶことになり、少し、自分より大きいお兄ちゃん、お姉ちゃんがやっている遊びを、面白そう、自分たちもやってみたいと思い、失敗しながらもやりたいことを実現していく。そんな遊び場でもあります。ここには必ず、プレーリーダーという見守りをするスタッフがいます。彼らがいることによって、子どもたちの居場所の機能を充実させています。

無料学習支援は、コロナ禍、オンラインと並行して対面でもやっています。（スライド７）

池袋は場所柄、外国にルーツを持つ子どもたちがとても多く暮らしています。そういう子どもたちが、なかなかオンラインでは学習支援ができません。対面で毎週やってきて、ボランティアの人たちと交流しながら勉強しています。

そういうボランティアの学生のやってみたいという声から始まったのが、「WAKUWAKU×ルーツ（ワクワク・クロス・ルーツ）」という取り組みです。（スライド８）

「勉強を目的としなくても、外国にルーツを持つ子どもたちが集まれる。そんな居場所をやりたいね」と言っていたのですが、コロナでなかなか対面ではできなくなりました。そこで毎週１回、いろんな国の子どもたちがオンラインを介してつながって、いろんな交流をしています。

子ども食堂、この取り組み、私たちは３カ所運営しています。（スライド９）

この写真のように、コロナの前は、ワイワイ、ガヤガヤみんなでごはんを食べる、そんなつながりの場でした。

しかし、残念ながらコロナ禍、今も会食はできません。しかし、地域の子どもたちのために、地域の方たちがあったかい手作りのお弁当を作って、それを取りに来てもらったり、お弁当を作れないときには、パントリーといって、食材を取りに来てもらったり、こうやって、なんとか子ども食堂はコロナ禍も毎週、毎月運営しています。（スライド 10）

子ども食堂は、月に２回の取り組みで、地域の子どもを大切にする、そこから地域資源につながる、そういう機能の居場所だなと思っております。（スライド 11）

こういう場所があることによって、多世代のいろんな人たちが交流したり、また、私たちがいつまでも地域で活躍し、子どもたちに関わる、子どもの貧困という課題に対して取り組み続けられる、そんな活動でもあるなと思っています。

「ホームスタート・わくわく」は、子育て経験のある地域の方が、無料で乳幼児親子の家庭を訪問し、傾聴や、協業をいたします。（スライド 12）

コロナ禍は外国にルーツを持つ家庭にも多く行きました。なぜかというと、やはり外国ルーツの方が子どもを出産しても、海外から親御さんがサポートに来られませんでした。どんどん孤立してしまいました。そういう中で、あえて訪問するという取り組みによって、流れをつくってきました。

「WAKUWAKU ホーム」は、子どもが無料で泊まれる場所でもあります。それに、行政からのショートステイとして、子どもの宿泊の依頼を受けて行う場でもあります。（スライド 13）

そして、火曜、木曜は夕方、低学年のひとり親家庭の子どもたちがやってきて、みんなで宿題をして、ごはんを食べて、８時に帰る、こんな取り組みをしています。

水、金、土は中高生を中心にひきこもりがちな中高生、不登校の子どもたちがここにやって来て、最初はゲームを介してつながるのですが、時間がたつにつれ、一緒にごはんを食べたり、対話を楽しむ、そんな場所になっています。ここまでが、WAKUWAKU の居場所づくりの説明です。

豊島区には無料学習支援が、WAKUWAKU が運営している以外にも、約 20 カ所あります。これらを社会福祉協議会が事務局を担い、ネットワークでつなぎ、毎月１度会議を設けています。ここにいろんな関係機関も参加して、情報交換しています。（スライド 14）

子ども食堂に関しては、子ども、若者から事務局を担い、やはりネットワーク会議をしています。そして、食材のシェア、いろんな情報のシェアもしています。（スライド 15）

こういういろんな居場所づくり、学習支援や子ども食堂、これらの取り組み団体が連携して、コロナの前も、夏休み、冬休み、そういう長期休みに給食がないので食料支援をしていました。そもそも、コロナの前にもこういう取り組みがあったからこそ、コロナで学校休校というときに、いち早く地域が、地域住民が子どもたちの支援として動きだしました。

どんなことをしたかというと、食料支援です。「としまフードサポートプロジェクト」と称して、学校が休校になった 2020 年３月から毎月、お米５キロの他、いろんな食材を手渡すという取り組みをしてきました。（スライド 16）

さらに学校休校が４月、５月、６月と続きました。（スライド 17）

５月、６月は、子どもたちに昼にあったかいお弁当を届けたいという思いのある飲食店さん、当団体が連携してとしまランチサポートプロジェクトを実現しました。ただ、子どもたちが取りに来るということは、小学校区内にピックアップ拠点を作らないと取りに来られません。そこで「区民ひろば」という、小学校区に１つある公共施設を利用して、そこに、子どもたちにお弁当を取りに来てもらいました。

さらに、こういう住民の取り組みがどんどん活発になる中、行政も税金ではなく、「子ども若者応援基金」と称しお金を集めて、そのお金でひとり親家庭を対象にした食料支援を 2020 年から実施しています。（スライド 18）

ただ、行政だけがこういう取り組みをすると、やはりお米を郵送でお届けするという取り組みで終わってしまうのですが、行政は食料支援の案内を 1,100 世帯のひとり親対象家庭に郵送で案内しました。そして、申し込みは WAKUWAKU に申込書が届くしくみで個人情報の共有もしました。こうして官民連携で食料支援を実施しました。そして、実際に区民ひろばというこの公共施設にお米を取りに来てもらい、そこで地域住民につながる、関係をつくるという取り組みです。この官民連携の食料支援をすることによって、今では 600 世帯の、今まで、コロナ前につながっていなかった困窮家庭でつながり、食料支援を展開することができました。

さらに、コロナ禍、「地域がつながるプロジェクト」も実施しました。これは国の孤立・孤独対策の取り組みの一つです。（スライド 19）

また、行政が国の予算を取り、支援対象児童等見守り強化事業を実施しました。この取り組みを豊島区は WAKUWAKU に委託をしました。そして、私たちは支援が必要な、孤立しがちな困窮家庭、虐待の恐れのある家庭、そういう家庭の個人情報を共有してもらい、地域の方が対象家庭の子どもにお菓子を持って訪問して、つながるという取り組みです。これは３年目になりますが今年度も実施しています。やはりおせっかいさん、地域のおせっかいな方たちが 70 名ぐらい参画して、家庭に訪問しています。

さらに、これは私たちが運営しているのではないのですが、池袋に事務所がある東京パブリック法律事務所の弁護士さん、豊島区民社会福祉協議会、そしてＮＧＯが連携し、休眠預金による、外国にルーツがある方たちの食糧支援をしています。食料を取りに来てもらうことによって、相談、困り事を聞いて、在留資格の問題は弁護士さんが支援してたり、子育て中の外国ルーツの方は私たちにつないで、私たちが地域のコミュニティーにつなぐ。こういう連携した食の支援、食でつながる支援がコロナ禍で生まれました。（スライド 20）

先ほど言いましたように、私たち地域住民が連携して、毎月 1 度、「としまフードサポートプロジェクト」を実施しています。これはお米も、食材も全部、寄付や提供によって運営しています。また、地域住民が毎回 100 名以上参加して、子どもたちとつながり、毎回顔を合わす中で、その困窮している方たちも相談してもいいんだ、自分たちは困っていることを相談して、助けを求めてもいいんだというふうに意識が変わってきたのが、このコロナ禍での活動の大きな成果でもあります。（スライド 21）

「としまフードサポートプロジェクト」は、毎回申し込み時に、実際に困り事を書いてもらいます。中には、つい子どもに手が出てしまう、子どもに大声を出してしまう、そんな困り事があれば、子どもは WAKUWAKU ホームにお泊まりにお誘いしたり、子どもの勉強のことで不安だということが書いてあれば、無料学習支援につないだり、その困り事に対して、放っておかず、いろんな情報、提案、傾聴、次の支援につなぐということをしています。

中には、仕事がなくなったという声を聞けば、そのお母さんと一緒にハローワークに同行して、仕事を一緒に探したり、収入が減って、今住んでいる家賃が払えないと聞いて、住み替えのサポートをしたり、いろんなおせっかいを展開しています。

こうして、いろんな子ども食堂、遊びのネットワーク、無料学習支援ネットワーク、外国にルーツを持つ子どもや家庭のネットワーク、支援ネットワークですね、あとは、スクールソーシャルワーカー、コミュニティーソーシャルワーカー、民生委員、いろんな人たちがつながって子どもたちのセーフティーネットを作っています。（スライド 22）

特に、ひとり親家庭を含めて、困窮家庭には情報がなかなか届きません。あと、情報はあっても自分から申し込もうとしないことが多くあります。やはり情報を提供するだけではなく、人が子どもを場につないだり、人が子どもと人をつないだりという、やはりおせっかいなつなぎ役が必要なんじゃないかなと思っています。それがあることによって、やはり、子どもたちが地域資源につながることが、私たちができる貧困対策なのかなと思っています。

こうしてなるべく子どもが小さいうちに、子どもも親も地域資源につながり、おせっかいされる中で、つまり大切にされる中で大きくなる。自己肯定感を育んだり、たくさん依存することによって自立を促すという、その循環を地域でつくっていけたらと思っています。（スライド 23）

このコロナ禍、いろんな、さまざまなつながりができました。官と民が連携することによって、これまでつながっていない困窮家庭につながることもできました。そして、食を介してつながったり、子ども服でつながったり、つまり物、ギフトがあることによって、つながりをつくりにくいこの社会に、新たなつながりをつくれるということも実感しています。

今後は、この住民主体の取り組みに対して産業界、企業さんとかがもっと連携することによって、いろんな物、－子どもが成長するには、いろんな物、体験が必要です－、こういうものをみんなで補いながら、つながりをつくり、子どもたちの応援団をつくり、子どもの貧困という課題を、地域の循環の中から、貧困の連鎖をおせっかいの連鎖に変えていけたらと思っています。

また、子ども食堂という取り組みは、全国 6,000 カ所に広がっています。この一つひとつの取り組みが、この WAKUWAKU の取り組みのように、住民でできることをどんどん実践する。子ども食堂がプラットフォームになり、子どもに必要な支援をつくっていく。こういう団体が日本中に広がることによって、社会の変革を促していけたらいいなと思っております。

以上、WAKUWAKU の報告になります。ありがとうございました。

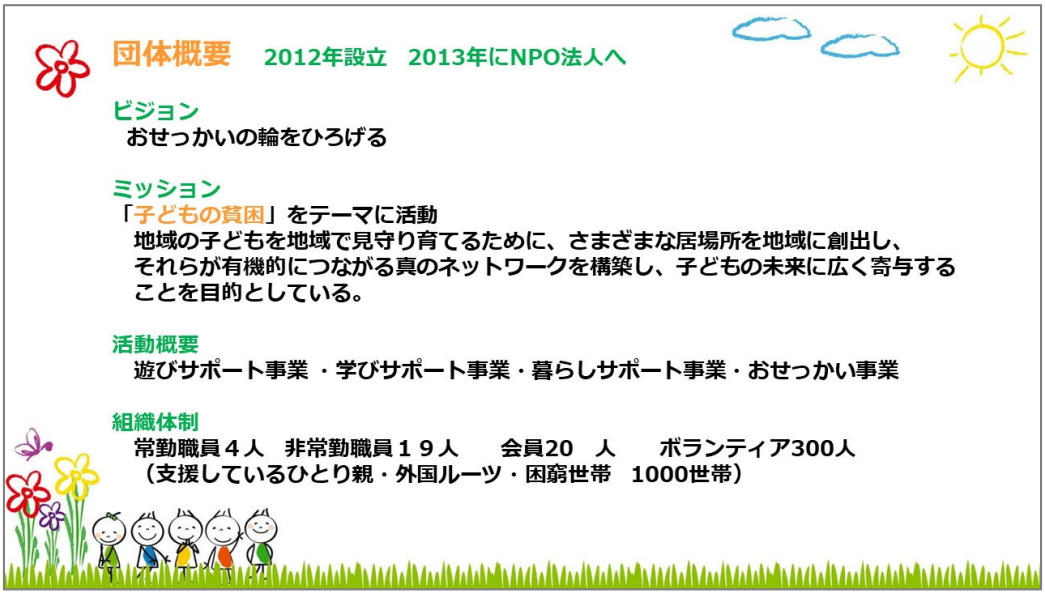
（白石）栗林知絵子さん、ありがとうございました。

「昨日からごはんを食べていない」、「引っ越してくる前は車で暮らしてた」、「高校に行けないかもしれない」、そんな子どもたちが数多くいることにショックを受けました。そのような状況にある親子への救済活動、とても参考になります。

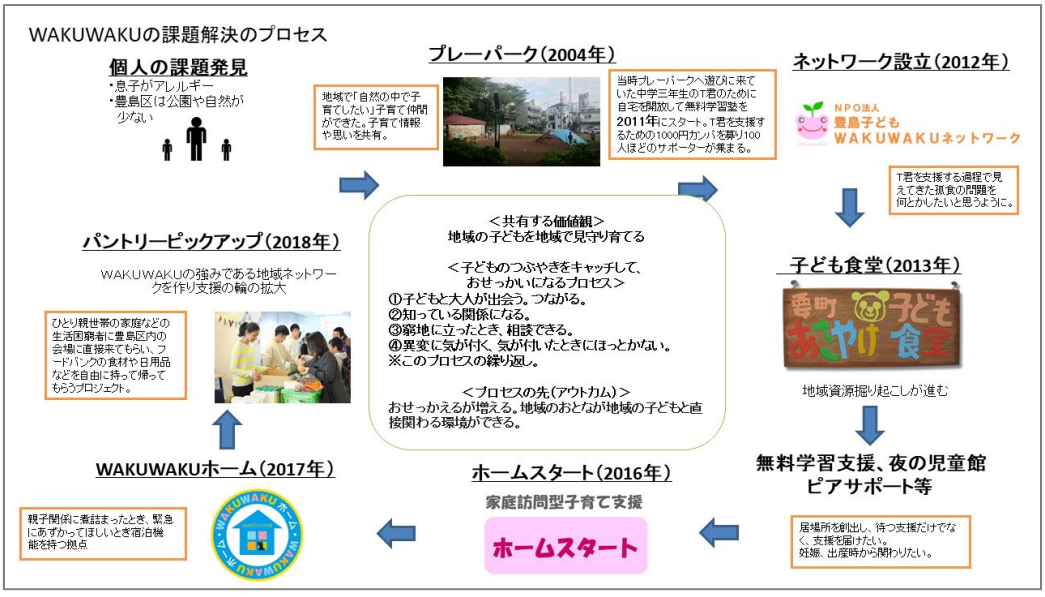
最後の事例報告は、青少年自立援助ホーム「アランの家」「ミモザの家」統括施設長の浜田進士さんより、「COVID-19 パンデミックの子どもたちを取り巻く状況～自立支援ホーム活動を通じて見えてきたこと～」というテーマでご講演いただきます。



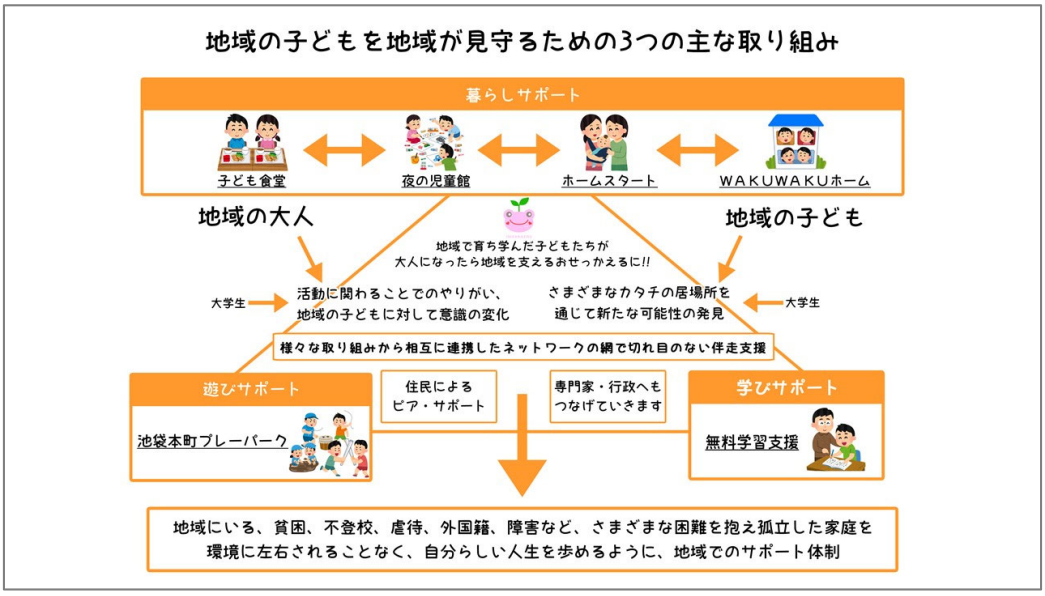
（スライド1）



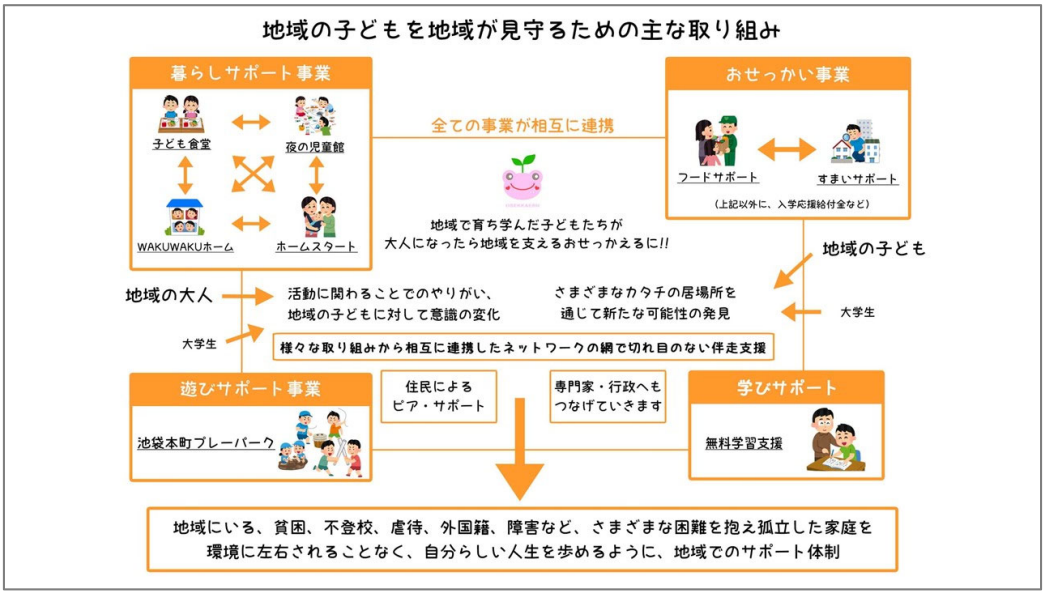
（スライド2）



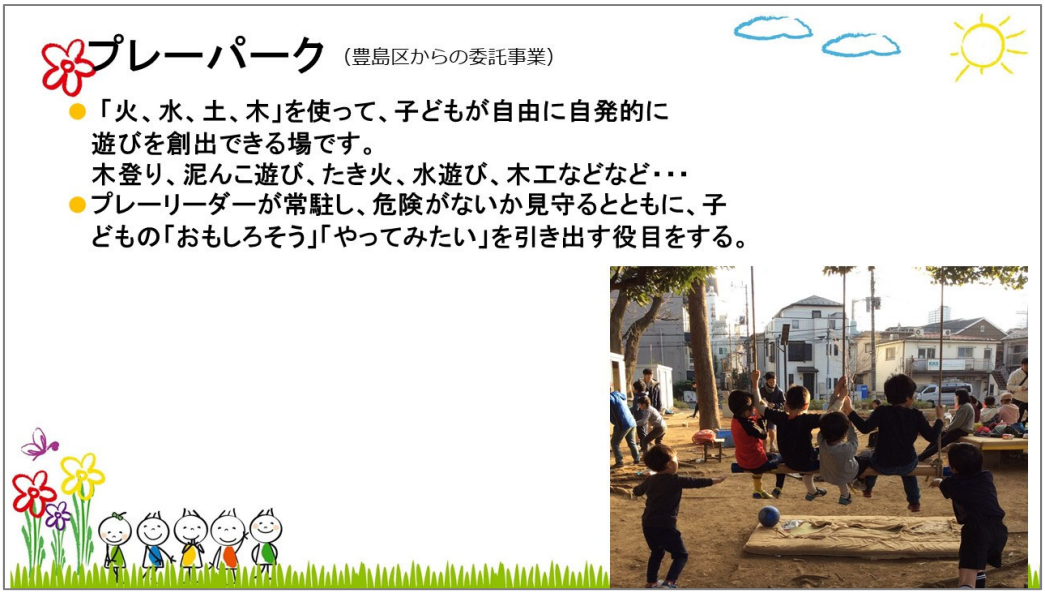
（スライド3）



（スライド4）



（スライド5）



（スライド6）

無料学習支援：池袋WAKUWAKU勉強会

・毎週月曜3時から8時（2020年3月以降オンラインと並行、対面縮小）

・現在約20人参加（外国にルーツがある子が半数以上）



（スライド7）

WAKUWAKU × ルーツ（通称：クロスルーツ）

（公益社団法人シャンティ国際ボランティア会との協働事業）

〇外国ルーツの子どもを対象にした居場所事業。
コロナ禍のためオンラインのみの実施。
現在は中国、ネパール、フィリピン、トルコの中高生10名前後が参加。

〇活動：クイズやゲーム、おしゃべりでなごみながら交流。
テーマトークで関心を深堀り、進路相談会ではルーツの先輩に話してもらった



（スライド8）

子ども食堂

●子どもが一人でも入れる食堂です。
●わいわいガヤガヤみんなでご飯を食べます。
●栄養バランスのよい夕食を食べられます。
●月2回　●3ヵ所運営





（スライド9）



（スライド10）

こども食堂

地域と子どもがつながる場（プラットホーム）

孤立しがちな家庭が地域とつながる場

地域の交流拠点としての可能性

地域の女性活躍の場　　未病対策

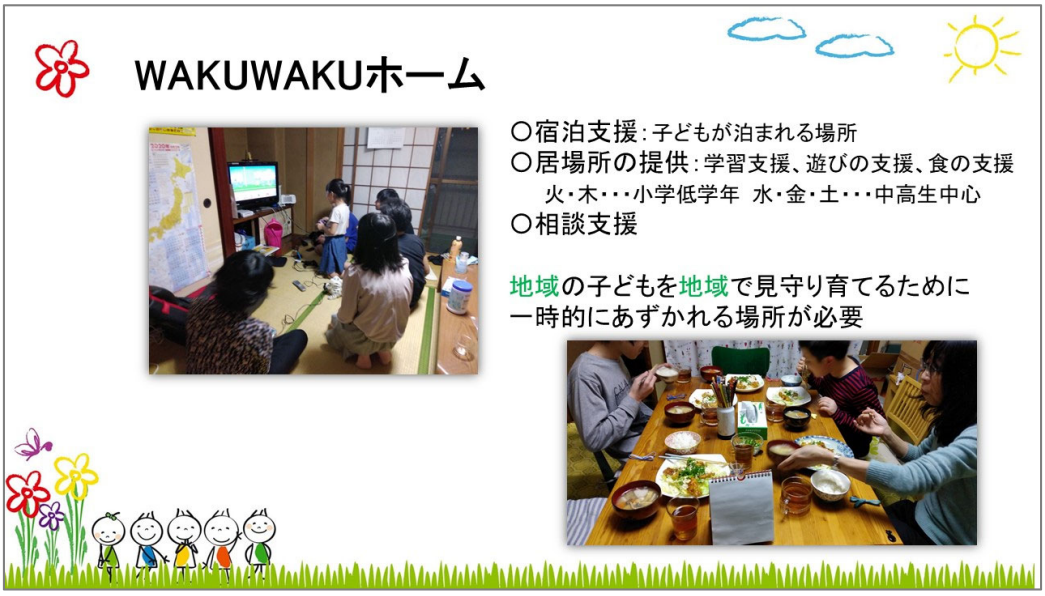
（スライド11）

ホームスタート・わくわく

地域の先輩ママボランティアによる乳幼児子育て家庭への無料訪問支援。
週2回2時間程度、計4～6回家庭を訪問。
おしゃべりしたり、一緒に家事や散歩にでかけたりす



（スライド12）



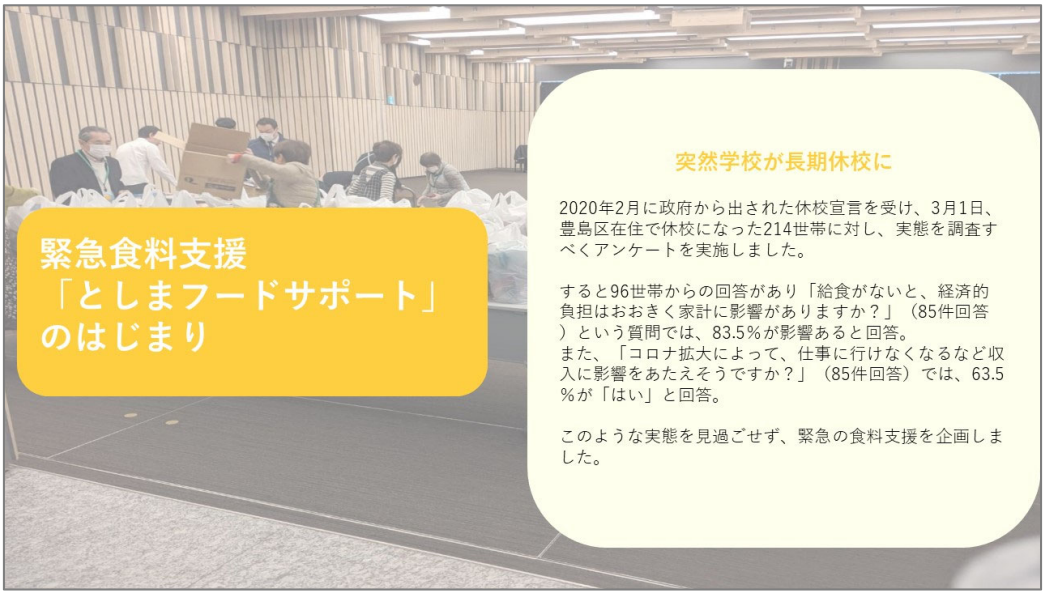
（スライド13）



（スライド14）



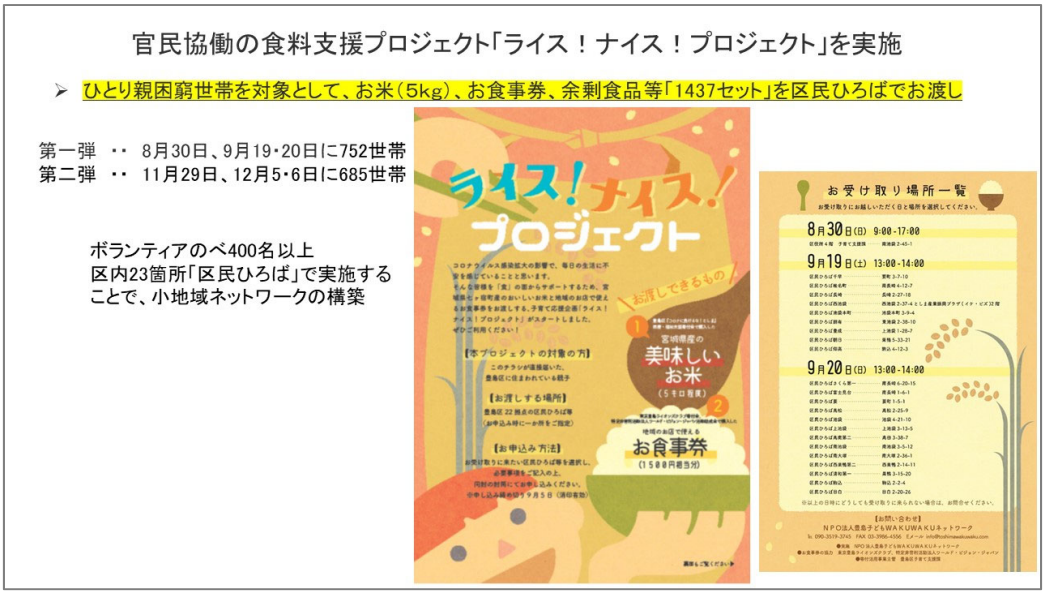
（スライド15）



（スライド16）



（スライド17）



（スライド18）

官民協働の「地域がつながるプロジェクト」事業

- ひとり親家庭・要支援家庭を対象として、お菓子等のプレゼントを、
- 訪問員さんがお子さんにお渡しする



12月のプレゼント

7月～1月・・・支援対象児童等見守り強化事業

「毎月1度、子どもの見守り訪問」
・訪問対象世帯　200世帯
・対象世帯地域に住む、おせっかいさん（訪問員）　75名

地域住民による子どもの見守り支援の実現



（スライド19）

休眠預金活用事業

（主管団体：公益社団法人シャンティ国際ボランティア会
連携団体：弁護士法人東京パブリック法律事務所、豊島区社会福祉協議会）

・生活支援（フードパントリー・相談会）

・法的支援（在留資格相談会実施）

・外国人の社会的包摂
（在留者コーディネーターの育成）

子育て世帯以外の層と繋がる





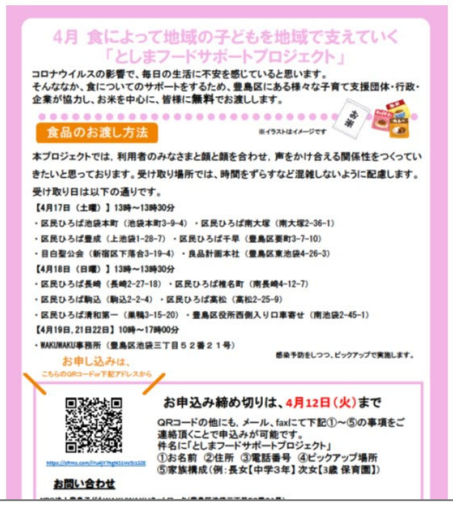
（スライド20）

としまフードサポートプロジェクト

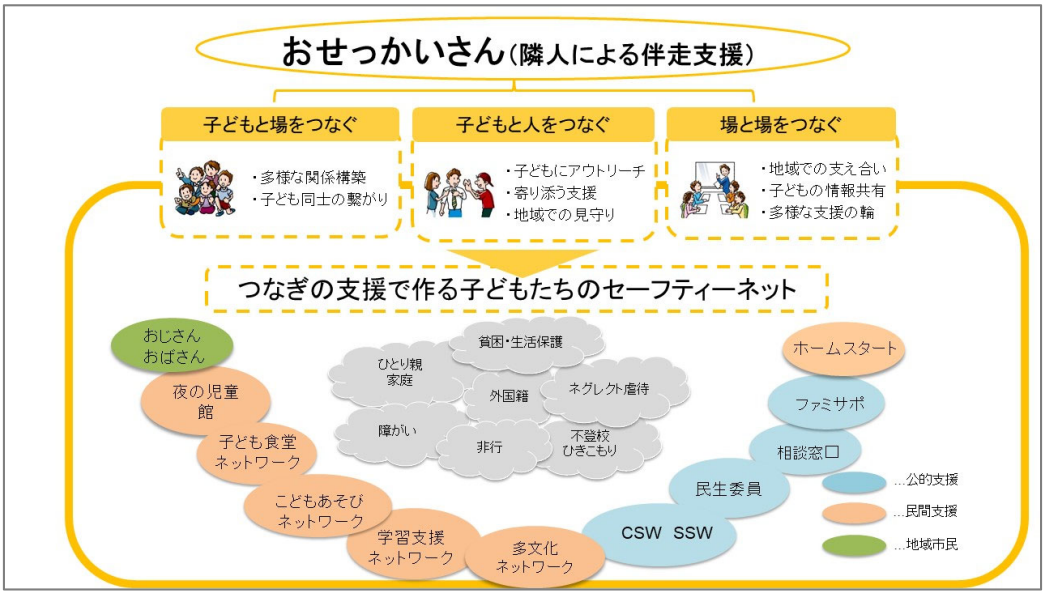
毎月第3土・日曜に区内13か所で実施
（約600世帯の困窮家庭が参加）
メール・ラインで案内して
申込み時に「困りごと」を入力してもらう

お米等を、手渡しして地域がつながる

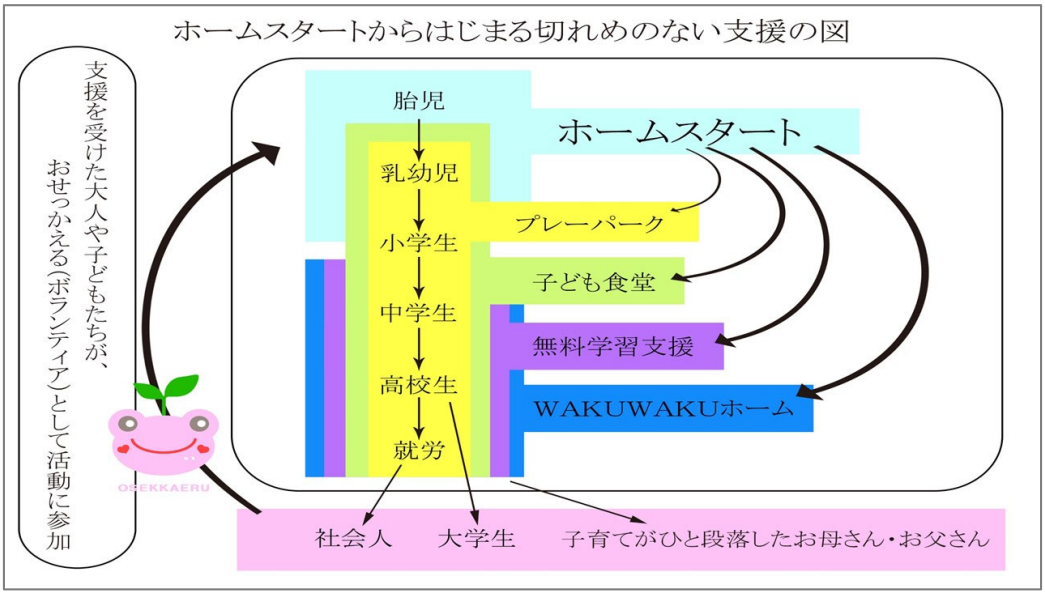
地域課題を共有する
（約100名の住民が参加）



（スライド21）



（スライド22）



（スライド23）

３.６　自立援助ホーム「あらんの家」＆「ミモザの家」の現場から



浜田進士（Shinji Hamada）
特定非営利活動法人青少年の自立を支える奈良の会理事長
自立援助ホーム「あらんの家・ミモザの家」統括施設長
子どもの権利条約総合研究所関西事務所長

皆さんこんにちは。私は奈良から来ました浜田と申します。よろしくお願いいたします。

私は、奈良市内で自立援助ホーム「あらんの家」「ミモザの家」という施設を運営しております。（スライド１）

奈良市は日本の古い都があります。施設はその都跡にございます。（スライド２）

このプレゼンテーションでは、日本の社会的養護の子どもたちが、2020 年２月以降の新型コロナの影響によって、どんな生活をしてきたかご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、自立援助ホームについてご紹介します。（スライド４）

自立援助ホームとは、虐待を受けてきて、家族と暮らすことができない 15 歳から 22 歳の子どもたちを支援する施設です。それぞれ男子にも、女子にも定員６名の個室がありまして、生活、就労、就学、そして退去後の支援、そして地域の中で自立していく促進活動を行っています。

日本の法律、児童福祉法第６条の３項に基づいた厚生労働省の児童自立生活援助事業となります。毎年、どんどん増えていまして、全国には 232 ホーム、そして住所を明かさない子どもシェルターというのが 20 数団体ございます。

私たちは９年前、2013 年の春に奈良で初めての自立援助ホームを開設しました。この９年間で男女合わせて 72 名の 10 代後半の子どもたちを預かってきました。既に 65 名の子どもたちが私たちの施設を巣立って、地域で暮らしています。（スライド 13）

多くは児童養護施設の出身者です。（スライド 18）

子どもたちの多くは、保護者からの支援を受けることができないまま、仕事に就き、アパートを借りて一人暮らしを続けています。中には、高校を中退しましたが、再び通信制高校に編入する者、そして結婚して子育てをしている者もいます。（スライド 26）

自立援助ホームの３つの特徴を述べます。（スライド 40）

一つは委託措置、これは児童養護施設や里親さんと違って、親の同意がなくても本人がこのルールで頑張りますと言えば、生活できる施設です。２つ目は就労が前提だということです。働いて寮費を３万円前後、毎月払うことが条件です。そして、児童養護施設、里親と違うのは 15 歳から 22 歳までが利用可能だということです。これは日本政府の方針である 18 歳以降の支援を強化するという流れに沿っています。

次に新型コロナの子どもたちへの影響をご紹介しましょう。（スライド 41）

2020 年早春に発生した新型コロナの世界的流行は、奈良で暮らす自立援助ホームの子どもたちの日常生活を一変させました。

平時においてすら、不安定な生活を強いられてきた子どもたちは、国の自粛要請などによっ

て、2020 年２月の早い段階から就労機会を失うなど、一気に問題が顕在化したんです。（スライド 42）

その後も子どもたちの生きづらい状況は続き、あらんの家、ミモザの家のスタッフは、連日、入居者や退去者の支援活動を続けています。

しかし、子どもたちは被害を受けている弱い存在だけではなくて、新型コロナ禍においても逆境を乗り越えて、さまざまな人々とつながりながら、地域で懸命に生きていることをここで強調しておきたいなと思います。（スライド 35）

次に相談、入居依頼の増加についてご紹介しましょう。（スライド 44）

奈良だけではなく、日本全体で新型コロナの後、児童相談所の虐待通報が前年度の２倍、３倍に増加いたしました。児童相談所の一時保護所は満室となり、それに伴い、私たち自立援助ホームにも緊急の一時保護が出ました。その後も、第２波、第３波と新型コロナが感染拡大するごとに、相談や受け入れが増えたのです。また、当事者や民間団体、一般の方々からの通報もあり、東京や名古屋から家出した子どもたちを保護するケースもありました。大阪の子どもシェルターや、東京の Colabo（コラボ）などの支援団体からの入居依頼もありました。

特に 2021 年度は、家出する子どもたちから直接、相談を受けるケースがありました。親に知られないように、私たちは LINE や電話でやりとりして、電車の駅で待ち合わせて保護するケースも増えています。また、家庭が困窮しているため、高校に通いながらも、クラブ活動はやめさせられ、アルバイト代を生活費として、毎月７万円前後納めているという子どももいました。そういう子たちからも SOS がありました。これはいわゆる、ヤングケアラーといわれる存在です。そうした子どもたちの支援を警察と連携しながら、家出を協力して行い、施設入所となった子もいます。

新型コロナ禍によって、脆弱な家庭の問題はさらに深刻化しています。保護者は不安感、無力感が高まり、生活困窮から追い詰められて、思いどおりにできる相手を支配しないではいられなくなります。そして、児童虐待が起こると考えられています。

お父さんが失業して、もう就職活動に行かない。そして飲酒に、そして妻とのけんか、そして面前暴力から子どもへの暴力とつながっていきます。ケースの中には、もし子どもが学校に通っていたら虐待事案にはならなかったかもしれないというケースも見受けられます。さらに、性暴力の増加や、保護者からの性被害のケースもあります。

続いて、コロナは就労機会を失うことにもなりました。緊急事態宣言により飲食店に勤めていた子どもたちはいきなり雇止め、失業となりました。収入の減少により生活全般の不安や仕事の悩みを抱えるとともに、寮費が払えなかったり、そしてスマホの支払い困難に直面しました。（スライド 45）

新型コロナ禍によって退去した子どもたちは、パート、アルバイト、就労にかかわらず、正規雇用であっても生活は悪化していきます。退去者が失業し、再就職が決まるまでの間、栄養状態が悪化したケースがありました。こういう場合は食料支援も行っています。

収入が半減した世帯の割合は、年収が少ないほうが多くなっているといわれています。「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」というひとり親家庭の団体の調査によりますと、年収 200 万未満の世帯では、30.6%の世帯が新型コロナの影響で収入が半減したと答えています。

続いて、住み込み就労の子どもたちへの影響も大変な状態でした。（スライド 46）

新型コロナの影響は、例えば、トヨタの下請けである自動車の組立工場や、ホテルや、料理旅館の調理場などで順調に働いていましたが、一緒に働いていた外国籍の技能実習生に続き、大幅な賃金カットや契約期間を終えた後、雇止めとなりました。住まいも同時に失ったため、

出身の児童養護施設やアフターケア事業所と連携して、住居と再就職先を一緒に探しました。日雇いの建設業、解体業への転職など、なんとか生活を続けています。あるいは、一時的に仕方なく実家に戻ったケースもあります。

一方で、面白いこともあります。就労状況を見ていると、新型コロナの業態の変化もひしひしと感じることができます。例えば、日雇いの仕事を続けて、急に羽振りがよくなった男の子がいまして、どこに働いてるのって聞くと、「いやあ、Amazon の集配センターが関西で急きょ２カ所増えることになって、それの建設の日雇いの仕事がとっても高くて羽振りがええねん」と言う。新型コロナによって、家庭への宅配事業が増えたことが事業拡大の影響だといわれています。

次に、学びの格差も拡大しました。入居者、退去者とともに、通信制高校や定時制高校に通っていましたが、通学できない状態が続きました。（スライド 47）

入学式も中止となり、担任と連絡が十分に取れない状態が続きました。中古のスマホで Wi-Fi の電波が飛んでいるところだけで LINE などをしていた子が、オンラインの学習に参加できない状態に陥りました。

新型コロナの関連の助成金によって、私たちはノートパソコンを買ったり、学習支援のボランティアを派遣したりしましたが、そのことでなんとか卒業や進級することができました。しかし、中にはアルバイトを優先せざるを得なく、学生生活の質が悪化したケースもあります。まさに、学びの格差が拡大したと言えます。

その中で、公立通信制高校で学び直し、就労しながら２年遅れ、６年遅れで 2022 年３月に卒業式を迎えた子どももいます。（スライド 49）

また、高校卒業認定試験を受けて大学受験をし、見事合格した女の子もいます。（スライド 48）

なんとか寄附を集めて、複数受験ができるよう、私たちは、寄附型奨学金や就学支援のための貸付制度を活用するよう支援してきました。さらに、大学院に進級した退去者も１名います。

続いて、コロナはゲーム依存、睡眠不足にも影響しました。（スライド 50）

2020 年４月から５月は就労機会がなく、求人も激変、そして学校も自宅待機となったことから、自立援助ホームのホーム内で、密室で過ごさざるを得なくなりました。『荒野行動』というロールプレーイングゲームにのめり込みまして、昼夜逆転の生活が続いたこともあります。入居者間のコミュニケーションが良くなった側面もありますが、寝不足になるなど、健康面の課題もありました。また、外部のゲーム仲間から誘われて、詐欺被害に遭い、警察に被害届を出したケースもあります。

続いて、SNS や PayPay、LINE Pay、クレジットカードの影響です。（スライド 51）

スマホや SNS の普及によって、子ども・若者のお金の動きが見えなくなり、簡単に犯罪に巻き込まれるケースが増えています。スマホアプリケーションのポイント制度や、PayPay などのシステムによって、保護者が、お金の流れが分からなくなってしまいます。

私たち施設職員も子どもたち同士のお金の貸し借りが見えなくなりました。ゲームのチャットで出会った大人から課金制度により、多額の支払いを迫られ、女性にだまされたりするケースもありました。他人の自動車免許を写真に隠し撮りして、本人になりすまし、カーシェアで車を借りて、無免許で乗り回していた子どもが警察に捕まったこともありました。

続いて、新型コロナ禍によるメンタルヘルスの悪化です。（スライド 52）

感染拡大とともに、社会のあらゆる場面で感染拡大防止が最優先されるようになりました。そのことで、この間、さまざまな行動や活動が制限されました。仕事や学業に支障が生じただ

けではなくて、BTS や、好きなアーティストのライブや、ハロウィーンの仮装パーティーなどが中止になりました。心理的ストレスが高まり、気分障害、不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者もいます。コロナうつ、自律神経失調症、リストカット、そして薬を一瓶一気に飲むオーバードーズ、そして自死行為などの対応にスタッフはとても大きな心理的負担となりました。医師や臨床心理士にアドバイスを受ける重篤なケースも増えています。日本では、コロナ禍で 10 代、20 代の自傷行為、自殺が増えています。死亡原因の 1 位が自殺となっているのです。

その中で、女性特有の課題もあります。（スライド 53）

特に、新型コロナ禍によって性暴力事案が増えています。Twitter や LINE などの無料アプリを使って、男性と出会い、被害に遭う少女を保護することがありました。スマホによる位置情報を把握できたことで、警察に保護されたケースもあります。産婦人科のお医者さんに緊急避妊ピルを処方していただき、性感染症の検査も受けました。中絶手術を手伝ったこともあります。全国的には、今年、梅毒などの性感染症が 10 代の子どもたちに増えているそうです。

さらに、保護者や親族から性被害を受けてきた子どもたちへのトラウマケアにも私たちは取り組んだ一年でした。相談を受けても、これまで他府県の施設に育った経験から、入居に至らず、他の住居を探したケースもあります。スマホを預けるなら施設に入りたくない。もう、児童養護施設で苦労してきたから、施設暮らしはもう嫌だという気持ちを尊重した結果です。（スライド 55）

生活保護を申請して、さまざまなアウトリーチ活動を続けています。その他、妊娠の産前産後ケア、子育て支援など、また生活不安、学費の援助、そして家族、親族の相談、そして衣料品の費用、そして健康問題など多岐にわたることになります。

特別給付金などの保護者との確執、2020 年初夏の 10 万円の特別給付金は、全国で国の配慮によりまして、その住民票ではなく、居住実態に合わせて、子どもたちに直接 10 万円が支給されました。（スライド 58）

子どもたちは、生活を立て直す意味で、貴重な 10 万円だったと思います。しかし、その受け取りの前後、今まで連絡がなかった親御さんから連絡が来たり、私がもらう権利があると主張したり、スタッフは親子に緊張した対応をせざるを得ない場面がありました。

また一方、別れた母親が就労先の工場が新型コロナで倒産して、継父と夜逃げ同然に行方不明になったために、そのお母さんが借りていた福祉貸付金の返済を肩代わりせざるを得ない子どももいました。弁護士のアドバイスを受けたり、緊急小口資金の貸し付けを利用したりしたこともあります。

最後に、孤立させないということをお話ししたいと思います。（スライド 63）

とにかく、こうした子どもたちを地域で孤立させてはならないということを強く強調したいと思います。子どもたちは、低学歴による低所得の悪循環、不安定な就労で生活が立ち行かず、離職率や転職率が高く、家賃が払えなくなるケースが多くなっています。新型コロナの影響で、いったん離職すると、家賃やスマホ代金を払うことができず、住み込み就労や、空き家で暮らすことになります。借金が重なり、生活保護を受けるケースもあります。社会の中心からはじき出されることで、万引きなどの犯罪をしたり、居所不明になったりすることもあります。

あらんの家、ミモザの家では、こうした悪循環を食い止めるため、彼らからの SOS を待つことなく、こちらから出掛けていく活動を続けています。（スライド 2）

私たちは、いつまでも、「ただいま」って帰って来られる居場所と、「私ってあてにされてるやん」と思える出番を子どもたちとこれからも続けていきたいなと思います。（スライド 80）

どうも、ご静聴ありがとうございました。

（白石）浜田進士さんからは、虐待を受けてきた子どもたちのシェルター的な役割を果たしている、自立援助ホーム「あらんの家」、「ミモザの家」の運営、利用状況等について紹介がありました。とても貴重な事例共有をありがとうございました。

以上、各国２名の代表者からご報告いただきました。皆さん、素晴らしいプレゼンテーションをありがとうございました。

これから少し休憩を挟みますが、その後、オンラインでレビューセッションが行われます。レビューセッションでは、各国から代表者１名がご登壇いただくことになっており、ファシリテーターは朴梅花さんにお願いしたいと思います。休憩の間に、ファシリテーターを含む４名の皆様、ご準備をお願いいたします。ありがとうございました。

自立援助ホーム「あらんの家」＆「ミモザの家」の現場から

NPO法人　青少年の自立を支える奈良の会　理事長
自立援助ホーム　あらんの家・ミモザの家
統括施設長
浜田　進士

（スライド1）

自立援助ホーム「あらんの家」



ミモザの家（女子ホーム）



（スライド2）



（スライド3）

2、自立援助ホームとは？

『自立援助ホーム』とは、虐待などを受けて、家庭で暮らすことができない**10代後半の子どもたち**を保護する施設。個室を提供し、生活支援・**就労支援**・就学支援・**退居者支援・社会的自立の促進**をおこなう社会的養護の小規模施設。

児童福祉法の**第２種社会福祉事業**として厚生労働省により位置づけられている。全国に**234ホーム**（8月1日現在）類似系☛「**子どもシェルター**」

（スライド4）

女子ホーム「ミモザの家」



（スライド5）

15歳～おおむね20歳まで



（スライド6）



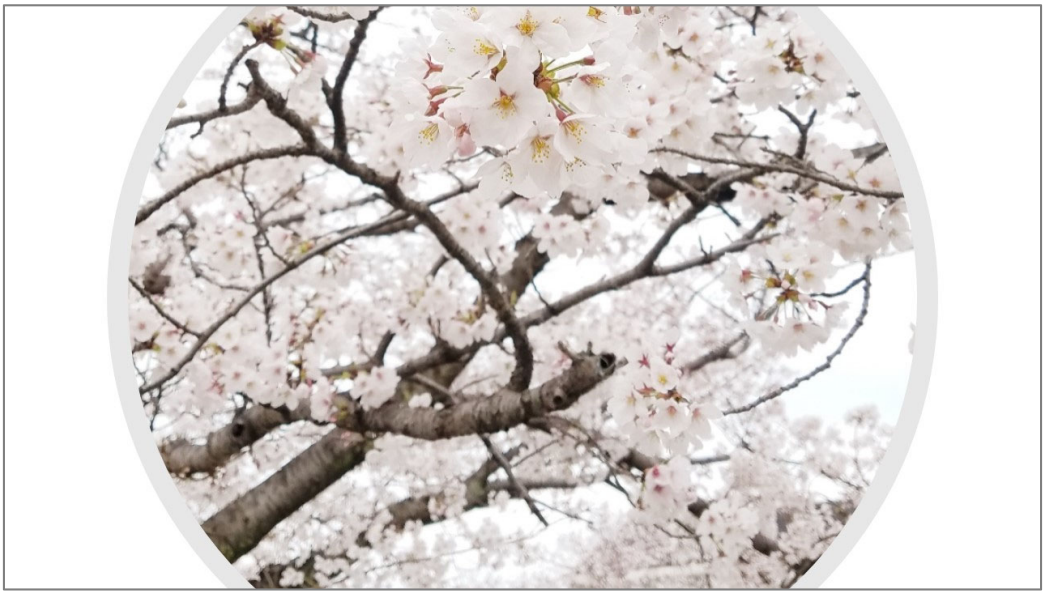
（スライド7）



（スライド8）



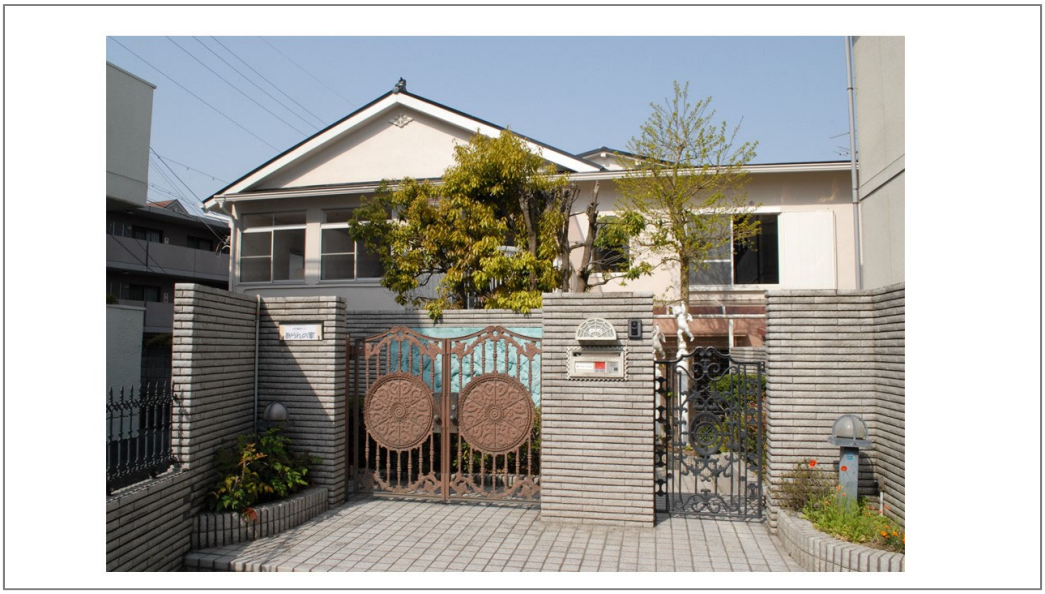
（スライド9）



（スライド10）



（スライド11）



（スライド12）

自立援助ホーム「あらんの家」

- 2013年5月に開設。これまで９年間のべ５６名の子どもが生活をし、実質５２名が退居している。
- 定員6名（奈良市芝辻町）
- 現在３名が生活する
- 緊急一時保護にも対応

（スライド13）



（スライド14）



（スライド15）



（スライド16）



（スライド17）



（スライド18）



（スライド19）



（スライド20）



（スライド21）



（スライド22）



（スライド23）



（スライド24）



（スライド25）



（スライド26）



（スライド27）

自立援助ホーム「ミモザの家」

- 2020年5月開設　３名が生活　　３年目！
（15歳１名、16歳1名、18歳１名）
すでに16名が利用
定員6名（奈良市尼辻北町）
- 緊急一時保護で14歳の女性を1週間おあずかりしたことも。その他入居には至らないが、食事の提供や着替えの提供、若年出産支援などを実施。

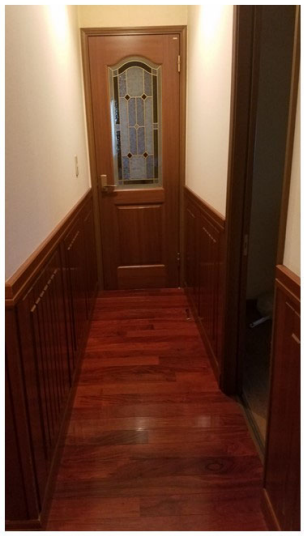
（スライド28）



（スライド29）



（スライド30）



（スライド31）



（スライド32）



（スライド33）



（スライド34）



（スライド35）



（スライド36）



（スライド37）



（スライド38）



（スライド39）

自立援助ホームの特徴

①**委託措置**

措置施設ではなく、利用者申し込みによる入居制度
本人の意思で利用、親権者の同意の必要がない。

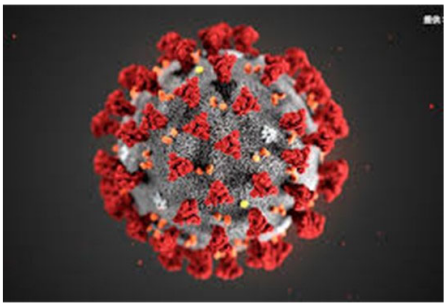
②**就労自立**

養育を目的とするのではなく、就労自立を目指して練習する場
収入を得て、利用料を支払う。（近年、就学も増加）

③**15歳～22歳**

2009年～18歳・19歳が利用可能、2017年～22歳年度末まで
2023年？　25歳まで？年齢制限撤廃？
児童養護施設の次のステップ→家庭から直接入居が半数超に

（スライド40）



2，新型コロナウィルスと子どもたち

2020年2月以降、皆さんもこのウィルスにはいろんな感情が沸き起こっているでしょう。

（スライド41）

2020年3月、突然仕事がなくなる



（スライド42）



（スライド43）

3，相談・入居依頼の増加



（スライド44）

4、就労機会を失う



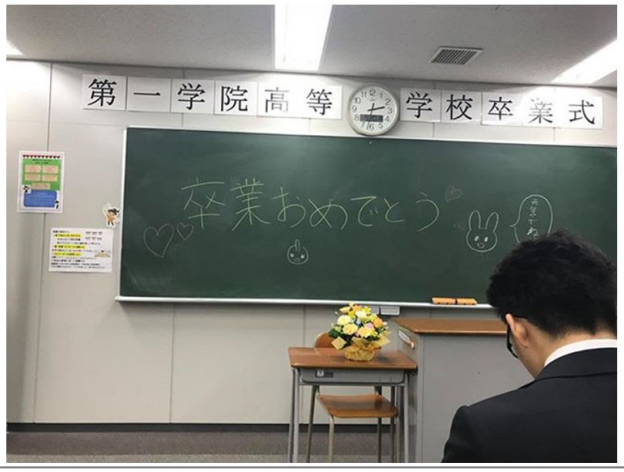
（スライド45）

5、住み込み就労の難しさ



（スライド46）

6、学びの格差が拡大



（スライド47）



（スライド48）



（スライド49）



（スライド50）



（スライド51）

9，メンタルヘルスの悪化



（スライド52）

10，女性特有の課題

- 新型コロナ禍により**性暴力事案が増えている**。TwitterやLINE等の無料通話アプリを使って出会い、被害にあう。位置情報を把握できたことで警察に保護されたケースがあった。
- 産婦人科医院にて緊急避妊ピルを処方していただき、性感染症の検査も受けた。中絶手術を支援するケースもある。さらに保護者や親族から性被害をうけてきた子どもたちへのトラウマケアにも「ミモザの家」のスタッフは取組んだ1年半だった。

（スライド53）



（スライド54）

•相談をうけても、これまで他府県の施設で育った経験から、入居に至らず、他の住居を探したケースもあった。

•**生活保護申請**をして、**衣食・生理用品の提供**などアウトリーチ活動を続けている。

•その後、妊娠産前・産後ケア、子育て支援を筆頭に、生活不安、学費や学校、アルバイトの収入減、家族・親族の問題、衣食の費用、健康問題など、多岐にわたり支援を続けている。

（スライド55）

（女性特有の課題　続き）

•背景として、女の子たちの家庭は、「性別役割分担意識」が比較的強く、「女の子だから高校にいかなくてもいい」「女の子だから家事に専念してほしい」などと親が子どもたちの自立を阻害する場合がある。

↓

•**新型コロナ禍で女の子の方が、相対的に「子どもの貧困」は深刻になっているかもしれない。**

（スライド56）



（スライド57）

11，特別給付金など保護者との確執



（スライド58）

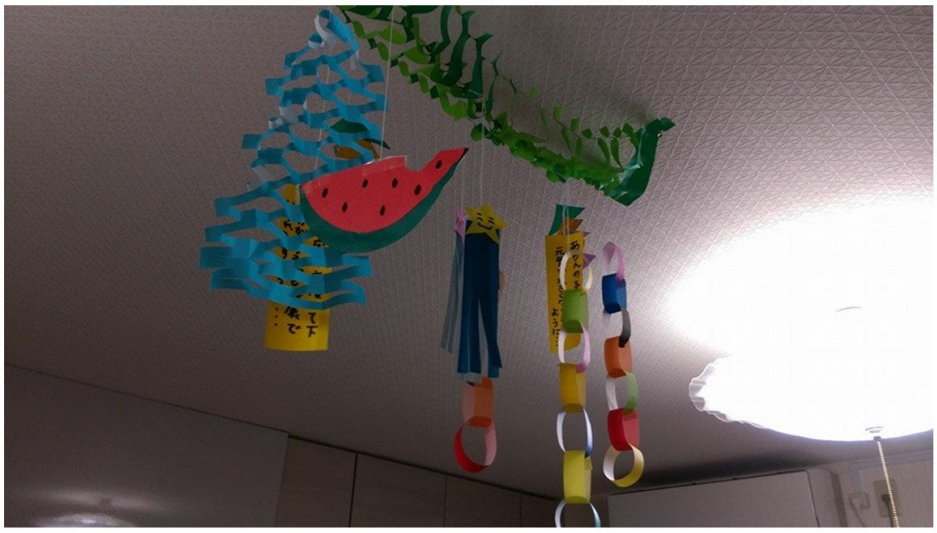


（スライド59）

自立援助ホームでの生活

- 夕食を作ってくれる、食卓が静か、みんなでテレビ見て笑うんだね
- おとなって働き者なんだ。
- 朝、お弁当を作ってくれる　「おかえり」と言ってくれる
- 「ありがとう」と返してくれる
- 泣いたり、否定的なことをいっても怒らない、切れない、殴らない
- **最初は安全と安心が一致しない（不安な状態）【後述】**
  （こんな安全な状態が、長く続くことが信じられない）

（スライド60）



（スライド61）

入居後　数か月後の変化

↓

ホットした、うれしい、
守ってくれる　こんなおとなもいるんだ
将来のこと考えてもいいかも
過剰に甘える
過剰な要求行動（他害行為）
だれだれさんよりたくさんほしい

（スライド62）



12，孤立させ
せない

（スライド63）



（スライド64）



（スライド65）



（スライド66）



（スライド67）



（スライド68）



（スライド69）



（スライド70）



（スライド71）



（スライド72）



（スライド73）



（スライド74）



（スライド75）



（スライド76）



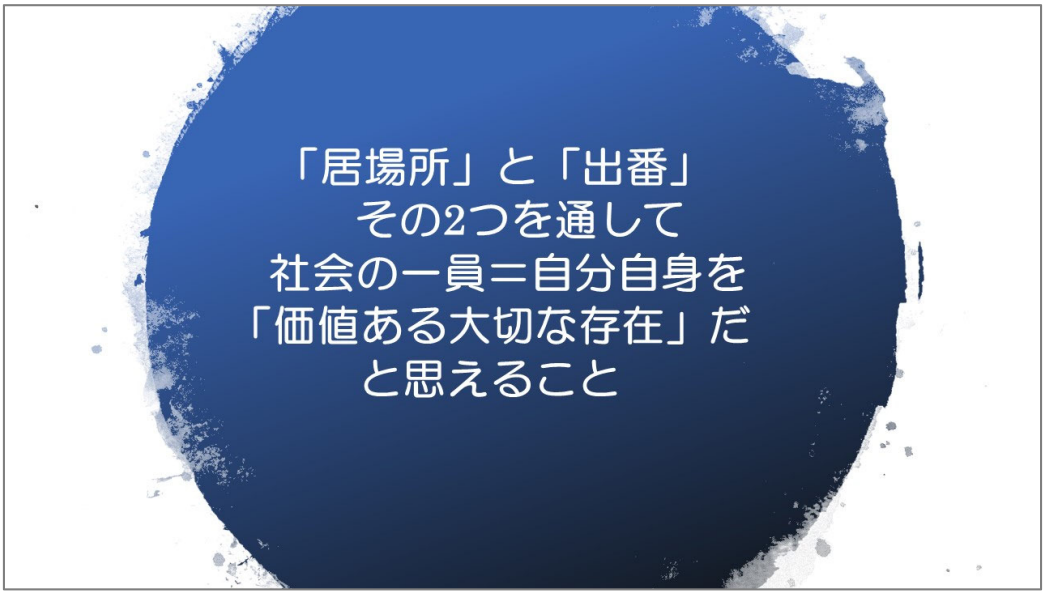
（スライド77）



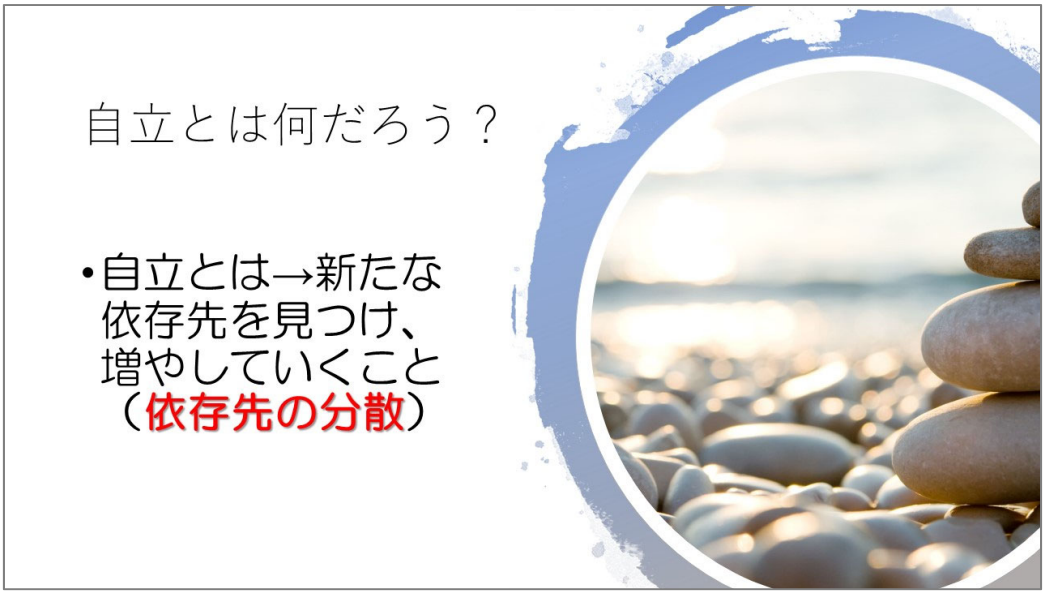
（スライド78）



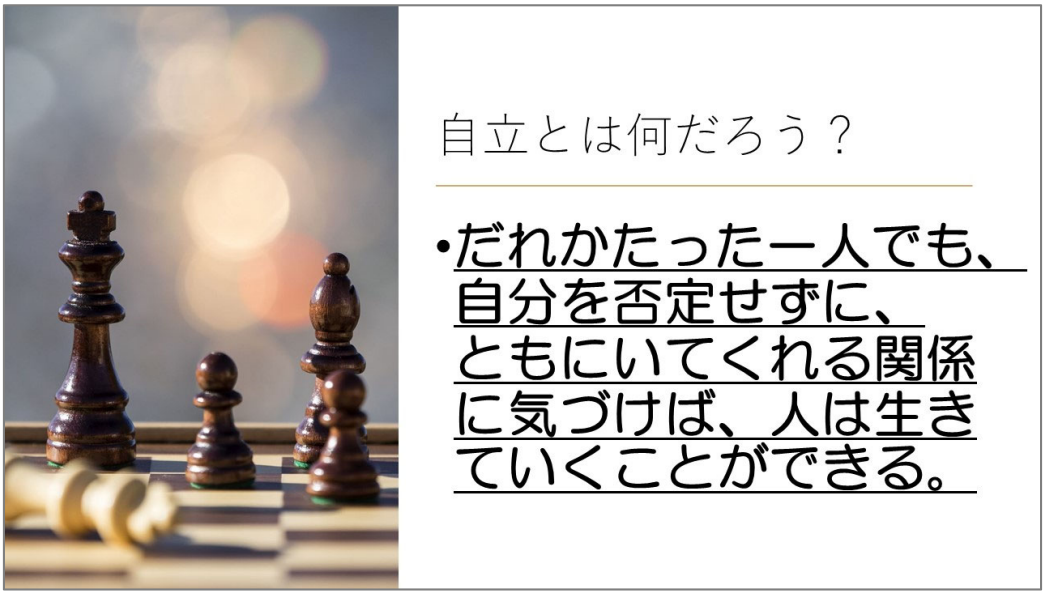
（スライド79）



（スライド80）



（スライド81）



（スライド82）



（スライド83）

４．レビューセッション

司会・通訳：朴梅花（Piao Meihua）　東アジア環境情報発伝所 事務局長
（韓国）　南英燦（Young-Chan NAM）　韓国ボランティアフォーラム 会長
（中国）　黄浩明（Huang Haoming）　中国市民社会団体国際協力促進協会
名誉会長、アジア・フィランソロピー研究所 所長
（日本）　渡辺由美子（Yumiko Watanabe）　キッズドア 理事長

（白石）さて、お時間になりましたのでレビューセッションに入らせていただきます。
この度、3 カ国から 3 名の代表者をスピーカーとしてお迎えすることができ、大変光栄に思います。中国からは中国国際民間組織協力促進会名誉会長の黄浩明さん、韓国からは韓国ボランティアフォーラム会長の南英燦氏、日本からはキッズドア代表の渡辺由美子さんにご登壇いただきます。
それでは梅花さんにバトンをお渡しします。よろしくお願いします。

（朴）それでは、皆さんこんにちは。レビューセッションの通訳・進行を担当させていただきます、朴梅花（ボクバイカ）と申します。よろしくお願いいたします。
このセッションは、日本時間の午後５時半迄であり、日中韓３言語の通訳が入ります。なので、それぞれゲストの皆さまには申し訳ないのですが、発言の時間を２分までとさせていただきます。どうぞ時間厳守のほうよろしくお願いいたします。
それでは、まず韓国側の発表について、中国、日本側の登壇者にコメントを伺います。まず、中国の黄浩明さんよりお願いいたします。

（黄）私からは、まず、韓国の事例発表、それから基調講演に対して、非常に素晴らしかったというふうに思っております。だいたい５点ぐらいがありますが、まず１点目は、発表の内容の目標が非常に明確な内容でございまして、例えば、虐待児童の事例、それから退所した青少



年の自立、独立支援など、非常に分かりいやすい内容でご説明されました。

２点目は、それぞれの内容が非常に長期的に行われまして、さらには地域のベース、それからコミュニティーのベースと行われていることが、よく分かりました。こういうことによって、児童保護においては、よりディテールで、それから具体的な事例に、またその対策につながるということが分かりました。

３点目ですが、それぞれのサービス、または活動が、非常に専門性があるということが分かりました。例えば、韓国の場合は、先ほどの各種紹介の運動（活動）であったり、または黄色いリボンの活動であったり、こういうより専門的なサービスが大事だということが分かりました。

４点目は、コミュニティー、市民社会だけではなくて、地域のいろんな人々、それから児童センター、または政府、こういう多方面、多次元的な協力が必要であるというのが、分かりました。

最後、５点目なんですが、このように社会全体が努力して、力を一つにすることで、地域の問題をさらに政府に施策提案して、最終的な児童におけるさまざまな問題、課題の解決につながるということでした。以上です。

（朴）次に、日本側の渡辺由美子様に韓国からの発表について、コメントをお願いいたします。

渡辺様、少々お待ちくださいね。ごめんなさい。

（南）まず、日本の渡辺理事長の発表、非常に興味深く、また印象深く聞かせていただきました。特に、日本の貧困の、困窮の子どもの比率、割合がそこまで高いということ、本当にびっくりしてしまいました。これは、日本の政治的な、あるいは社会的なある種の構造によって、このような結果につながったんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、今後も児童貧困を防ぐ、いろんな法律であったり、またぜひ、法律が改善されて、子どもの貧困問題を解決し、誰でも子どもの貧困が私たちの問題ではなくて、それこそ、この社会全体の問題ということをぜひ意識を広げて、この問題に一緒に解決していきたいというふうに思っております。

また、もう１点非常に印象深かったことは、子どもに対しての支援ということは、それは、実は社会への支援、福祉ではなくて、未来への投資ということが、非常に印象深くよい話だと思っております。これは韓国でも、同じ認識を持って、さらなる子どもの貧困問題、さまざまな問題につなげていきたいというふうに思っています。

（朴）ありがとうございました。それでは、ごめんなさい。順番がちょっと前後してしまいました。渡辺理事長、韓国側の発表について、コメントをお願いいたします。

（渡辺）はい、渡辺です。大変申し訳ないのですが、今日参加するのが、少し遅くなりまして、韓国の方の発表をしっかりとお聞きできませんでした。ただ、非常に感じたのは、やはり、日本も、中国も、韓国も、子どもたちが厳しい状況にあり、それに対して、さまざまな市民活動、また、国が対応しているということで、まず、それは非常に重要だと思っています。

特に、このコロナの中で、ますます大変になっている子どもたちが日本の中でも増えています。さらに今、世界情勢が非常に不安定になる中で、日本でも物価高騰という問題が出ていますが、恐らく、韓国や中国でも、そのような問題が出てきて、さらに子どもたちが大変な状況になるであろうというふうなことが想像されます。

そういう中で、本当に、皆さまがされていることというのは、素晴らしいと思いますし、私たち、日本でも皆さまのご発表を参考にして、さらに子どもたちの支援をしていきたいとNPOを運営する立場から思いました。本当に今日はどうもありがとうございました。

（朴）ありがとうございました。それでは、中国の発表について韓国、それから日本のコメントをお願いしたいと思います。
それでは、韓国の南会長からお願いしたいと思います。

（南）中国の発表についてですが、中国の基調講演については、所長の、佟丽华所長のお話の中で、子ども、未成年者に対しての法律を非常によく紹介してくれました。特に、この６大、いろんなセクターによる保護がしっかりされているということを勉強することができました。
また、もう一点は、児童の保護には、新しいそれこそ技術の発展にも注目しての対応が非常に重要なんです。特に、インターネット社会における、子どもの、児童の保護が非常に重要ですけれども、韓国にも非常によい参考点を提供いたしました。
また、中国の事例発表に対してですが、子どもの保護ということは、その保護活動、サポートというものは政府だけではなくて、民間による努力が大変重要なのですが、中国はそういうところで多様なセクターがさまざまな活動を行っている、そういうことで、一部を補っている、足りないところを補っていることを、非常に喜ばしく思っております。
このような事例を今後も、韓国としても参考にして、また活用していきたいというふうに思っております。

（朴）はい、ありがとうございます。それでは、中国の発表について、日本側の渡辺理事長のコメントをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（渡辺）私はまず、今日の会議に全て参加できなかったことを、皆さまにおわびしたいと思います。その上で、中国の発表について、私がすごく思ったところでは、６大保護というところで、本当にインターネットも加えて、新しい保護をされていくということは、とても画期的だと思います。
日本の状態をお伝えしますと、今、こども家庭庁という庁が来年からできるということで、それに伴い、こども基本法という法律を作りまして、子どもの保護をしていこうということがございます。ただ、このこども基本法の中で、どれだけ子どもたちのことを守れるのか、子どもが尊重されるのかということは、これから、まだまだ議論を重ねて行かなければいけないと思いますので、本日の韓国のご発表、中国のご発表を生かしながら、私どもも、政府にお伝えしていきたいと思っております。以上です。

（朴）ありがとうございました。それでは、日本側ですね。日本側の発表について、韓国側は発表を今されましたので、中国の黄浩明さんにコメントをお願いしたいと思います。

（黄）ありがとうございます。まず、その前に少しだけ韓国の基調講演部分の金教授に対して少しだけコメントしたいと思います。韓国の子どもの支援、市民社会による子どもの支援に対して、非常によく全体をまとめてくれました。特に国際組織、最初は国際組織によるいろんな支援活動が行われて、それが徐々にローカル、それから国内に定着して、国内の団体の活動に

変わったということが、特に中国にも大きな示唆を示してくれました。

それでは、日本側の発表について、私のコメントをさせていただきます。日本側は１つの基調講演と、それから２つの事例発表、非常に素晴らしかった。同じく、５点ぐらいまとめさせていただきました。

日本のさまざまな活動団体は、子どもたちが直面した問題、困難を、本当にある意味でもうそのまま、そればかりを本当によく、それぞれの問題を、それぞれの困難を一つずつ解決するような活動団体があるというような印象を受けました。

また同時に、いろんな問題があるんですが、その問題に対して、本当にしっかり分析をされていることが分かりました。とりわけ、今回コロナということで、どのような新しい問題が子どもに出るか、または家庭に出るかということをよく分析されて、それを解決しようというふうな努力が分かりました。

４点目ですが、子どもたちは成長するに当たって、その成長段階において、さまざまな課題・問題があると思うんですが、それに対しても、さまざまなアプローチをして解決をするところ。

５点目は、子どもたちが例えば退所した後も、就職活動もサポートすることで、自分探しができて、また、社会、コミュニティーとともに発展するようにすること、これも非常に印象深かったです。ありがとうございます。

（朴）ありがとうございました。それでは、最後に次回のフォーラムに向けて、皆さんに一言ずつお願いをしたいと思っております。まず、韓国の南会長からお願いしたいと思います。

（南）そうですね。本日は３カ国がお互いに学び合って、また、さまざまな知っている経験、知っていることを共有し、あらためて研究するという場だと思います。非常に有意義な場だと思っております。同時に、なぜ、私たちのこの東アジア市民フォーラムが持続的にこれから開催しないといけないということも、あらためて確認できた場ではないかなというふうに思っております。

子どもの福祉ということは、先ほど日本の話と同じように、それは福祉ではなくて投資であるということを、ぜひ明記いたしまして、また、ただの単純な支援ではなくて、社会全体の責任ネット、セーフティーネットであるということをぜひ市民と、それから政府がバランスよく、それぞれの役割を果たして解決していけたらというふうに思っております。本日は、非常に有意義な話、どうもありがとうございました。来年は、ぜひ韓国で皆さんと対面でお会いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

（朴）ありがとうございました。それでは、次回のフォーラムについて、中国の黄浩明理事長にお願いいたします。

（黄）まず、日本側ですが、今回の会議を準備していただきました日本側に、非常に感謝申し上げます。お疲れさまでした。

それから日本と韓国の事例発表は本当に中国の市民社会には、たくさん学ぶことがありまして、さまざまなヒント、それから示唆点を教えてくれました。本当に私たちにとっては、よい学びの機会、よい学びのフォーラムでした。

同時に、古い友人、それから新しい友人たちも、オンラインですけれども、お会いできて、心からうれしく思っています。ぜひ、来年はオフラインで皆さんにお会いできて、またそのコ

ミュニティー、団体訪問もして、さまざまな問題をより深く議論することができればというふうに思っております。

来年のテーマですが、例えば、コミュニティーにおける慈善事業、それからサービス、または、中国は体と心に障害がある人口が今 8,000 万人を超えておりまして、彼らをどういうふうにサポートするか、非常に大きな課題にもなっておりますので、ぜひ、もし可能であれば、そういう政策であったり、それぞれの国のよい政策、または市民社会として行われているいろんな活動など、来年もし、学べればというふうに思っております。本当に今日はありがとうございました。

（朴）ありがとうございます。最後に、私が今、混乱しいてしまいました。渡辺理事長に来年に向けて、一言お願いしたいと思います。

（渡辺）はい、ありがとうございます。本当に世界の中で、この後ますます格差が広がっていったり、困難な状況になるのではないかと思っています。そういう時に常に被害を受けるのは弱い子どもたちなので、子どもたちをいかに支えるかということは、ますます重要になっていくと思います。

そういう中で、本当に、このように中国、韓国、日本という三国がいろいろな情報を交換するということは、非常に有意義で、私たちもたくさんの学びがありました。これをぜひ続けていければと思っております。

例えば日本では、子どもというのは親が育てているものという意識が非常に強く、なかなか政府とか、コミュニティーというものが支援をする体制というのが、今まであまりありませんでした。ようやく最近、いろんな取り組みが出てきましたが、まだまだやっていかなければいけないと思っております。

例えば先日、政治家の方とお話をする時に、日本では養育費の受け取り率というものが非常に低いので、それがひとり親の貧困の原因になっているんですけれども、それについて韓国が非常に進んだ取り組みをしているというお話を差し上げたところ、日本でもやらなければいけないなというふうなことをおっしゃっていただきました。

このように、中国や韓国の様子を知っていて、そういった中で日本の位置づけをどうするのかというふうなことを語れるということは、非常に強いメッセージになるというふうに思っております。

その意味でも、お互いにしっかりと情報交換をして、それぞれの子どもたちがさらに幸せにいけるようにというふうなことをやっていればいいなと思いました。本当に今日はどうもありがとうございました。

（朴）ありがとうございました。皆さん、ありがとうございました。ご協力ありがとうございました。

（黄）ありがとうございました。

（渡辺）ありがとうございました。

５．閉会挨拶



白石喜春(Yoshiharu Shiraishi)
公益財団法人公益法人協会 調査部主任

梅花さんによるファシリテーションと通訳は、本当に素晴らしいものがありますね。梅花さんの３ヶ国語を同時に操る通訳に毎回驚かされます。ありがとうございました。

これにて第 13 回東アジア市民社会フォーラムは終了となります。

金亨謨さん、佟丽华さん、渡辺由美子さんからの基調講演、李培根さん、鄭茂晟さん、白亚琴さん、涂梅さん、栗林知絵子さん、浜田進士さんからの事例報告は、いろいろと学ばさせられるところがあり、私たちにとって大変参考になりました。

また、レビューセッションでは活発な意見交換が行われ、中国の黄浩明博士からは、来年開催される第 14 回フォーラムのテーマについてご提案があり、大変光栄に思った次第です。

みなさん、本当にありがとうございました。

さて今回、コロナ禍という状況の中で、このような国際フォーラムを開催できて本当に喜ばしい限りです。今年はパンデミックのため、直接お会いすることはできませんでしたが、それでも何もしないよりは、こうしてオンラインでイベントを開催し、インターネットを介してお会いした方がよいと思います。

第１回東アジア市民社会フォーラムを東京で開催してから 13 年、この長い歴史が私たちの関係をより強固なものにしたことは、すでにご承知の通りです。

地理的に見れば、３カ国の社会、文化、ライフスタイル、個人的感情、そして社会問題や課題までもが非常によく似ています。なぜなら、私たちは距離的にいつもそばに寄り添っていて、大切な隣人の存在を拒むことができない、むしろ家族のようなものだからです。だからこそ、私たちは将来にわたって社会問題を解決し、より良い社会を共に創っていくためのベストパートナーでなければなりません。

国と国の間には、様々な事情で対立することがあるにしても、それはただの兄弟喧嘩だと思えばいいわけで、「喧嘩するほど仲がいい」ということわざもありますし、私が何を言わんとしているかご理解いただけると思いますが・・・。つまり、私が言いたいのは、前を見て進んでいく者だけが、より良い社会、未来を手にする、創ることができるということです。

私たちの場合、韓国、中国、日本の３カ国は 2009 年から市民社会レベルで前進し始めました。私たちの明るい未来のために、３カ国が協力し、ポジティブ思考で建設的に社会問題を解決するために、さまざまな経験や知恵などのリソースを交換し続ける必要があります。

私の知る限り、少なくとも私たち３カ国は、このような気持ちや考えがすでに備わっております。だからこそ、2009 年からこの国際フォーラムを継続して開催することができたのだと思います。もし、皆さんの賛同が得られるのなら、このアイデアと共にこの国際フォーラムを成長させ、私たちの明るい未来のために前進し続けていけたらと考えております。

来年は韓国がホスト国となり第 14 回東アジア市民社会フォーラムを開催することになりますが、「With Covid-19 policy」が広がり、世界各国で水際規制が大幅に緩和・撤廃される中で、来年こそは韓国のどこかの都市で直接フォーラムを開催できることを切に願っております。来年早々から、第 14 回東アジア市民社会フォーラムの開催に向け主催 3 カ国で議論を始めることになります。テーマ、開催場所、開催形式などの開催要領が決まり次第、皆様にお知らせします。

ご参加いただいた皆様、本日は本当にありがとうございました。また来年、韓国でお会いできることを楽しみにしています。ありがとうございました。

６． 記念撮影

（白石）それでは、全員で集合写真を撮りたいと思います。会場の皆さん、まだ Zoom ミーティングを離れないでください。スクリーンにご自分の姿を映してください。

朴さん、中国語と韓国語に翻訳していただけますか？



オンライン参加下さった方々（参加者表示画面の一頁目のみ表示）

＜登壇者略歴＞



Takako Amemiya

President, Japan Association of Charitable Organizations

She completed her doctor course at graduate school of Law, Keio University.
She was previously a professor at Graduate School of Law, Meiji Gakuin University, specializing in Civil Law (public interest corporations, specified nonprofit corporations, family law) and trust law. She served as a committee member of Public Interest Commission until 2016 and has been in her current position since 2017.



Young Chan Nam

President, The Korea Forum of Volunteerism

1977. Seoul National University (B.A. in Law)

Legal: 1987. Judge, Seoul District Court; Seoul Eastern District Court

1998. Judge, Seoul High Court

2003. Presiding Judge, Judicial Researcher, Supreme Court

Corporate: 2005. Chief Business Ethics Officer of SK Telecom

2007. Chairman of Committee of Business Ethics under the Federation of Korea Industries

2011. President of SK Telecom GR&L

2018. Current Co-president of Korea Volunteering Conference

2018. Current Director of Korea Gambling Control Center



Wang Xiangyi

Vice Chairperson & Executive Director, China Association for NGO Cooperation (CANGO)

She has rich working experience on climate change, Corporate Social Responsibility (CSR), environmental education and other fields. In 2007, she engaged in establishment of Civil Climate Action Network (CCAN), and started to support Chinese NGOs' capacity building, international exchange and joint action on climate change. In past 14 years, CCAN has supported more than 100 person times to participate in UN Climate Change Conference, and shared Chinese NGOs practical experience and policy recommendations by organizing side event, press conference and submitting position papers. In 2015, she started to support Chinese NGOs to participate in emerging multilateral advocacy platforms such as C20 and Civil BRICS. Previously, she worked as a consultant for forest team of WWF Beijing office.

Hyung Mo Kim

Kyonggi University, Department of Social Welfare, Professor



Graduated from University of Minnesota, School of Social Work, M.S.W. & Ph.D., and Yonsei University, Department of Social Welfare, B.A. & M.A.career. Job careers include Korean Society of Child Welfare, Chairperson and Center for Advanced Studies in Child Welfare, Research Associate Published book includes “Child Welfare”.

Tong Lihua



Director of Beijing Zhicheng Law Firm, Director of Beijing Children’s Legal Aid and Research Center, Director of Beijing Zhicheng Migrant Worker’s Legal Aid and Research Center, Visiting Scholar of the Law Schools of Yale University and Columbia University, Supervisor of China Young Volunteers Association, Vice President of Beijing Charity Association, Director of Public Interest Legal Service and Social Responsibility Committee of the All China Lawyers Association, and Director of Beijing Juvenile Law Society.

He has participated in the drafting or demonstration of hundreds of laws, regulations and policies, and is a major participant in the reform of the law on the protection of minors. Many of his suggestions have been delivered as relevant laws and policies.

Yumiko Watanabe

Certified NPO Kidsdoor



Watanabe founded Kidsdoor in 2007 and obtained government’s authorization to establish NPO Kidsdoor in 2009. With the concept of materializing the society where all children can have hopes and dreams, Kidsdoor’s activities continue to expand. Watanabe serves as a member of the Experts’ Committee on Measures against Child Poverty as well as Social Security Council, Ministry of Health, Labor and Welfare.

Bae geun Lee



President, Korea Association for the Prevention of Child Abuse and Neglect, President, Korea NPO for the UN CRC

Education : Graduate School of Yonsei University(M.Ed)
Graduate School of Kangnam University(Ph.D)

Career : ex-President of Korea Youth Counseling & Welfare Institute
ex-President of Save the Children Korea /ex-Coordinator of UNICEF Korea

Book(works): Theory and Practice of Child Abuse and Neglect / Child Rights Korea

Moo sung Chung



Professor, Department of Social Welfare, Soongsil University (Seoul)

Education: Ph.D in Social Service Administration, University of Chicago

Career : Chairman of the Board of Directors, Happy World Welfare Foundation, President, Soongsil Cyber University (2013~2021)
President, Korea Social Welfare Academy (2019)
President, Korea NPO Academy (2016-2017)

Bai Yaqin



President of Beijing Women and Children Social Services Development Association, Chairperson of Beijing Happy Family Center for Promoting Popular Science, Education and Public Welfare, Supervisor of China Association for NGO Cooperation, Founder of the Fund for Women and Children's Health at China Social Welfare Foundation, Expert at Women and Children's Care Committee of China's 13th Five-Year-Plan, Doctor of Psychology, Family Education Expert, Marriage Expert, Advocate of High-quality Companionship in China, Founder of White Angels Fund.

She has long been serving the field of women and children and working on building happy families in China for nearly 28 years.

Tu Mei

President, Qingshen County Center for Women & Children Development



Ms. Tu Mei became a volunteer to devote herself to public welfare in 2016 and joined the Qingshen County Center for Women & Children Development in 2017. In September 2020, she served as the President of Qingshen County Center for Women & Children Development in charge of the overall work of the organization and women's development projects. She has strong communication and assistance capabilities, and extensive experience in women's development, children's care, and grass-roots governance. In 2020, she was awarded as the Excellent Volunteer for the Prevention and Control of COVID-19 in Meishan Sichuan; In 2021, she was awarded the title of "Advanced Individual in Youth League Work in Qingshen County in 2020"; In 2022, she was named the March 8th Red-banner pace-setter.

Chieko Kuribayashi

President, Toshima Children's WAKUWAKU Network, a certified nonprofit organization.



Member of the Board of Social Welfare Commissioners and Children's Commissioners, Expert Member of the Council for the Utilization of Dormant Deposits, etc. Resident of Toshima-ku, Tokyo, Chieko Kuribayashi has been involved in the operation of Ikebukuro Honcho Play Park since 2004 and has been involved in community activities since then. She is a self-professed "nosy aunt".

In order to watch over and nurture local children in the community, she supports children and families in a companionate manner by providing places for children such as play parks, free study support, and children's cafeterias.

Shinji Hamada

The chairman, "Seisyounen no Jiritsu wo Sasaeru Nara no kai "Non-profit organization.



He operates the Youth Independent Assistance Home named "Aran's House" (boys home) and "Mimosa' House" (girls home) in Nara city. (West Japan)

Career: Deputy representative, General Research Institute on the Convention on the Rights. Special Consultative Status with the United Nations Economic and Social Council. (2013-present)
Associate Professor, Kwansei Gakuin University. Education (2009 -2013)
Associate Professor, Seiwa College. (2005 - 2009)

Facilitator of Education for the Convention on the Rights. (2000 - 2005)
Secretary-general, Japan International Center for the Rights of the Child (C-rights), established in 1992, is a certified as Non-Profit Organization (NPO) that works towards the realization of the rights of all children around the world. (1992 - 2005)
The Japan Committee for UNICEF United Nations Children's Fund (1985 - 2005)

Education: Master of urban policy, OSAKA CITY UNIVERSITY, Osaka (2005)

Huang Haoming



Executive Dean of Asia Academy of Philanthropy in Hainan; Professor of China Philanthropy Research Institute of Beijing Normal University; Professor of China Global Philanthropy Institute; Adjunct Professor of Institute for Philanthropy Tsinghua University, Adjunct Professor of School of Public Administration, Beijing University of Aeronautics and Astronautics, member of Advisory Board of Centre for Innovation in Health Management (CIHM), Leeds University, UK;

Piao Meihua



She is a Chinese, working at an environmental NGO, East Asia Environmental Information Center in Japan as a volunteer from 2005. She mainly carried out environmental cooperation between NGOs in China, Japan and South Korea, especially in areas like water pollution, green supply chain and climate change.

Yoshiharu Shiraishi



Senior Research Associate, The Japan Association of Charitable Organizations

He has MA and Ph.D. Candidate in Geography (Kanazawa University). He is a guest researcher at Kanazawa University, a president of Japan International Institute for Volunteering Research, an Advisory board member of Totoro Fund, etc.

第１３回東アジア市民社会フォーラム

－　市民社会組織による子ども支援　－

報告書

2023 年 1 月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: https://www.kohokyo.or.jp/

©2023

印 刷　株式会社美巧社